

令和4年 第3回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

令和4年第3回南会津町議会定例会会議録目次

第1日 9月9日(金)

| | |
|-------------------------|----|
| ◎議事日程 | 1 |
| ◎本日の会議に付した事件 | 1 |
| ◎出席議員 | 1 |
| ◎欠席議員 | 1 |
| ◎説明のための出席者 | 1 |
| ◎事務局職員出席者 | 2 |
| ◎開会の宣告 | 3 |
| ◎開議の宣告 | 3 |
| ◎議事日程の報告 | 3 |
| ◎会議録署名議員の指名 | 3 |
| ◎会期の決定 | 3 |
| ◎諸報告 | 4 |
| ◎報告第7号から議案第62号まで一括上程、説明 | 5 |
| ◎散会の宣告 | 18 |

第2日 9月14日(水)

| | |
|--------------|----|
| ◎議事日程 | 19 |
| ◎本日の会議に付した事件 | 19 |
| ◎出席議員 | 19 |
| ◎欠席議員 | 19 |
| ◎説明のための出席者 | 19 |
| ◎事務局職員出席者 | 20 |
| ◎開議の宣告 | 21 |
| ◎議事日程の報告 | 21 |
| ◎一般質問 | 21 |
| 楠 正 次 議員 | 21 |
| 渡 部 優 議員 | 34 |

| | |
|--------|-----|
| 渡部訓正議員 | 5 2 |
| 丸山陽子議員 | 6 6 |
| 湯田哲議員 | 7 2 |
| ◎散会の宣告 | 9 2 |

第3日 9月15日(木)

| | |
|--------------|-------|
| ◎議事日程 | 9 3 |
| ◎本日の会議に付した事件 | 9 3 |
| ◎出席議員 | 9 3 |
| ◎欠席議員 | 9 3 |
| ◎説明のための出席者 | 9 3 |
| ◎事務局職員出席者 | 9 4 |
| ◎開議の宣告 | 9 5 |
| ◎議事日程の報告 | 9 5 |
| ◎一般質問 | 9 5 |
| 星光久議員 | 9 5 |
| 馬場浩議員 | 1 0 1 |
| 川島進議員 | 1 1 9 |
| 菅家幸弘議員 | 1 2 8 |
| ◎散会の宣告 | 1 4 5 |

第4日 9月16日(金)

| | |
|--------------|-------|
| ◎議事日程 | 1 4 7 |
| ◎本日の会議に付した事件 | 1 4 8 |
| ◎出席議員 | 1 4 8 |
| ◎欠席議員 | 1 4 8 |
| ◎説明のための出席者 | 1 4 8 |
| ◎事務局職員出席者 | 1 4 9 |
| ◎開議の宣告 | 1 5 0 |
| ◎議事日程の報告 | 1 5 0 |

| | |
|---|-------|
| ◎発言の申出 | 1 5 0 |
| ◎報告第 7 号 専決処分の報告についての質疑 | 1 5 3 |
| 専決第 1 4 号 損害賠償の額の決定及び和解について | |
| ◎議案第 4 4 号 南会津町議会議員及び南会津町長の選挙における選挙運動の 公営に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決 | 1 5 4 |
| ◎議案第 4 5 号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条 例の質疑、討論、採決 | 1 5 4 |
| ◎議案第 4 6 号 南会津町会津高原スキー場条例の一部を改正する条例の質疑、 討論、採決 | 1 5 5 |
| ◎議案第 4 7 号 南会津町小豆温泉花木の宿条例の一部を改正する条例の質疑、 討論、採決 | 1 5 6 |
| ◎議案第 4 8 号 南会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の 質疑、討論、採決 | 1 5 6 |
| ◎議案第 4 9 号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決 | 1 6 1 |
| ◎議案第 5 0 号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例の質疑、討論、採決 | 1 6 2 |
| ◎議案第 5 1 号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業富貴沢 橋下部工工事）の質疑、討論、採決 | 1 6 4 |
| ◎議案第 5 2 号 字の区域の変更についての質疑、討論、採決 | 1 6 5 |
| ◎報告第 8 号 令和 3 年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績 に関する報告について | 1 6 6 |
| ◎報告第 9 号 債権放棄の報告についての質疑 | 1 6 6 |
| ◎議案第 5 3 号 令和 3 年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての 質疑、討論、採決 | 1 6 7 |
| ◎議案第 5 4 号 令和 3 年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認 定についての質疑、討論、採決 | 2 0 5 |
| ◎議案第 5 5 号 令和 3 年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定についての質疑、討論、採決 | 2 0 6 |
| ◎議案第 5 6 号 令和 3 年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に | |

| | | |
|--------------------|---|-----|
| | についての質疑、討論、採決…………… | 206 |
| ◎議案第57号 | 令和3年度南会津町水道事業会計決算の認定についての質疑、 討論、採決…………… | 207 |
| ◎議案第58号 | 令和3年度南会津町下水道事業会計決算の認定についての質 疑、討論、採決…………… | 208 |
| ◎議案第59号 | 令和4年度南会津町一般会計補正予算（第5号）の質疑、討 論、採決…………… | 208 |
| ◎議案第60号 | 令和4年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）の 質疑、討論、採決…………… | 214 |
| ◎議案第61号 | 令和4年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）の質疑、 討論、採決…………… | 215 |
| ◎議案第62号 | 令和4年度南会津町下水道事業会計補正予算（第2号）の質 疑、討論、採決…………… | 215 |
| ◎日程の追加…………… | | 216 |
| ◎諮問第 3号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての上程、 説明、質疑、採決…………… | 217 |
| ◎議員派遣の件について…………… | | 218 |
| ◎閉会中の継続調査について…………… | | 218 |
| ◎閉会の宣告…………… | | 219 |
| ◎署名議員…………… | | 221 |

令和4年第3回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

令和4年9月9日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸報告
日程第 4 報告第7号から議案第62号まで一括上程
(提案理由の説明)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

| | | | | | |
|-----|---------|----|-----|---------|----|
| 1番 | 五十嵐 芳 道 | 議員 | 2番 | 馬 場 浩 | 議員 |
| 3番 | 川 島 進 | 議員 | 4番 | 渡 部 優 | 議員 |
| 5番 | 室 井 英 雄 | 議員 | 6番 | 渡 部 訓 正 | 議員 |
| 7番 | 丸 山 陽 子 | 議員 | 8番 | 湯 田 良 一 | 議員 |
| 9番 | 大 桃 英 樹 | 議員 | 10番 | 湯 田 哲 | 議員 |
| 11番 | 高 野 精 一 | 議員 | 12番 | 山 内 政 | 議員 |
| 13番 | 菅 家 幸 弘 | 議員 | 14番 | 星 光 久 | 議員 |
| 15番 | 楠 正 次 | 議員 | 16番 | 室 井 嘉 吉 | 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

| | | | |
|---------|-------------|---------|---------|
| 渡 部 正 義 | 町 長 | 佐 藤 一 範 | 副 町 長 |
| 星 英 雄 | 教 育 長 | 小 寺 俊 和 | 総 務 課 長 |
| 星 良 栄 | 総 合 政 策 課 長 | 鈴 木 秀 和 | 税 務 課 長 |

| | | | |
|--------|---------|--------|---------------|
| 渡部 秀介 | 住民生活課長 | 湯田 賢史 | 健康福祉課長 |
| 室井 利和 | 農林課長 | 星 博文 | 商工観光課長 |
| 月田 啓 | 建設課長 | 遠藤 知樹 | 環境水道課長 |
| 渡部 さつき | 会計室長 | 菅家 康夫 | 農業委員会 事務局長 |
| 阿久津 勝英 | 学校教育課長 | 廣野 友一郎 | 生涯学習課長 |
| 渡部 浩明 | 館岩総合支所長 | 馬場 誠 | 伊南総合支所長 |
| 平野 芳和 | 南郷総合支所長 | 渡部 寛 | 代表監査委員 |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 星 貴夫 | 事務局 長 | 星 彰 | 議事係 長 |
|------|-------|-----|-------|

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

ただいまから令和4年第3回南会津町議会定例会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、川島進君及び13番、菅家幸弘君を指名します。



◎会期の決定

○室井嘉吉議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から9月16日までの8日間とし、明10日から13日までを休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月16日までの8日間とし、明10日から13日までを休会とすることに決定いたしました。



◎諸報告

○室井嘉吉議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和4年第2回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告、産業建設委員会、文教厚生委員会の所管事務調査報告、議会広報委員会が出席した町村議会広報研修会報告書は、お手元に配付のとおりであります。

次に、6月29日に召集された令和4年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会及び令和4年第2回南会津地方環境衛生組合議会臨時会、並びに8月26日に召集された令和4年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会及び令和4年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会の概要は、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、令和4年度7月分までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告をしておきます。

次に、本町関係法人に係る令和3年度経営状況を説明する資料については、次の法人の資料が町長から提出されております。南会津地方土地開発公社、公益財団法人南会津町振興公社、会津高原たていわ農産有限会社、株式会社みなみあいづ、医療法人社団仁嘉会、以上の5法人等に係る経営状況説明資料は、議会事務局に保管されております。

なお、公益財団法人南会津町振興公社及び株式会社みなみあいづの経営状況を説明する資料は、お手元に配付のとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和4年第2回南会津町議会定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりであります。

これで、諸報告は終わりました。



◎報告第7号から議案第62号まで一括上程、説明

○室井嘉吉議長 日程第4、報告第7号から議案第62号まで一括上程します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 皆さんおはようございます。

読み上げ原稿ちょっと長くなるものですから、マスクを外させてください。よろしくお願いいたします。

令和4年度第3回南会津町議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

なお、8月1日付で就任いたしました佐藤一範副町長でございますが、初めての議会となりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

これより、今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議賜り、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

初めに、報告第7号 専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

本件は地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決第14号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、本年6月15日、中体連の送迎のため、会津若松市を走行中の町所有マイクロバスが、途中休憩のため駐車しようとした際、周辺確認が不十分であったため、駐車場内のガードパイプに接触し損害を与えたものであります。

過失割合を町100%とし、相手方に対してガードパイプの修理代として賠償金9万9,000円を支払うことで協議が整いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものでございます。

次に、議案第44号 南会津町議会議員及び南会津町長の選挙における選挙運動の公営に関する

る条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、令和4年6月に公布されました公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター及びビラの作成の公営に要する費用の限度額が引き上げられたことに伴い、本条例の一部について施行令の改正に準じた所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第45号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等に関する規定を定めるため、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第46号 南会津町会津高原スキー場条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、会津高原スキー場のリフトの利用料金について、各スキー場の運営方針及び利用者のニーズに即した料金設定ができるよう柔軟性を持たせ、安定した経営に寄与するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第47号 南会津町小豆温泉花木の宿条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、小豆温泉花木の宿離れの改修及び増築に伴い、快適な客室空間と広い露天風呂が完備されることにより、利用者に提供されるサービス向上が図られることから、施設の利用料金に柔軟性を持たせ、安定した運営に寄与するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第48号 南会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、令和3年4月に消防庁長官から通知のあった非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、消防団員の処遇改善を推進するため、消防団の年額報酬及び出動報酬等について、所要の改正をするものでございます。

なお、現在、消防団員の年額報酬及び出動報酬等については、南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に定められておりますが、今回の改正にあわせて南会津町消防団設置等に関する条例において規定することといたします。

次に、議案第49号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、議案第48号で提案いたしました南会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正す

る条例にあわせて、消防団の年額報酬及び出動報酬等に関する部分を削除するため、所要の改正を行なうものでございます。

次に、議案第50号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、下水道事業受益者負担金について、担当職員の法令に対する理解不足により、多額の不納欠損が生じたことから、町長の給与について、令和4年10月の給与月額を100分の20削減するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第51号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、社会資本整備総合交付金事業富貴沢橋下部工工事の請負契約について、条例の規定に基づき、議会の議決に付すものでございます。

本工事の概要は、橋梁下部工一式でありまして、町内土木業者6社を指名し、去る8月30日、指名競争入札を実施した結果、請負金額7,953万円で久米工業株式会社が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものでございます。

なお、工事期間は令和5年3月31日までを予定しております。

次に、議案第52号 字の区域の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、平成28年度から田部地区で実施している経営体育成基盤整備事業により、従来の区画が変更されたことから、新たに字の区域を設定したため、字界の変更を行うものでございます。

次に、報告第8号 令和3年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてをご説明申し上げます。

本件につきましては、議案第53号以下の各会計の決算を認定に付するための説明書として、令和3年度事務報告、主要な施策の成果及び令和3年度決算概要を配付しておりますので、決算書と併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。ご報告とさせていただきます。

なお、次の議案第53号から58号までの各会計決算認定に係る議案の提出理由に当たりましては、決算額の金額につきまして1,000円単位でご説明を申し上げますのでご了承をお願いいたします。

次に、報告第9号 債権放棄の報告についてをご説明申し上げます。

本件は南会津町債権管理条例第14条第1号及び第5号の規定により、債権放棄を行いました町有建物貸付料150万3,000円について、同条例第15号の規定により報告するものでございます。

次に、議案第53号 令和3年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し

上げます。

令和3年度の予算編成に当たっては、地方財政計画等の国の動向を踏まえつつ、令和2年度で終了となった市町村合併による普通交付税算定特例後の対応や、新型コロナウイルス感染症により停滞した町内経済活動の回復に向けた取組など、山積する課題に対応し、これまで以上に町民と行政が信頼関係を築き、それぞれの役割を果たしながら、第二次総合振興計画の理念である「ひとが集まるまち・ひとを育むまち・みんなが輝くまち」の実現に向け、「時代の流れを力にし、新しい生活様式に対応した持続可能なまちづくり」を基本方針に掲げ、徹底した経費の見直しと事業の重点選別による当初予算編成を行いました。

この結果、一般会計当初予算額は、前年度比5.9%減の126億3,400万円で、その後、新型コロナウイルス感染症対策に要する予算計上など、計11回の補正予算を行い、前年度繰越明許費を含む最終予算額は145億7,043万2,000円となりました。

続いて、決算について申し上げます。

収入総額142億8,497万3,000円、歳出総額138億6,795万8,000円、前年度決算と比較すると歳入で17.4%、歳出で17.9%の減少となりました。

歳入から歳出を差し引いた形式収支額は、4億1,701万5,000円の黒字、さらに、翌年度へ繰越すべき財源1,322万2,000円を除いた実質収支額は4億379万3,000円で、前年度比13.3%の増となっております。

また、前年度実質収支との差額である単年度収支は4,736万3,000円の黒字、これに財政調整基金への積立と取崩し額の差額1億7,830万7,000円を加えた実質単年度収支は2億2,567万円の黒字となり、決算状況はおおむね良好なものとなっております。

主な歳入決算項目では、本町の歳入予算の約半分を占める地方交付税が国の補正予算等に伴う追加交付のほか、豪雪に伴う除雪費に対する措置分の増加により、前年度比7.7%、4億8,762万円の増となりました。

また、令和2年度に実施した特別定額給付金給付事業の完了などにより、国庫支出金が前年度比40.8%の減、さらには、投資的経費の事業費の減少に伴い、財源として充当している地方債が前年度比38.2%の大幅減となっております。

一方、歳出性質別決算の項目については、子育て世帯等臨時特別支援事業や臨時特別給付金給付事業を含めた新型コロナウイルス感染症関連事業の実施に伴い、扶助費が前年度比32.8%の大幅増となった一方で、投資的経費については、星の郷ホテル建設事業や御蔵入交流館設備改修事業といった複数年にわたり実施してきました大規模の事業の完了に伴い、普通建設事業

費が大きく減少したほか、令和元年度の台風19号災害復旧事業が完了するなど、全体で前年度比38.3%の減少となりました。

その他の経費については、豪雪に伴う除雪費の追加により、維持補修費が32.9%の増加、令和2年度に実施した特別定額給付給付事業の完了などに伴い、補助費等が43.1%の減少となっております。

主な財政指標の状況では、近年高い水準で推移してきた経常収支比率が、前年度比3.7%減の86.6%とやや改善されております。これは、普通交付税の追加交付などにより、経常一般財源等が増加した影響によるものが大きく、人件費や維持補修費などの経常経費は前年より増加となっておりますのでございます。

近年、本町の経常収支比率は高い水準にあることから、南会津町公共施設等総合管理計画個別計画に基づく施設の在り方の再検証や、選択と集中による事務事業の見直しを行うなど、引き続き、経常経費の抑制に取り組みながら、新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応といった社会情勢の変化に柔軟に対応できる持続可能な財政構造を確立していく必要があるものと考えております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告は、決算概要の5ページのとおりであり、いずれも早期健全化基準を下回る数値となりました。

このうち、実質公債費率については、3か年平均の比率で前年より0.4%の増、5.8%となりましたが、中長期的な視点では、地方債の計画的な活用が図られていると判断をしております。そのほかの指標とも基準以下となっており、財政規律は守られておりますが、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、議案第54号 令和3年度南会津町国民健康保健特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額16億3,314万7,000円で、前年度比3.9%の減、歳出総額も16億332万9,000円で、対前年度比3%の減となり、歳入歳出とも前年度より減額となっております。

減額の主な要因としては、コロナ禍における被保険者の受診控え等によって、療養給付費等の支出が少なくなったことで、医療費に係る療養給付等が減少し、それに伴う普通交付金等の県支出金が減少したことによるものでございます。

近年の医療技術の進歩に伴い、高度な治療、新薬の服用等が可能になったことが影響し、1件当たりの医療費が高額になってきていることや、コロナ禍における受診控え等に起因する疾病の重症化予防対策も視野に入れた上で、今後も保健事業や医療費適正化事業を推進すること

により、安定した財政運営につなげてまいりたいと考えております。

次に、議案第55号 令和3年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算についてをご説明申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額2億3,199万6,000円、歳出総額2億2,832万8,000円で、歳入歳出差引額366万8,000円を翌年度に繰越すことといたしました。

前年度より歳入で0.7%の増、歳出で0.2%の増額となりましたが、その主な要因は、後期高齢者の健康診査における受診者の増加に伴い、福島県後期高齢者医療広域連合から支払われる健康診査受託料が増加したことによるものであります。今後も福島県後期高齢者医療広域連合と連携しながら医療費の適正化に努めてまいります。

次に、議案第56号 令和3年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額23億4,979万6,000円、歳出総額で22億3,463万9,000円、歳入歳出差引額1億1,515万7,000円を翌年度に繰越すことになりました。

これらは、第8期介護保険事業計画で設定した数値でおおむね推移しておりますが、団塊の世代が後期高齢者に達する2025年に向かい、今後も増加していく保険給付費に対し、その財源となる保険料の徴収強化と介護予防事業の推進による歳出抑制に引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第57号 令和3年度南会津町水道事業会計決算の認定についてをご説明申し上げます。

水道事業会計における経営状況のうち、事業の営業活動をあらかず収益的収支については、事業収益5億7,087万9,000円に対し、事業費用5億3,624万4,000円で、差引き3,463万5,000円となり、消費税等を除いた純利益は、1,151万5,000円となりました。

また、施設の整備状況を表す資本的収支については、収入2億6,555万7,000円に対し、支出4億6,195万4,000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億9,639万7,000円につきましては、減価償却費など現金支出を伴わない損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

今後も、人口減少による使用料の減収が進む中、将来にわたり安定的な水道事業を継続していくため、経営の健全化を行い、計画的かつ効率的な事業運営に努めてまいります。

次に、議案第58号 令和3年度南会津町下水道事業会計決算の認定についてをご説明申し上げます。

令和3年4月から地方公営企業法を適用し、公共下水道事業特別会計及び農林業集落排水事業特別会計の2つの特別会計を合わせて、南会津町下水道事業会計として決算を行っております。

経営状況のうち、事業の営業活動等を表す収益的収支につきましては、事業収益6億5,342万1,000円に対し、事業費用6億5,047万2,000円で、差引き294万9,000円となり、消費税等を差し引いた純利益は29万8,000円となっております。

また、施設の整備状況等を表す資本的収支については、収入2億8,305万1,000円に対し、支出2億9,203万7,000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額898万6,000円につきましては、減価償却費など現金支出を伴わない損益勘定留保資金で補填いたしております。

今後も人口減少による使用料の減収が進む中、将来にわたり安定的な下水道事業を継続していくために、経営の健全化を行い、計画的かつ効率的な事業運営に努めてまいり所存でございます。

以上、各会計の決算についてご説明いたしました。6月定例議会に報告いたしましたとおり、社会保障税番号制度システム整備事業ほか、一般会計5事業総額3億1,433万円、水道事業会計3事業総額1億1,231万3,000円、下水道事業会計1事業総額4,397万3,000円を令和4年度に繰越しておりますので、改めてご報告をさせていただきます。

続きまして、議案第59号 令和4年度南会津町一般会計補正予算（第5号）についてをご説明申し上げます。

本補正予算は、私がこのたびの町長就任に当たり掲げた公約の実現への第1歩としての予算でございます。主に新型コロナウイルス感染症対策、若者定住対策、高齢者子育て支援対策を柱とした予算編成を行い、歳入歳出それぞれ3億4,665万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ130億2,465万5,000円とするものでございます。

補正予算の主な項目につきまして、歳入からご説明を申し上げます。

第11款地方交付税は、普通交付税の本算定の結果、交付額の確定により6,004万円を追加するものであり、この結果、今年度の普通交付税交付額は58億6,004万円となり、令和3年度交付実績より2億3,313万円、3.8%の減となっております。

減少した原因でございますが、町民税法人税割に係る基準財政収入額が増加した一方で、国勢調査人口の減少と各単位費用の減少に伴い、社会福祉費や高齢保健福祉費における基準財政需要額が減少したことが挙げられます。

第15款国庫支出金でございますが、1,986万4,000円の追加で、新型コロナウイルス感染症対応

地方創生臨時交付金及び子ども・子育て支援事業費補助金などを追加計上する一方、除雪機械及び公営住宅の整備費用として交付される社会資本整備総合交付金の減額が主なものでございます。

第16款県支出金は、事業量の増加により森林環境保全直接支援事業補助金が追加交付となるほか、旧南会津郡役所の雪害修繕費に充てる指定文化財保存活用事業補助金が新たに交付されることになるなど、1,126万8,000円を追加するものでございます。

第19款繰入金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一般財源に充てるため、財政調整基金を繰り入れるほか、旧南会津郡役所の雪害修繕費用の一部として、公共施設等整備基金を繰り入れるものなど合わせて6,482万4,000円を追加するものでございます。

第20款繰越金は、令和3年度決算に基づき2億379万3,000円を追加し、繰越金総額を4億379万3,000円とするものでございます。

第21款諸収入は、この冬の雪害に対する建物共済保険金1,577万8,000円を追加計上し、第22款町債は、地方交付税の振替として発行する臨時財政対策債の減額が主で3,023万6,000円を減額といたしました。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

第2款総務費は、令和3年度決算余剰金の財政調整基金への積立て及びふるさと納税寄付額の一部をふるさとづくり基金に積立てるほか、コロナ禍や原油価格高騰の影響を受けた会津・野岩両鉄道に対し、県及び沿線市町村による経営支援を行うための負担金を新たに計上し、一方で、町長選挙などの選挙執行経費の確定に伴い、選挙費を減額するものであり1億1,834万9,000円の追加補正であります。

第3款民生費は、コロナ禍における高齢者支援としてのこだまエールプロジェクト事業や、同じくコロナ禍での子供たちに向けた支援としてデジタル絵本導入事業に要する経費を計上するほか、原油価格高騰により影響を受けている在宅介護サービス事業者へのサービス提供体制の支援費、さらには、保育所や学童保育、子育て支援センターにおける感染症対策と給食材料費高騰に要する経費など、総額で3,063万5,000円を計上いたしました。

第4款衛生費では、抗原検査キット配付事業や感染により自宅療養を余儀なくされた方を支援する応援パッケージ配達事業費に要する経費など961万3,000円を計上しております。

第6款農林水産業費でございますが、1,673万9,000円の計上で、その主なものは、農地情報のデジタル化費用及び肥料さらには飼料の高騰により影響を受けた農家及び酪農家の経営の安定化を図るための補助金などでございます。

第7款商工費は、原油価格等の高騰により大きな影響を受けている町内事業者に対して、燃料費、光熱費の一部を助成する原油価格等高騰対策事業、コロナ禍の影響を受けて販売量が減少している地酒の新たな販路を見出すための地酒販路開拓支援事業、さらには、冬期間の地域経済を活性化させるとともに、電子決済の導入及び利用促進を図るための冬期経済対策電子決済推進事業の予算計上をするほか、観光施設の修繕費を合わせまして6414万4,000円の計上となっております。

第8款土木費は、町道修繕工事費のほか、社会資本整備総合交付金事業の事業内容の変更による補正で142万9,000円を追加したところでございます。

第10款教育費は、雪害により損傷した教職員住宅の解体撤去費用、国立天文台上席教授による星空をテーマとした文化講演会の開催経費及び旧南会津郡役所の雪害修繕工事費の計上など合わせまして2,777万3,000円の計上となっております。

第14款予備費は、今後の台風シーズンや降雪期の自然災害など、不測の事態に備えるほか、歳入との関連によって8,006万3,000円を追加する内容となっております。

なお、既定の地方債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第60号 令和4年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてをご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億1,686万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,486万円とするものであります。

その主な内容は、令和3年度決算に伴う給付費の清算及び介護システム改修に伴う費用の補正のほか、決算剰余金の介護給付費準備基金への積立金などの計上などであります。

次に、議案第61号 令和4年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収入を350万円追加し、収入の予定額を6億319万7,000円とするほか、収益的支出を495万円追加し、支出の予定額を5億8,159万円とするものであります。

また、資本的支出については、100万円を追加し、支出の総額を5億1,438万9,000円とするものであります。

その補正の内容でございますが、落雷により故障した田島浄水場の機器の修繕費と、建物災害共済金の計上のほか、生活基盤施設耐震化等交付金事業の工事費を追加計上したものでございます。

次に、議案第62号 令和4年度南会津町下水道事業会計補正予算（第2号）についてをご説明申し上げます。

本補正予算は、資本的収入の予定額を260万円追加し、3億644万4,000円とするものであります。

その内容は、公共下水道事業費の組替えに伴い、その財源として企業債を追加するものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案19件、報告3件に関する説明とさせていただきます。

つきましては、よろしくご審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 これで、提案理由の説明を終わります。

ここで議案第53号から議案第58号までの令和3年度南会津町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計及び下水道事業会計に係る歳入歳出決算について、監査委員に決算審査結果の報告を求めます。

渡部寛代表監査委員。

○渡部寛代表監査委員 代表監査委員の渡部寛でございます。失礼しまして、マスクを外したまま報告をさせていただきたいと思っております。

令和3年度南会津町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況、令和3年度南会津町下水道事業会計決算、令和3年度南会津町水道事業会計決算、令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてご報告を申し上げます。

まず、決算審査は令和4年7月11日から7月21日までの実質7日間にわたり、舟木隆監査委員、湯田良一監査委員とともに実施いたしました。

審査の方法は、町長から提出された令和3年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況、令和3年度南会津町下水道事業会計決算及び令和3年度南会津町水道事業会計決算について、関係帳簿及び証拠書類と照合し、計数の確認と併せて関係職員から説明を聴取し、決算の成否及び予算の執行状況について審査を行いました。

審査に付された関係書類はいずれも関係法令に準じて作成され、その結果は、その計数は誤りのないものであり、予算の執行及び財政運営状況は適正なものと認められましたので、ここにご報告をさせていただきます。

以下、1,000円単位で申し上げますが、一般会計の決算状況は、歳入決算額142億8,497万

3,000円、歳出決算額138億6,795万8,000円、歳入歳出差引額4億1,701万5,000円となり、翌年度へ繰越すべき財源1,322万2,000円を差し引いた南会津の実質収支額は、4億379万3,000円となっております。

特別会計の決算状況は、歳入決算額42億1,493万8,000円、歳出決算額40億6,629万6,000円、歳入歳出差引額1億4,864万2,000円が実質収支額となっております。

次に、町税等の未納額についてであります。自主財源である町税等の未納額が依然として発生している状況にあります。主な未納額を1,000円単位で申し上げますと、町民税、固定資産税、軽自動車税の未納額は、1億6,207万4,000円となり、前年度と比較しますと349万9,000円の増加となっております。

国民健康保険税の未納額は1億1,450万7,000円となり、前年度と比較しますと285万2,000円減少しました。

後期高齢者の医療保険料の未納額は501万7,000円となり、前年度と比較しますと24万5,000円の減少となりました。

介護保険料の未納額は1,489万4,000円となり、前年度と比較しますと34万3,000円の増加となっております。

一方、使用料等の未納額は、保育所が前年度との比較で77万4,000円の減少で12年連続の減少、町営住宅使用料は前年度との比較で233万9,000円の減少で7年連続の減少となっております。

なお、現年度分については、5年連続で徴収率は100%を達成しており、担当者の努力と滞納対策の取組の成果が表れたものと評価しております。

水道使用料は前年度との比較で34万4,000円減少しております。使用料全体では1億1,493万9,000円となり、前年度と比較しますと442万8,000円の減少となっております。

下水道使用料は、前年度との比較で958万2,000円の減少となったものの、受益者負担金の不納欠損額868万3,000円と大きく処理されております。

町税、使用料等を合計した一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の未納額は、4億1,143万円となり、前年度と比較しますと、1,235万円の減少となっております。

今後も町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、未納対策など収納率の向上に努力する必要があります。滞納対策として、まず、滞納者の現状を十分把握して、その実情に沿って、きめ細かな対応を取りながら、支払い能力の範囲と認められながら、その義務を果たさない滞納者に対しては、公平・公正を期すため、断固とした態度で臨むべきであり、行政への信

頼にも関わる問題であることを十分留意され、収納率向上対策に格段の努力を望むものであります。

次に、町債についてであります。一般会計への令和2年度末地方債現在高は、169億5,064万6,000円でありましたが、令和3年度末では169億7,573万8,000円と2,509万2,000円増加しました。

実質公債費率は、3か年の平均値で5.8%となり、前年度より0.4%増加しました。

単年度の実質公債費比率を見ると、令和元年度5.4%、令和2年度6.0%、令和3年度6.2%となっております。単年度比較で、令和3年度は前年度より0.2%増加しましたが、早期健全化基準である25.0%と比較しても低位で推移しており、財政の弾力性は保たれております。今後もコスト削減に努力し、地方債残高及び実質公債費比率の減少に向けて努力することを望むものであります。

次に、水道事業会計決算について審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

令和3年度の経営成績については、水道事業収益5億7,087万9,000円、事業費用5億3,624万4,000円で、当期純利益は1,151万5,000円となっております。

財政状態は、流動化比率は令和2年度が114.6%、令和3年度が111.7%で推移しており、資金繰りも特に懸念はありません。

また、起業債残高は31億1,450万6,000円となっておりますが、収益化可能な長期前受金18億6,612万円を確保し、減価償却費3億3,963万6,000円を計上しながら最終利益を計上できれば、今後の償還力に大きな懸念はありません。

今後も平成28年度に策定された南会津町水道事業経営戦略に基づき、適正な建設改良費の支出により、安定した資金繰りや給水世帯数、給水人口の減少傾向も続くと予想される中、さらなる経営の効率化、健全化を進め、安全で安定した水道水の供給に努められることを期待します。

次に、下水道事業会計決算について審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

令和3年度の経営成績については、下水道事業収益6億5,342万1,000円、事業費用6億5,047万2,000円で、当期純利益は29万8,000円となっております。

財政状態は、流動化比率が令和3年度で44.9%と資金繰りに注意が必要であり、一層の経営改善を図る必要があります。

また、企業債残高は20億1,652万4,000円となっておりますが、収益化可能な長期前受金58億2,681万4,000円を確保し、減価償却額4億7,234万4,000円を計上しながら最終利益を計上でき

れば、今後の償還力に大きな懸念はありません。

今後は、平成28年度に策定されました南会津町下水道事業経営戦略に基づき、適正な建設改良費の支出により、安定した資金繰りや世帯数、人口の減少傾向も続くと予想される中、さらなる経営の効率化、健全化を進め、公共用水域の水質保全に努められることを期待します。

次に、財政健全化判断比率審査意見及び公営企業会計資本不足比率審査意見を述べさせていただきます。

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により実施するものであります。

審査の概要であります。町長から提出された健全化判断比率及び各公営企業の会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令の規定に沿って作成されているのかなどに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施いたしました。

審査結果ですが、審査に付された以下の令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計との令和3年度の決算収支において実質赤字額は生じておらず、財政収支に問題はありません。

実質公債費率については3か年の平均値で5.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており問題ありません。単年度を見ても令和元年度5.4%、令和2年度6.0%、令和3年度6.2%と低位で推移しております。

将来負担率については、令和3年度は31.4%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っており問題はありません。過去3か年度を比較しても、平成30年度25.0%、令和元年度33.1%、令和2年度32.5%と、低位で推移しております。

次に、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足額は生じておらず、経営健全化基準の20.0%と比較しても問題はありません。

今後も普通交付税等一般財源の減少や人口の減少により、財政の見通しはますます厳しくなることを想定され、行財政改革のさらなる推進が必要であると考えます。限られた財源を効率的・効果的に活用することを念頭に置き、町民の立場に立った安全で安心して暮らせる南会津町の実現のため、各課は役割を認識し、着実に第2次南会津町総合振興計画の目標達成に向かって努力されることを期待するものであります。

社会の急激な改革に乗り遅れることのないよう時代を先取りし、南会津町の大いなる躍進を

願い決算審査の意見といたします。なお、個別の指摘改善指示事項については、審査意見書に記載しておりますので、後ほどご覧いただくことで割愛させていただきます。よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 以上で、監査委員の報告を終わります。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれで散会します。

次の本会議は、9月14日午後10時から開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございます。

この後、11時15分より全員協議会を開催しますので、お集まりをお願いいたします。

以上でございます。

大変ご苦労さまでございます。

散会 午前11時06分

令和4年第3回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

令和4年9月14日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

- 15番 楠 正次 議員
- 4番 渡部 優 議員
- 6番 渡部 訓正 議員
- 7番 丸山 陽子 議員
- 10番 湯田 哲 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 五十嵐 芳道 議員 | 2番 馬場 浩 議員 |
| 3番 川島 進 議員 | 4番 渡部 優 議員 |
| 5番 室井 英雄 議員 | 6番 渡部 訓正 議員 |
| 7番 丸山 陽子 議員 | 8番 湯田 良一 議員 |
| 9番 大桃 英樹 議員 | 10番 湯田 哲 議員 |
| 11番 高野 精一 議員 | 12番 山内 政 議員 |
| 13番 菅家 幸弘 議員 | 14番 星 光久 議員 |
| 15番 楠 正次 議員 | 16番 室井 嘉吉 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

渡部 正義 町 長 佐藤 一範 副 町 長
星 英雄 教 育 長 小寺 俊和 総 務 課 長

| | | | |
|---------|---------------|-----------|----------------------|
| 星 良 栄 | 総 合 政 策 課 長 | 鈴 木 秀 和 | 税 務 課 長 |
| 渡 部 秀 介 | 住 民 生 活 課 長 | 湯 田 賢 史 | 健 康 福 祉 課 長 |
| 室 井 利 和 | 農 林 課 長 | 星 博 文 | 商 工 観 光 課 長 |
| 月 田 啓 | 建 設 課 長 | 遠 藤 知 樹 | 環 境 水 道 課 長 |
| 渡 部 さつき | 会 計 室 長 | 菅 家 康 夫 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 |
| 阿久津 勝 英 | 学 校 教 育 課 長 | 廣 野 友 一 郎 | 生 涯 学 習 課 長 |
| 渡 部 浩 明 | 館 岩 総 合 支 所 長 | 馬 場 誠 | 伊 南 総 合 支 所 長 |
| 平 野 芳 和 | 南 郷 総 合 支 所 長 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|---------|-----|---------|
| 星 貴 夫 | 事 務 局 長 | 星 彰 | 議 事 係 長 |
|-------|---------|-----|---------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条のただし書の規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。

また、議場内スクリーン使用の申出を行った議員は、スクリーンに資料を表示して一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

さらに、本定例会以降の一般質問等については、飛沫防止アクリルパーテーションの設置場所での発言者についてはマスクを外して発言することを許したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



◇ 楠 正 次 議員

○室井嘉吉議長 それでは、15番、楠正次君の登壇を許します。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 皆さん、おはようございます。久しぶりに1番の登壇となりました議席番号15、楠です。これより通告に従い、一般質問を始めます。

質問事項は1点であります。

町道鱒沢線の行方と持続可能な山林の再構築であります。

町道鱒沢線は、総延長15.3キロで、国道352号館岩地域の戸中地区から栃木県湯西川温泉につながる道路であります。平成27年9月の関東東北豪雨災害で山腹崩落や路盤の流出など、大きな被害を受けました。当時、本町の国道、町道、林道、水路、橋梁など、多くの場所で被災し、災害査定で激甚災害に指定され、復旧されましたが、鱒沢線は手が回らない状況だったと記憶しております。

これまで南会西部漁業協同組合館岩支部で放流事業のため、車両通行可能区域の1.5キロの延長を求めておりました。昭和30年代半ばから40年代に架けた橋が経年劣化のため、車両の通行には危険と判断され、352号国道から3.6キロ地点で通行止めにされています。

本年7月にこの町道を活用し、新たな林業を展開したいという情報が入りました。昨年、一般社団法人モクティ倶楽部という法人が設立されました。本町の3事業者が会員として登録されております。また、理事にも本町の方が名を連ねておられます。

その中の一事業者が国道から約7キロ先の町道両側に存在する民有共有林1,500ヘクタールの広葉樹と針葉樹の混合林をFSC認証林、そしてFM認証、その中にありますけども、フォレストマネジメント、日本訳にすると適切に管理された森とのことでありますが、循環型森林経営を行いたいということでもあります。現状、3.6キロ地点から7キロ地点に存在する5橋及び鱒沢隧道の調査に対する考えを伺いたいと思います。

画像を見ながらお聞きいただきたいと思いますが、1点目でありましたが、こいつき橋、この橋は約9メートルの長さで、橋の下から橋台、橋板等を見ますとひび割れ等もなく、そう危険には私たち素人が見た目では感じられないところでありました。

続きまして、おいつき橋であります。おいつき橋もご覧のように橋板の長さが9メートルでありますから比較的短く、沢の水も少ない状況であります。ここも下から見ても橋台等、RC構造だと思いますが、鉄筋コンクリートの橋板ですか、そこも比較的、クラック等も見受けられないという状況であります。

続きまして、内橋であります。内橋はアキタ木材という会社が30年代から全山を切り出し

たわけですけれども、この旧橋脚、これはこの橋が約16メートルありますから、当時のRCでは1本ではなかなか難しかったんで技術的に、で、橋台がありまして、つながっていましたが、急カーブ等々の感じで、今はその上部に新しい橋、今、この欄干の見えるのが新しい橋であります。ここはメタル橋になっております。ここも下から見てもそんなに、欄干を支えているようなコンクリートは除雪等々で壊れていますが、下の部分は割ときれいな感じに私は見受けてきました。

続きまして、曲澤橋であります。曲澤橋は隧道の手前にありまして、状態としては、高さはありますけど、コンクリート等はとてもきれいな状態であります。そして、これは橋板も下から見た限りではクラック等もなく、そんなに心配ないのかなというふうに私、素人目では感じました。

続きまして、黒沢橋であります。ここは20メートルの橋でありまして、真ん中に橋台が1つあります。ここがコンクリート等はそんなに劣化しているような、欄干を支える橋の部分はちょっと損傷していますけども、鉄筋がむき出しになっているとかそういうようなところは、全ての橋で見受けることはできませんでした。

続きまして、曲澤橋から100メートルほど登ったところに鱒沢隧道という六、七十メートルかなという隧道がございます。そして、この隧道が入口から3メートルから10メートルぐらいのところ割と大きなコンクリートの落下がございました。その部分ですね。

そして、コンクリートに剥離箇所と指定してある場所、ここは奥側に1か所だけ、約10センチ、コンクリートが巻いてありました。岩に10センチ。鉄筋とかそういうのは入っていないので、岩で隧道を造ったところに、コンクリート材を出すときに、トラックが通るために落下防止とかそういうことでコンクリートを巻いたのかなと。普通の我々が認識しているような構造のトンネルとは若干違うように感じました。

それで、これらの竣工年、ここも表示板等がないのでいつできたものなのか、コンクリートを巻いたのはいつなのか等々が、記録にあるかどうか分かりませんが、その辺も橋と同様にお聞きしたいというふうに思います。

それから、これらのことを踏まえて3点目でありまして、352号国道から3.6キロ地点の山の神跡地、今はこの山の神様というほくらとかは廃止しましてなくなっておりますが、跡地から7キロ地点の黒沢橋までの通行止めとする理由、これを改めて伺いたいというふうに思います。

4点目でありまして、国では地方公共団体が管理する道路、橋梁の長寿命化に取り組むことを求めているというふうに考えます。橋梁の長寿命化個別計画策定が必要なのかというふうに

と思いますが、これに対する考えもお聞かせいただきたいと思います。

5点目は、同様に鱒沢隧道の長寿命化計画策定、これが必要ではないのかなというふうに考えますが、ここについてもお考えをお聞きしたいと思います。

6点目になりますが、栃木県境まで国有林と民有林があり、こいつき橋、おいつき橋、ここはこいつき橋の200メートルぐらい手前からなんですけど、令和3年度収穫予定地という箇所というのが森林管理署で設置されておりました。

次の画面に移していただきますと、ご覧のように間伐、これは森林管理署に聞いたところ、切捨て間伐だと。そして、これからこのように間伐されておりましたが、切捨て間伐で、今後5年間ごとに収穫の計画を立てるというようなことをお聞きしましたが、実際に3.6キロから、僅かではありますけど、約1キロぐらい先までは伐採が行われておりますので、道路管理者に対して森林管理署からは通れておりますというような願いがあったとか、そういうようなことはあったのか、その点をお聞きしたいなというふうに思います。

7点目は、一般社団法人モクティ倶楽部会員の事業者が鱒沢の森を価値ある森林とする事業計画を策定し、町長にもお渡ししましたけど、これらを11人の共有者、権利者との協議も順調に進んでいるということではありますが、本事業計画に対する町長の考えを伺いたいと思います。

最後であります、3.6キロメートルから先を町道として維持管理するのか、それとも廃道も視野に入れた検討をするのか、あとは3.6キロから先は林道にするか、7キロから先を林道にして、7キロまでは併用林道にするとかいろんな考え方ができると思うんですけども、森林管理署にお聞きしたところ、首席森林官は、町道の状態で併用林道として維持管理の費用負担等々の協議に乗ることはありますというお答えをいただきました。

それが果たして金額がどうこうとかそういうところまでは分かりませんが、そういうようなこともあるので、今後の町道鱒沢線、今のところだと、もう3.6キロから先は廃止、費用対効果等々を考えると、なかなかそこに投資をするということは難しいというふうに私も聞いておりますが、新しい町民が利益を得たり、地域の仕事の間になったりというようなことを考えるとともに、社会の流れでありますSDGsにも寄与できますし、カーボンニュートラルにも寄与する、そして地域経済の発展にも幾ばくかの効果があって、それを恒久的に年間30ヘクタールとか20ヘクタールずつ伐採、そしてヒコバエの剪定、そしてまた育林をするというようなことがその事業体の狙いのようにありますから、その辺も含めた上でぜひ今後の展開を町長のお考え、お聞きしたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 おはようございます。マスクを取って答弁をさせていただきたいと思います。

ただいま楠議員から位置図、それから写真等を提示いただきまして、分かりやすい形で質問をいただきました。こういった形も今後、議会運営の中で必要なのかなというふうに改めて感じたところでございます。ありがとうございます。

初めに、町道鱒沢線の行方と持続可能な山林の再構築に関する1点目、こいつき橋、おいつき橋、内橋、曲澤橋、黒沢橋、それぞれの竣工年を示せというおただしをいただきましたが、こいつき橋については昭和40年、おいつき橋は昭和39年、内橋は昭和38年、曲澤橋及び黒沢橋は昭和36年に竣工しているということが分かりました。

次に、2点目、鱒沢隧道の竣工年を示せという内容でございますが、道路台帳、さらにはトンネル台帳にも記載がありませんで、竣工年については把握できませんでした。

3点目、山の神跡地から黒沢橋までの通行止めの理由を示せという内容でございますが、令和2年、第4回議会定例会の一般質問でも答弁いたしました。山の神跡地から先は道路幅員の狭小な区間があることや路線内の橋梁及び隧道の劣化が著しく、道路管理者として車両通行上の安全が確保できないこと、さらに平成27年豪雨による山腹のり面崩壊によって土砂が道路をふさいでおり、事実上、自動車の通行ができない状態となっております。

以上のような理由から、山の神跡地にバリケードを設置し、通行止めをしている状況でございます。

次に、4点目、橋梁の長寿命化個別計画策定の考え方を示せとのおただしであります。令和2年3月に南会津町橋梁長寿命化修繕計画を策定しており、本計画に基づき橋梁の維持管理に努めているところでございます。本計画は今ある橋梁の状態を定期点検により把握し、橋梁修繕等を計画的に進め、合理的な維持管理を行うことにより将来の道路ネットワークと地域の安全・安心を確保、それから維持管理コストの縮減、予算の平準化などを図ることを目的としております。

この目的を達成するために橋梁の健全化を把握した上で、重要度に基づき管理区分を設定し、橋梁の維持管理に努めているところでございます。

なお、おただしにありました5つの橋梁につきましては、町道鱒沢線の通行止めに伴い、未使用になっていることから、本計画において、現時点では修繕等の具体的な計画を持つには至っておりません。

次に、5点目、鱒沢隧道の長寿命化個別計画策定の考え方を示せというおただしでございま

すが、令和2年12月に南会津町トンネル長寿命化修繕計画を策定しており、本計画に基づきトンネルの維持管理に努めているところでございます。

本計画における鱒沢隧道につきましては、4点目でお答えいたしましたとおり通行止めになっていることから、定期点検を実施していないため、現時点においては具体的な修繕計画等の検討には至ってございません。

6点目、おいつき橋、こいつき橋周辺の国有林は収穫予定と表記され、伐採されています。森林管理署との協議内容を示せというおただしでございますが、国有林野における施業実施計画については、森林計画区ごとに伐採造林計画簿として5年間の施業計画が公表されているところでございます。

これらにつきましては、国の方針に基づき実施されるものであり、施業実施において特に町への協議はありません。議員おただしの表記された収穫予定地については、令和3年度に保育事業として面積7.09ヘクタールの間伐事業を実施したと聞いているところでございます。

次に、7点目、一般社団法人モクティ倶楽部の会員が策定した計画に対する町の考え方を示せとおただしをいただきましたが、一般社団法人モクティ倶楽部に確認したところ、まだ構想段階であり、具体的な計画はこれから策定するというとお聞きしております。

また、モクティ倶楽部では、木製品の差別化を図るため、森林認証の1つであるF S C認証を県内に広げる構想も持っておられるようでございます。森林認証制度の取組は、伐採、搬出される木材に環境に配慮した付加価値をつけることにつながりますので推奨すべきものというふうに考えております。

町といたしましては、森林認証を取得したい意向のある個人や団体に対して、制度の周知や指導、助言などの支援のほか、持続可能な森林経営に向けて南会津町森林整備計画に定めた事項の順守を含め、適正な森林管理に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、8点目、今後の鱒沢林道に対する考えを示せとおただしでございますが、町道鱒沢線の現状を把握した中で、町道としての利用状況や道路の崩壊状況、町全体の事業の優先順位を考慮しますと、町が大規模な事業化を進めることは巨額となる事業費とその財源捻出を考えた場合、現時点では困難な状態であると言わざるを得ません。

今後も引き続き、路線の通行止め措置を行いながら、現在、通行可能な箇所については継続的に維持管理をしていきたいと、このように考えているところでございます。

なお、町では南会津地方町村会の一員として、福島県に対し、南会津を拓く最重点要望事項

の1つとして、町道鱒沢線の県道編入について要望を行っているところでございます。そうした活動の中で、町道鱒沢線を活用した広域観光ルートや災害時の代替路線としての可能性を訴えながら、この問題に対処していきたいと、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については、担当課長より答弁をいたさせますので、よろしく願いをいたします。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 1点目の答弁に対してですが、こいつき橋が40年、おいつき橋が39年、内橋が38年、曲澤橋が36年、同じく黒沢橋も36年ということではありますが、手前からやっていくとすると、一番古いのが先のところになると思うんですけども、逆に曲澤橋が一番竣工年が古い3月と。次が黒沢橋、そしてその手前の手前のこいつき橋が39年、その先の橋が38年という、このことが起きたのは架け替え等で竣工年がこういうふうになったけど、もともとは当然、戸中地区から入っていけば、こいつき橋、おいつき橋、内橋、曲澤橋、黒沢橋というように順に架けていかなければ、当然、その道路って使用できないと思うんですけど、そこはこの年度がこういうふうになっているのは架け替え等で、今の話の状況がこうということによるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えいたします。

ただいま町長が答弁した竣工年につきましては、昭和57年、林道から町道へ昇格した際に台帳を整備した時点でのものでございます。館岩村史等とも確認させていただいたんですが、昭和35年に完成したということでの記載がございまして。

詳しい内容等については資料等がないので、これは推測になってしまうかもしれませんが、恐らく先ほど議員のほうからも架け替えのお話がありました。ですので、一度、35年に竣工したけれども、何らかの理由で架け替えした。その結果、本来であれば下流側から当然、橋を架けて竣工年度もそれに伴って、下流側から古い順になっていくのが当然だとは思いますが、そういった理由は確認できなかったんですが、そうしたことが原因じゃないかなというふうに考えております。

今までも現地の方を確認されたかと思っております。私のほうももう一度確認させていただいたんですが、曲澤橋もそうですけど、何か所か橋台の跡というのが、橋脚もそうですけど、の跡がございました。ですので災害があったのか、何らかの関係で架け替えしたのは多分間違いな

いかなというふうに思っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 架け替えをしたので、手前から順序よく建設が多くなっていくということではないということでした。

それで、この橋の危険と、私、先ほど写真等を使わせていただきましたけど、最初の点検というのは目視、そして打音検査、そして超音波検査とかいろいろあると思うんですけど、そういうことはされているのかどうか、どこで危険度、段階でいったらどの程度なのかというような調査もされたのかどうか、そこはどうですか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

平成26年度からトンネルですとか橋などの構造物につきましては、5年に一度の点検義務が発生しております、その一巡目の平成26年から30年度の中で、この橋の中で黒沢橋を除くこいつき、おいつき、内橋、曲澤橋、この4橋を点検を実施をしております。

4段階の判定基準にはなるんですけど、まずⅠ判定になりますと健全、Ⅱ判定が予防保全段階、Ⅲ判定が早期措置段階、Ⅳ判定になりますと緊急措置段階ということで4段階になるんですが、こいつき橋、おいつき橋、内橋につきましてはⅡ判定、予防保全段階ということで、構造物に特に支障はないというような判定などでございました。

曲澤橋だけがⅢ判定になっておりまして、Ⅲ判定ですと構造物に支障が生じている可能性があって、早期に措置を講ずべき状態というような判定になっております。その先の黒沢橋につきましては点検をしておりますので、状況についてはやっていないという状況でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 この判定の手法というのは目視だけで、今、おっしゃられたⅠ健全、Ⅱ予防保全、Ⅲ早期措置、Ⅳ緊急というようなことは、その点検等の会社とかがあるのかどうか、そこも分かりませんが、どなたがどのように点検をして、この判定をなさったんですか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

手元の資料でどこがというのはあれなんですけど、業者さんに委託をしまして、基本的には近接目視、さらには必要に応じて打音、そういったこともやっております。

今ほど、Ⅲ判定の曲澤橋につきましては、上部構造が漏水であったり遊離石灰、そういったのが見られることからⅢ判定となっている状況でございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 はい、分かりました。

それは隧道も同様なのだろうというふうに思いますが、隧道も当然、もうここを町道として通行する、管理するということはなかなか難しいという中ですから、隧道も当然、見た目ではここは相当危険な……。私も、隧道に関しては鉄筋も入っていないような感じで、年数からいって、35年3月に曲澤橋ができて、そのすぐ上に隧道があるわけですから、橋ができた後、隧道を掘削して行って、黒沢橋が11月ということは、8か月間の間にその隧道を掘ってというようなことは物理的には不可能だろうなというふうに思ったので、もっと以前に、コンクリートを巻く前の本当に掘りっ放しの隧道とかがあって、36年3月に竣工した後、コンクリート、当時はミキサ車はなかったと思うんですけども、先ほどの映像で見ますと、型枠、板の幅も狭いもの、段差もありましたから、今のようなアーチの型枠なんていうのは簡単に組めない状況の中で手塗りなのか、そういう感じでコンクリートを入れた、僅か10センチ程度の厚さだったので、このトンネルもこのまま補強して隧道として、トンネルとして町道の安全管理上、使用するということはもう不可能というふうに考えてよろしいですか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

隧道につきましては、議員もご存じのとおり、屋根の真ん中辺に大きな穴が開いていて、その上に空洞が見られると。さらにはコンクリートもかなり剥離して、落ちてボロボロになっている状況でございます。この橋につきましては点検はしておりませんが、見た目上、今の状況から見れば、Ⅳ判定、すぐに止めなければならぬ構造物というふうに判定せざるを得ないと思います。

ここの部分につきましては、今後、補修をして使えるかどうかというのは、きちんとその辺の地盤の調査ですとかそういったことをしないと何とも今、そういった調査をした上でないと正式なご回答はこの場では申し上げられないという状況で、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 地元の業者に、この隧道を切土にして、高い山をくり抜いたものではなくて、スノーシェットの的な感じに、登ってみると隧道の上の岩というか、地面は割かし低いので、切土にして通行可能な道路にするというようなことは、トンネルを広げて、型枠を組

んで補強するよりははるかにそっちのほうが工期的にも公費的にも少なくて済むというお話がありましたので、この部分は現状のところはIV判定になるということであれば、私、先日の日曜日も原付バイクで奥まで行ってみましたが、通行止め区間の3.6キロから先に15台の釣りのお客様がいらっしやった。

あそこは、先ほど、話にもありましたけど、通行止め区間の中、割と町道と川が並行して、あまり落差がない平坦な溪流なので、釣りに行っていらっしやる方も年齢を聞いてみたら70代の方、ご夫婦、そして70代の3人連れの方とかという方たち、そういう方がIV判定にもなるところを歩いていっているわけですね。いい車で行っていらっしやいます。

ですから、町道管理として、私、以前、漁協のために延ばせないかというときに、結局、その先の安全性が確認できないということだったんですけど、実際に私たちが原付バイクでいっても、原付バイクを置いて歩いてきても何とかなるかなという思いで調査のために行きましたけど、ああいう車が、ああいう車というのは立派な車でした。そういう車が何台もトンネルの先に行って釣りをしているけど、そこは町道管理者としてやはりトンネルは完全な通行止めとかにしないと、何かあったときには町が責任を追及されるのかなというようなことを前の質問のときにも申し上げましたので、そこを、今、鉄パイプで馬があって、それをよけて皆さん、どんどん通行しています。橋とかは全然異常ないと思う。今のところはトンネルも通行しているときに落下とか何かはないんだと思いますけど、コンクリート片の落下物なんかもありましたから、その辺の安全管理、これも必要なだろうと。

でも、できれば、これは全体的な話にもなりますけど、やはりその先に1,500ヘクタールの民有林があり、そこをモクティ倶楽部の会員である事業者が継続的に施業して行って、経済効果も上げたい、カーボンニュートラルにも貢献したい、SDGsの考え、そして防災の観点からも、山腹崩壊等々が起きるのもやはり木が育ち過ぎて、木の重みに耐え切れなくなった、それは土質等々もあるんだと思いますけど、そういうこともあるので森というのは定期的に伐採をしたり、育林をしたりしながらいかないと、放ったらかしでは山の場合は森が維持できなくなるというふうなこともあるので、それはこのままいったら、これは防災・減災対策事業債みたいな、緊防債みたいなものが対応になるのか、それとも激甚災害査定時には、下からほかの箇所が多過ぎて査定もできなかったということを訴えながら予算を取って、本当にここは危険、ここは改修を絶対しなければ通れないというようなことをある程度正確に出して、施業しようとしている人のためにも、そういうことをする必要はあるのかなというふうに考えるんですけども、その辺はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

施業という部分でいいますと、多分、議員おっしゃるには町道の途中まで整備をされるようなイメージかと思うんですが、まず、町道として整備する際にはやはり生活道路というような基本的な位置づけがございますので、そこまでは、行き止まりの道を整備するのではなくて、きちんとやっぱり通していくということが道路としての使命だというふうに思っております。

今、議員おっしゃるとおり、かなりの被災の箇所がございますし、この道路につきましては、どちらかという和生活道路というよりも県と県をまたぐ道路でございますので、町が生活道路として整備するよりも、先ほど町長答弁にありましたとおり、国や県なりがきちんと県をまたぐ道路として整備をいただく。これが1つの手法かなということで各種要望について実施しているところでございます。各種要望といいましても、今のところは南会津を拓く要望の中だけでございますが、そういった町のスタンスとして、これからも実施していきたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 57年に先ほど、町道ということに昇格ということでありましたけど、その前はこの線が栃木県に通じたときは日本で3本しかないという県をまたぐ林道ということで取り上げられたことがありました。

その林道、この施業計画をされている方は9.5キロ地点までのところでも十分な町有林の面積があるから、その先の山腹崩落で土砂崩れになっている、ご覧になっていると思いますけれども、その先の路盤が流出しちゃって道路線形がない場所、そういうところまで行かなくても、それは徐々に、それこそ県道昇格を目指していくにも時間がかかるとは思いますが、そこまでの間でも約半分、750ヘクタール、800ヘクタール等々の施業は可能だと。それは隧道を通れての話なので、一番、経費がどこに必要なのか等々も踏まえて、これは単にそのの鱒沢の施業計画とかだけでなく、カーボンニュートラルを目指す日本の林業であったり、あとこのモクティ倶楽部の目的である、福島の森を世界に通用する森にするにはF S Cの認証、そしてFM認証が必要だということで、そのの部分ではモクティ倶楽部でももう針生でカラマツの植林作業なんか6月に実施されたようでもありますけども、この思い、施業される方、私より1つ年下なんですけれども、社長はよくこれから長い年月、そういう計画を立ててやるなど言ったら、とにかく日本の森を、福島の森を守っていかなくちゃいけないだろうというような強い思いを言っておられましたので、そこまで行ける、7キロ地点まで行くためには本当にどのくらいお金

がかかるのか。

県道に、実は県道昇格って私、議員になる前、館岩の議員になる前に栃木県の議員の方と館岩村の議員の関係の方たちが協議をしたことは、これは正式な協議ではなかったかもしれないけども、県道昇格を目指すということでお集まりになったことを私も記憶しておりますが、そこが本当に今、会員の方が進めようとするのに、一番の問題はその方は30年ほど前にはそこを10トンのトラックで材を運び出して、林業経営をされていたということでありまして、そのときには大丈夫だったけども、その後、大震災があり、豪雨災害がありということで、きっと劣化もひどくなってきているんだろうというふうに思いますけど、ここを今、全ての橋がⅡ、そしてⅢがあって、トンネルはⅣあって、このトンネルが当時はコンクリをまく前には、推測ですと隧道として掘りっ放しの状態で持っていたのかなというふうにも考えられるんですけど、そこを踏まえて先ほどの切土の話等々やることは、木のまち南会津町の広葉樹であったり針葉樹であったり、その価値ある森、そしてそれがお金に換価されるというような計画、そして地球の温暖化等にも貢献するという、そういうところを目指すとするれば、やはり何らかの財源、何らかの手法等々で、もうできないということではなくて、やはりそういうことに取り組む方向、調査も本当にこれはもう無理だ、でもトンネルも意外に中を見たら隧道としての管理だけでも十分かもしれないと私は思うんですけども、その辺について、もうここは無理だということではなくて、ちょっと前向きに調査費、きちんとした調査でここは駄目というのであれば、先ほど言ったように町道管理上、きちんとした通行止めをしないと町の責任等々も重くなってくる、大きく受けることもあるのかなというふうに思うんですけども、その辺に対する考えを伺えますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

ここの道路については古く、栃木県との経済活動の道路として旧館岩村時代に開設をされたというふうな認識でおります。今現在は中山峠だったり山王峠だったり、それに代わる路線がしっかりできたので、ここを通過して仕事に行ったり、観光客の方が入ってくるというのは数的には少ないのかなというふうに思っております。ですから、1つは当時と今と道路形態の変化があるという認識を私は持っております。

それから災害復旧の絡みでございまして、平成27年の大規模災害のときに、本来であればここまで災害査定を受けて復旧できれば一番よかったですね。ただ、あまりにも被災の規模が大きくて、どうしても下から施工していかなくちゃいけない関係上、ここの被災箇所までたど

り着けない、査定に持ち込むことすらできなかったというのが現状だと思います。

それで、今後、この道路の取扱いをどうするのかという問題でございますが、今、議員が言われたように貴重な森林資源を生かすというような新たな発想というか、そういった道としての役割は当然あってしかるべきかなと、このように思っております。

災害復旧等で財源を捻出しながらできるのであればそれも可能なんですが、今後、そういったいろいろ併用林道等の提案もいただきましたので、町としてもう一度、状況、それからそれに代わる方策があるかないか検討したいと思います。私としては、できれば何らかの形で山林の活用に向けた運搬道路として役割を持たせる必要があるのかなというふうに思っておりますが、一方では道路管理者としての安全の確保というところは避けて通れませんので、その辺を踏まえて今後の検討事項とさせていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。ぜひ少しでも進んで、森林資源が生かされる、そういう方向に進んでほしいなというふうに思いますが、今、鱒沢の森を価値ある森にということで計画されたモクティ倶楽部の一会員の方、その社長とお会いしたら、何日もかけてスノーモービルで行って、堅雪のときに山を調査したんです。もちろんそこに投資をするんだから調査も必要でということで何日もかけて調査をしたということであります。

私も35年頃から、アキタ木材が30年頃からずっと切っていったというと、もう65年とか六十年の木になっているのかな、そして例えばきのこの原木とかそういうのだったらできるのかなというふうに思いましたが、それは木炭とかそういうものには可能な木がたくさんあるけども、全ての木、もう老木で全然使い物にならない木は何百年というものもあるかもしれないけど、アキタ木材さんが施業したときに用材となるべきものはほぼ切っているんで、原生林だったものは切っているんで、今あるのは100年未満の、そのときに30年生だったものが今、95年生とかその辺ですから、100年未満の広葉樹、針葉樹ということで、これから、この1,500ヘクタールって一口にいうけど、道路脇にこれだけの民間の権利者が持つ山、それがほとんど切り出せるという、絶壁とかそういうことでなくて、そういう山というのは日本中探してもなかなかないということを社長がおっしゃっておられました。

ですから、本当に森林資源の保全のために、今、町長おっしゃっていただきましたけど、調査し、県・国、そういうところで今、地球温暖化を避けるためにCO₂の取引等々もありますけど、そういうところに向けてもすぐく期待のできることだというふうに思いますので、ぜひ前向きに取り組んで、すぐに、橋を架け替えるとかトンネルを掘り直せとかという話ではない

んです。調査をして安全な町道、そして町長が言われたように林道として、併用林道として、昔は湯西川温泉に仲居さんとして働きに行っている人もいました。栃木県の建設業に、あそこを通っていくと本当に近いんで、そこを通って夏場は通っているという道路でありました。生活道路でありましたけど、今は釣り客が利用している程度でありますけど、広大な国有林もその手前にはありますし、そういうところは森林管理署では計画的にやっぱり搬出したんだということを先日、7日ですが、私、お聞きしましたので、とすると道路は必要なんだ。その辺も、負担割合等々は、先ほど課長は首を傾げていらっしゃいましたけど、そこは5対5にするとか4対6にするとかそういう単純な話ではないのかもしれませんが、相談に乗る用意はありますよという話でしたので、ぜひ協議をしていって進めていただきたいというふうに思います。どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 今回、議員から改めて詳細な内容について質問をいただきました。私もおおよそ分かっているつもりでございましたが、さらに理解が深まったというふうに思っております。まして、持続可能な山林の構築ということで、我々が目指すべき方向性の考えがあるというところであれば、町として可能な限り、それに向けた努力をしなくちゃいけないと、このように思っております。

今現在、できるできないということは即答できませんが、今後、森林管理署と協議するなど、その活用に向けて、町は何ができるのかということを改めて協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○15番 楠 正次議員 以上で終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、15番、楠正次君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 優 議 員

○室井嘉吉議長 次に、4番、渡部優君の登壇を許します。

4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 通告に従いまして、一般質問を開始いたします。この度の一般質問では3点についてお伺いします。

1点目、町長の政策の真ん中はということで、町長は歴代の町長のよいところを取り入れて町政に当たるといふような選挙中、選挙後、おっしゃっておられました。町政の目的である町民福祉の向上を成就するための手段として、何をもってその政策の中心とするのかお伺いします。

2点目、教育行政はということでお伺いします。

先般の5月でしたか、学校教育基本調査を踏まえての本町の学校教育と生涯学習の現状と取組はということで8点についてお伺いいたします。

①教員数の推移、児童・生徒数の推移と今後の予測は。事後報告である程度、昨年度分は載っていますけれども、よろしくお伺いしたい。

②昨今、教員の労働時間が問題とされています。過重労働等々がマスコミ等を騒がしておりますが、訴訟までいっておりますね。裁判では認められなかったようでございますが、どう認識されておられますか。

③これも何度か議長等からも質問があったりしておりますが、計画されている県立南会津特別支援学校の概略を把握しているのかということでお伺いします。③は町長ですね。答弁を求める者ということで。

それから、④本町の特別支援学級数と児童・生徒の推移と予測は。これも事後報告書にある程度、昨年度分は載っておりますけれども、よろしくお伺いしたい。

⑤生涯学習における自主団体数の推移はということで。

⑥伝統文化伝承保護の取組は。

⑦町民憲章の「教養を高め、文化の町をつくりましょう」の具現化をどう捉えているか。これは町長にお伺いしたい。

⑧文化財の現状確認等の巡回等を行っているのか、お伺いします。

それから、大きく3番目です。

固定資産台帳整備はということでお伺いします。

この公会計における質問ということで、10年前くらいに室井さんかな、退職された総務課長さんがおられた頃に一度、質問したことを思い出しまして、どうなっているかなということでお伺いいたします。決算等財務書類作成において、固定資産台帳の整備というのは必須だと言われております。本町の整備状況はということで3点目、お伺いいたしたいと思います。

以上、3点、お伺いします。壇上からの質問は終わります。

以上です。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 4番、渡部優議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、町民福祉の向上を成就するための手段として、何をもってその政策の中心とするのかというおただしをいただきました。

現在、本町における最大の課題、これについては想定より早く進んでいる人口減少であると、このように認識しているところでございます。このことは、地域活力の低下や経済活動へ悪影響を及ぼすなど、早急に対策を講じていく必要があるものと考えております。

そのために、重点的に取り組む施策として12項目を挙げておりました。その中でも次の4項目が特に重要であると考えているところでございます。

1点目は、新規学卒者、Uターン、Iターン者への定住支援でございます。

2つ目は、出会いの場や相談体制の充実による結婚支援。

3つ目が、ゼロ歳児から2歳児の保育料の負担軽減による子育ての支援。

4つ目が、山村留学、企業研修、スポーツ合宿の誘致、宿泊型観光誘致などによる関係人口の創出。

以上を人口減少対策の柱に据えて、行政運営に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、教育行政でございますが、その答弁を私町長に求めるものと教育長に求めるものと分かれておりますので、答弁の順序が質問の順序と必ず一致しませんのでご了解いただきたいと思っております。

教育行政はの3点目、計画されている南会津特別支援学校の概略を把握しているかとおただしをいただきました。

昨年9月に福島県教育委員会より新たに設置される特別支援学校が発表され、南会津地区に令和8年4月の開校を目指す方針が示され、翌日の新聞報道で確認しております。また、今年7月に県教育委員会特別支援教育課の職員が来町されまして、郡内教育長に対し、整備計画の概要が伝えられたと報告を受けております。

学校の規模につきましては児童・生徒数が小・中・高等部合わせて35人程度、学級数は12学級程度、教職員数は35名程度を予定しており、校舎については、高等部は現在の田島高等学校の校舎を一部改修して活用し、小・中・高等部、これについては高等部の校舎に接続する形で新たに建設を予定されているというふうにお伺いしております。

同校は、南会津地区の特別支援教育の拠点としてセンター的な役割を果たす計画でもありま

すので、町といたしましても郡内の特別支援教育の充実のために積極的に協力をしてまいる所存でございます。

次に、6点目、伝統文化伝承保存の取組はとおただしでございますが、伝統文化はその地域に住む人々の生活や信仰、風俗や習慣など多岐にわたり、長い歴史の中で受け継がれてきたものというふうに認識しております。

それらの伝統文化である民俗文化財は、町内各地に多数存在しており、地域行事や祭礼などを通して地域住民が主体となって伝承し、今日まで継承されてきているというふうに認識しております。

町の伝統文化伝承保存の取組といたしましては、指定文化財制度があり、町文化財として指定し、保護するとともに、指定された文化財についての現状把握や保護活動などを通して支援を進めているところでございます。

また、町内の伝統文化に関する調査を行い、今後の伝承保存活動についての検討を進めているところでございます。

次に、7点目、町民憲章の「教養を高め、文化の町をつくりましょう」の具現化をどう捉えているかというおただしでございますが、町民憲章の具現化に向けて、教育委員会においては、次世代の地域を担う人材の育成を理念とした南会津町教育大綱を策定し、教養を高めるために必要な「自ら学ぶ人」を基本目標に掲げ、学校教育や生涯学習において多くの学びの場の提供やよりよい学習環境の構築に努めているところでございます。

特に生涯学習におきましては、公民館講座や各種講演会、図書館の活用などを通して学びの場を提供しているとともに、歌舞伎公演や文化祭などにおきまして、学びの成果を発表する機会を設け、学びの意欲の醸成につながる事業を進めているところでございます。

具体的な施策としては、御蔵入交流館や図書館、各地域の社会教育施設を拠点とした各種講座やイベントを開催し、生涯学習の普及啓発に努めるとともに、家庭や学校、地域が連携して子供を育てる環境づくりに努め、町民一人一人が教養を高め、文化のまちを構築できるよう取り組んでいるところでございます。

次に、固定資産台帳整備に関して、決算等財務書類作成において固定資産台帳整備が必須だと考えるが、本町の整備状況はというようなおただしをいただきました。

現行の地方自治体の予算・決算においては、現金収支を議会の議決を経て執行する現金主義会計となっております。建物の減価償却費など、現金の支出を伴わない行政サービスの提供のために必要なコスト情報が把握できないことから、行政の効率化、適正化、透明化を図るため、

平成18年に施行された行政改革推進法において、総務省より地方公共団体に対して、現金主義会計の補完としての財務書類の作成が要請されております。

その後、平成26年に総務省より、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類を作成するための統一的な基準が示されました。このことを受けて、本町では平成27年度に固定資産台帳の整備を行い、統一的基準による財務書類の作成に活用しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 おはようございます。

それでは、私からは教育行政はに関してお答えいたします。

初めに、1点目、教員数の推移、児童・生徒の推移と今後の予測はとのおただしであります。令和4年5月1日時点での小・中学校を合わせた児童・生徒数は861人で、合併当初の平成18年度の約半数に減少している状況です。また、昨年度、町内で生まれた子供が小学校に入学する令和10年度にはさらに630人程度まで減少すると予測しております。

なお、教員数は、平成18年度から令和4年度までに約3割減少しております。児童・生徒と比較すると緩やかな減少になっておりますが、これが差があるというのは教員数は学級の数によって決定されることから、同期間での学級数の減少割合が少なかったことによるものだと思います。教員数の今後につきましては、複式学級の増加により学級数が減少していくことが予測されるため、それに伴って緩やかに減少していくというふうに考えております。

次に、2点目、昨今、教員の労働時間が問題とされています。どう認識されていますかとおただしであります。町教育委員会では、国や県の指針を踏まえ、平成30年度より教員並びに事務職員とか含めまして、各教職員の勤務時間の把握のため、毎月時間外勤務報告書の提出を依頼しているところです。

それによりますと、年度初め、年度末、また大きな行事が行われる時期には業務量が増え、時間外勤務が多くなっております。また、国や県からの周知や報告への対応、さらには新型コロナウイルス感染症への対応など、新たな業務も増え、学校現場に求められる役割が拡大していることも教員の多忙につながっていると考えております。

労働時間の増加は、教員の健康はもとより子供たちにとっても十分な教育が受けられなくなる心配もあると理解しており、町教育委員会といたしましても、教員の働き方改革は進めなけ

ればならない大切なことであると認識しておりますので、今後も学校の支援や改善のできる部分を検討しながら、業務の適正化と時間外勤務時間の削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目、本町の特別支援学級と児童・生徒数の推移と予測はとのおただしであります。10年前と比較してみますと、平成24年度の特別支援学級数は7学級でしたが、令和4年度は13学級となっております。

次に、特別支援学級に在籍している児童・生徒数ですが、平成24年度は13名でしたが、平成4年度は51名に増加しております。

また、特別支援学級に在籍している児童・生徒の全体の割合についてですが、平成24年度は全児童・生徒に占める割合が1%だったのに対して、令和4年度は5.9%と割合が高くなっております。

なお、今後の予測ですが、全国的にも特別支援学級に在籍する児童・生徒数が増えてきておりますので、本町でも同様に増えていくことが予想されます。なお、特別支援学級の入級については、その時々の子供の状況を踏まえて判断されることから、具体的な数を予想するのは難しいと考えておりますのでご理解願います。

次に、5点目、生涯学習における自主団体数の推移はとのおただしであります。令和元年と令和4年度の比較で見ますと、教育委員会に登録している公民館等利用団体数は113団体から98団体に減少しております。

また、文化協会加盟団体数は48団体から45団体に、スポーツ少年団加盟団体数は22団体から21団体にそれぞれ減少しております。体育協会加盟団体数では29団体から30団体に増加しておりますが、全体的には減少の傾向にあります。

〔「2行目の令和元年度と令和4年度と読んだんだけど、令和3年度という」「3年だよな」と言う者あり〕

○星 英雄教育長 失礼しました。

令和元年度と令和4年度の比較で見ますと私。

〔「そう言っちゃったので、3年度」と言う者あり〕

○星 英雄教育長 3年度ですか。失礼しました。

令和元年度と令和3年度で見ますと、失礼しました。よろしくお願ひしたいと。訂正いたします。

次に、8点目、文化財の現状確認等の巡回等を行っているのかとのおただしであります。

国指定5件、県指定27件の文化財につきましては、毎年5件前後を対象に、福島県文化財保護指導委員による巡視が行われ、巡視の際は担当職員も同行し、保存状況などの確認をしております。

町指定の文化財につきましては、南会津町文化財保護審議委員によるパトロール等で状況を確認しているところですが、指定件数が105件と多いことから、こちらも複数年に分けて実施しているところであります。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 再質問をさせていただきます。

真ん中の政策はということでお伺いしましたが、人口減対応政策を真ん中に持つてくるというふうに考えていいのかな。先ずもって歴代の町長のよいところということで、私なりに元町長お二方、前町長の、私も町会議員でお付き合いがございましたので、自分なりの評価をしたいと思いますが、室井英彦元町長におかれましては、生涯学習を中心に柱として政策を実行して、これは結果として本当に今まで社会教育の人材育成に大きな仕事を残したということで、ずっとその財産でもって社会教育のほうが進んできたのかなと、そんな思いを持っております。

また、湯田芳博元町長におかれましては、地域づくりの中で住んでいる人だけの住民から自覚ある市民づくりということで人材を育成されて、現在も幾人かが地域づくりの活動を続けているというふうな状況なのかなと。このお二方は今もって社会活動をされているわけでありませぬ。

また、大宅前町長におかれましては、先ずもって大変申し訳ありませんが、どんなまちづくりをしようとしたのか私には分かりませぬ。それを模索している間に3.11とか豪雨災害、コロナという予期しないことが発生して、国からの対応をして任期を終えたのかなというふうに私は評価をしております。

面白いことに、官出身のお二方が強い政策を掲げて、よりポジティブにまちづくりを推進しておられました。そして、民出身のお一方がやっぱり受け身的な、より、私から考えると、役所的、何かが上がってきたら対応するというようなまちづくりをしていたように思っております。

結局、元お二方は、官として教育行政を含んで長い経験をして、行政の問題点等や大事な点

をよく知った上での町長就任だったからであろうというふうに私は今になって思います。逆に、よほど強い意識と政策を持たないと民からの町長は受け身にならざるを得ないのかなという思いもあります。

そういう意味では、それこそ渡部新町長におかれましては40年以上の行政経験、さらには副町長経験者でもあります。日頃、問題意識をしっかりとっての町長就任だと推察して、今回の質問に至りました。再度、その辺を踏まえて、ご答弁をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 先ほど歴代の町長さんのお話をいただきました。私も選挙活動のときにそのことに触れて、いいところは取り入れながら自分の政策に生かしていきたいと、このように申し上げてきた記憶がございます。

私は、まず渡部又八町長が最初にお仕えした町長さんでございます。そのときに私が担当して非常に印象にあるのが野岩鉄道の新線開業、それから会津鉄道の第3セクターでの開業、この2つの業務に直接携わりました。私も携わりました。

そのときに又八町長からは、信念に基づいた行動というものが非常に印象深く、期限の来る中で会津高原の駅前広場の整備をしたり、それから電化開業に向けた会津田島駅の開業に準備をしたということが非常に印象深く残っております。

その後、渡部宥町長にお仕えをいたしました。このときに私の業務としてはごみ処理の一大改革というものを担当主査でやってこいというふうに命じられまして、ごみ袋の指定ごみ袋化、その業務に当たったと。非常に住民の方からすれば、やり方を変えるということで相当、私も苦労しましたし、住民の方との折衝をそこで覚えました。ある意味、やらなくてはいけない行動力と実行力というものを渡部宥町長にお仕えをして自分は気がついたのかなと、このように思います。

それから、室井英彦町長でございますが、今、議員紹介されましたように生涯学習のまち、御蔵入交流館の整備、さらには駒止湿原の町有化、農地を公有化をして保全を図ったと。非常に情熱を持って取り組まれた、その業務にも私、関わっております。やっぱりある意味、熱意というものをそこから覚えた。

それから芳博町長でございますが、私的にはごみ処理関係の環境衛生業務の部分が非常に印象強く残っております。当時、ごみ処理業務を会津一本化でやるんだというような構想がありまして、芳博町長としては、それは南会津郡にとってよくならないということから毅然と反対をされて、それで南会津独自のやり方をつくるということで私が指名されまして、環境衛生業

務の計画をつくり、さらには大宅町長になってからでございますが、その後、衛生組合の組織等に関わった経験がございます。やっぱりその中では、困難の中での調整力、調整力の中でも信念を持って貫く、そういった強い姿勢というのを芳博さんからは教えていただいたかなと思っております。

それから大宅町長からは、申されましたように就任直後、原発事故に遭遇しまして風評被害、その後、23年、27年と2回の激甚災害の対応ということで、非常にやっぱりご苦労されて、その迅速性という部分はすばしかったというふうに思っております。災害復旧に立ち向かいながら、林業成長産業化という町の資源を生かした取組を大宅町長としてはしっかり進めてきたというふうに認識しております。そこは1つの大きな成果を残されたというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上を踏まえて、それぞれの時代に合った首長さんの取組をされたわけですが、私としては今、これだけ人口減少している中で、どうやってそれを緩和させるのかというところは与えられた命題だというふうに思っております。

まずは今、働いている場所、そこをしっかりと維持していくと。事業者の方、コロナ対策で相当大変だとは思いますが、雇用を守っていただく取組について、町も支援していくというふうなことで考えております。

そのために定住者に対する若者定住応援プログラム交付金事業等を活用しながら、企業等への従事をしていただく。さらには農業、林業における新規就農者、Uターン、Iターンも含めてでございますが、特に農業については実績ございますので、ここについても力を入れていきたい。

そして、結婚されない独身男女が結構多いんですよ。それで、この部分についても縁結びアドバイザーの方、それから出会いの事業を手がけている実行委員の方とお話をしました。この中で、やっぱり我々が育ったときともう認識が違うというところを我々自身も押さえなくてはいけないという結論に至りました。

つまり、自分たちは跡継ぎだ、うちを守るんだ、お墓を守るんだというところを非常に強く教え込まれてきたんですが、今の人たちはそうではない。多様な生き方をしているし、また、余暇活動も、ちょうどコンピューターが出始まった、テレビゲームが始まった頃に育った方が多いのかなというふうに思ひまして、みんなで集まって行動するというよりも自分で余暇活動をして、それで充実してしまうというところが出会いの場が少なくなっている1つの要因ではないかなと、このように思ひます。

そういったところを切り口にしながら、やはり結婚したときはこういう楽しみというか、いいところがありますよということを訴え、そして一生独身で過ごすことについて大丈夫ですかというような問いかけをしながら、結婚を希望される方については町としてできることの支援をしていきたいと、このように思っております。

それから、定住関係申し上げましたが、関係人口の創出ですね。やはりこの地域から、人を全て残すというのは現実無理だと思うんです。やっぱり高等教育がありますから、一度、外に出ますと、そちらのほうが利便性が高かったり、生活の水準が高かったりすれば、どうしても一度、そちらに出てしまうんですが、それらをやっぱりふるさと意識をつくって、ここに帰ってもらうような考え方をきっちりやっていかなくちやいけない。

我々が南会津町って何にもねえぞな、魅力ねえぞなどと、うちの中で言っていれば、子供は残んないと思うんですよ。その辺も含めて、やはり人づくりの中で訴えていきたいと、このように思っております。

さらに、外からのお金を入れるというところがありますから、新たな取組として山村留学だったり、それから企業の研修の場の提供だったりスポーツ合宿の誘致だったり、そして星空をメインにした宿泊型観光の取組の中で、地域にお金が落ちるシステムを何とかできないかと、こんなところを中心にまちづくりを進めていきたいと、このように考えております。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 丁寧にお答えいただきまして。

時間もほかのところへもかけたいものですから、もう一点だけ申し上げたいことは、まずもって関係人口増も大事だというふうには思いますが、まずは今、この町に住んでいる人を大事にしていきたい。

先ほど、若干出ましたけども、子供たちに毎日、この町には何もねえなというようなことを言ったんでは増えるわけがないだろうというふうにおっしゃいましたけども、そのとおりで、まずはこの今、住んでいる町民の満足度を上げる。そのために何をしたらいいかということを考えていただきたい。その次に交流人口なり関係人口なりの増を考えていただきたいというふうに思います。

前も言いましたけれども、輝いている人が多くなれば、必ず人は寄ってきますので、そういった方向で人口減少を最終的には止める、人口増を目指すという形にしていただければというふうに思います。そのことだけ一言申し上げて、次に移りたいと思います。

①、次の教育行政はということで、教員数の推移、児童・生徒数の推移と今後の予測はとい

うことで、今、児童・生徒は極端に減っているということで、合併時の半数、10年後はまた3割ぐらい減ってしまうというふうな予想も立てているというふうな中で教員の定数ということを考えてみたときに、現在、本町における非正規教員の割合、非正規、2種類ありますね。臨時的任用教員と非常勤講師があると思うんですが、その辺の割合等は分かりますか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 答えいたします。

ただいま手元に資料がございませんので答えはできません。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 先ほど出ましたように②の労働時間等も関係する中身なので、ぜひその辺のところは常に把握しておかないと、働き方改革等の意識が必要だろうというふうに思いますので、意識をしてください、その辺のところも。

それから、本町の基礎定数と加配定数というのは分かりますか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 答えいたします。

学級編制についてのおたしだだと思います。基本的に県の定めで動いておりますけれども、単式の学級については小学校が1、2年生については30人で、30人までが一学級、そして3年生から6年生までは33人までが一学級、中学校については1年生が30人までが一学級、2、3年生が33人までが一学級ということで編制がされます。

そうしますと、例えばですけれども、学級数が……

○室井嘉吉議長 学校教育課長、質問……

〔「教員の基礎定数と加配定数をお伺いしたいんですけれども」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 教職員の定数というのは、それぞれ学級数に応じて定められていますので、各学校ごとによってその定数は変わってきますので、その合計した数ということです。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君、十分分かるように求めてください。

4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 この質問の趣旨は、加配定数があるのかなということをお聞きしたかったんです。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 定数という概念は加配にはありませんで、加配には加配項目というのがあります。何とかの加配、何とかの加配ということで、それは年度ごとによって、その学校の状況とか何かに応じて加配が変わってきますので、決まった数というのは現在ありません。

あと、加配というのは定数に対してプラスアルファになった教員を加配というふうに表現していますので、その加配についてはいろんな項目がありますので、現段階では数的に細かく申し上げることは難しいんですけども、幾つかの加配、例えば震災加配とかそういうふうな加配は現在ありますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、教職員定数に達していない都道府県とかありますが、本町におきましては、教員定数は100%充実しておりますのでよろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 福島県におかれましては加配定数というのは、先ほど出ましたように震災等があつて、結構大きめに出ているというふうな話を聞いたものですから、それでもって教員数が減っているという、大きな減りというのはその中の加配定数によってパーセンテージが高いのではないかというふうな意見があつたものですから、お聞きしました。

それから、労働時間の問題ですね。

労働時間の問題で、先ほど申し上げたように訴訟等も起きまして、大変な状況があるようではありますが、このことに関して来年度以降、2025年度までに部活動の地域移行ということが言われておりますね。これは本町においては、準備は大丈夫なんでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 私のほうからお答えします。

それにつきましては、また別の議員さんのほうからもご質問があるんですけども、部活動の地域移行につきましては、3年度という猶予があるんですけども、なかなか現状的には、まず部活動の種類は何にするか、指導員の確保をどうするか、あとは予算的な面もありますので、なかなか現段階でイメージするには大変困難かなというふうに考えております。

ただ、やっぱり準備は必要だと思いますので、今後、協議会等を設置して、学校や地域や意見をいただきながら、部活動移行について検討してまいりたいなというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 来年度以降からもう始まるということで、2025年度が本格的移行になるかなというふうに思うんですけども、少なくとも週末の指導等は外部コーチが基本となるというふうに聞いてます。先生方はやりたい人だけやるというような不思議な曖昧な表現なんで

すけども、そういった形のようにです。

本町における引受けスポーツ団体等、私が頭に浮かぶのは旧田島の檜沢地区ぐらいしかないのかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えいたします。

今、スポーツ団体の組織としまして、南会津町の体育協会、またスポーツ少年団の組織がございます。さらにはスポーツクラブということで檜沢と伊南の2団体がございます。そういったところを踏まえまして、先ほど教育長答弁ございましたように、これからその関係団体と引受けできるかどうか、指導ができるかどうかについて協議を進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 この地域移行というのはもう決まったことで必須なんでしょう。各団体と協議してできるかできないかを探るわけですか。できなかつたらどうするんですか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 私のほうからお答えしたいと思います。

できないときにはどうするんだというのはなかなか難しいことかなと思うんですけれども、できるだけできるように協議会の中で進めていくことが必要かなと。ただ、先ほど言いましたようにいろんな課題がありますので、その課題を一つ一つクリアしていかないと、なかなか難しいかなと。

あと、期間内にできないということもやはり考えられていますので、期間をオーバーしてでも、いいものはやっていきたいなというふうに思っています。協議会の中でやっぱりこれはなかなかいろんな課題があるので難しいとなれば、やはり地域の意向や学校の意向に沿ったような形でうまく運営できないか工夫していきたいなというふうに考えていますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 この地域移行は何でやるのかなということなんだよね。先ほど教育長が言われましたように、働き方改革先生方のということなんだろう、きっと国の指針だと。できないときはどうしようかといったときに、できないときはできないで長い目で見てくださいというような感じのお話でしたけど、それもよろしいんでしょうか。そう思うんですが、どうですか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 お答えします。

この件に関しましては、本当に教員の働き方改革ということがメインな理由のような新聞報道もありましたけども、実際に教職員にアンケートを取りますと、完全にこれを大変な多忙だと感じている方は少ないかなというふうに感じています。

ただ、多忙だと感じているのは間違いないところもある。やはり今までも部活動につきましては放課後、時間外の活動でありました。あと土日の活動もありますので、部活動について前向きに皆さん取り組んでいただいているとは思いますが、やはり家庭の事情とか何かありまして、なかなかうまく活動ができなかったり、忙しいと感じる方もいらっしゃるかなというふうに感じております。

ですので、地域移行に全てなれば、それが全く解消できるかということ、この前のあれを見ますと、教職員の中でも確かに希望される方はやっていいようなことも言われてましたが、本当にそれで大丈夫なのかというやっぱり疑問どこでも挙がっておりますので、その辺は十分に学校の現場の先生の意見を聞いたり、本当に受皿はちゃんとあるのかとか、その辺をきちんとしながら進めていくべきかなというふうに考えておりますので、本当にできるかできないかはなかなか難しい課題でもあるかなというふうに思いますけども、真摯に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 本町の先生方はそんなハードではないというふうなアンケート結果が出ているということであれば、本当は先生方にやってもらったほうがいいのかと私自身は思っているんですけど、いろんな問題が発出したときにどういうふうな対応ができるかということになってしまうので、その辺のところの兼ね合いもあると思います。責任的なもの、そういう対応を何で取らなかったんだ教育委員会ではという形になっちゃうと訴訟問題とかいろいろ、何か起きたときにそういった形になりますので、やはり国の方針が決まって、やらなくちゃいけないとなれば、その方針に従ってやって、少しでも交付税を増やすというふうな形にしたほうがよろしいかなと思います。

それから③、時間がなくなってしまいましたけども、特別支援学校の概略、南会津ね、あと県内では2か所かな、うちらほう合わせて2か所ぐらい整備すれば、大体県内全部、整備されるのかなというふうに認識しておりますけども、まずもって南会津特別支援学校の生徒の対象者はどんな対象者ですか。もうちょっと詳しく言うと、盲聾は多分入れないと思っておりますので、

そういったことで対象者はということでお伺いします。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

対象者については、県の担当課に聞きましたところ、これから検討を始めますということのご返答をいただいております。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 私にもわか調べで申し訳ないんですが、ちょっと調べたので。特別支援学校については視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者というような方を対象にして教育を施すというふうに認識をしております。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 次の④のほうにもかかりますけども、現在の特別支援学級の児童・生徒は多分と言っちゃ、中身が分からないから多分という表現になっちゃいますけど、自閉症なりADHDなり、そういった方々がほとんどだろうというふうに思うんですけども、盲聾の方はまずいらっしゃらないというふうに思います。旧養護学校ですか、今、特別支援の対象者、盲とか聾とかは指定された障害者のための特別支援学校というのがありますからほかに。ですから、そういった意味でお伺いしたんです。本町の特別支援学級の児童・生徒がそのまま、支援学校ができたならそこに行くわけではないのね。そこをお伺いします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは私のほうからお答えします。

現在、特別支援学級に入っている子供はおおむね2つの障害でありまして、知的障害と情緒障害になっております。その進路先につきましては保護者と本人と十分話し合っただけで決めるということになってますので、それが地元の学校になるか、それとも地元以外の学校になるかというのはそのときの就学で決まってしまうので、全員が行くというふうに限りません。

あと、特別支援学級にいたから特別支援学校に行くかということもありません。普通学校に進学する子もいるし、進学しない子もいますので、その辺は進路の選択ということで、就学先につきましては固定ではないというふうにご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 分かりました。

先ほど出ましたように、支援学級の在籍者が非常に増えているというふうなことで、13名から51名ですよ。全国的には、県内なのかな、ちょっと分かんないですけども、平成19年度比

で令和3年で、7万9,000人から23万人に増えているというふうな現状があって、支援学級在籍者数が非常に増えていると。支援学級が増えている、イコール本来ならば教職員もそのように増えていかなければならないというのが普通の考え方なんですけど、なかなか増えない。逆に減っている。全体数が減っているという。

そこに支援学校、支援学級、それも日本の悪いところというか、欠点というか、そういうふうに使われておりますね。多分、新聞等でご存じだと思いますけど、国連の障害者権利委員会の審査が先般出ましたよね。障害児を分離した特別支援教育の中止を要請。日本も2014年から批准していますから、今回、初めての審査があって、かなりきつい勧告をされている。

支援学校、支援学級の位置づけとしては大事な位置づけであるというふうには書いてありますけど、やっぱり最終的にはインクルーシブ教育につなげていかなければならないというふうな、これは世界的な意向だというふうに、流れだというふうに思うんですけども、その辺の考え方として、なかなか日本においては難しいかなと私は思うんですね。まず、環境整備ができていないということ、親も含んでそうです。例えば親御さんが望まない、健常者と一緒に勉強するのは望まないという親御さんもいらっしゃいますから、こういう支援学級をつくってくれ、支援学校をつくってくれ、そこに預けたいんだという方も多くいらっしゃいます、実態として。教育サイドとして、このインクルーシブ教育に関しての見解ございますか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 私のほうからお答えしたいと思います。

インクルーシブ教育については私も非常に賛成な考え方で、やっぱりこれは大事なことかなというふうに思っています。ただ、特別支援のそういう学級が増えたり、特別支援学校の子供たちが増えている背景としましては、昔に比べて障害者が多くなっている。つまり、昔は単なる落ち着きがないなという子供であっても、今はその落ち着きがないのに例えばADHDとかLDとか、そういう障害名がついてくるとなると、そういう形で完全にそういう障害を持った子も増えてはいるとは思いますが、理解が深まったので今まで障害として捉えられなかったものが障害として捉えられていくというのがまず1つあるかなと。

あともう一点は、保護者の理解が深まってきたと。やはりほぼ今の就学は保護者の同意を持って就学。昔はちょっと強制もありましたけど、今は保護者の同意があって初めて就学が決定していくという流れになっておりますので、保護者の方が理解が深まったというふうなことも捉えると思うんです。ただ、昨年度、総合教育会議というのがありまして、その中でこういう子供たちの増加について話し合った。また、そういえば昔もそのような子がいらっやって、

それを同じ教室の中でみんなで、そう言えば勉強していたよねというお話が出てきました。

ですから、ひょっとしたら日本、この南会津町もそうですけど、そういう素地が残っていると私は考えています。ですから単に障害があるから特別な学校とか特別な学級ではなくて、やっぱり普通の学級の中で皆さんに支えられながら、助けるという表現はあれですけど、みんな支え合いながら学ぶという過去にあったような流れ、現在もそういうの残っていますので、やはりそういうのを大事にしていきながら、インクルーシブ教育というのを大事にしていきたいなというふうに私も考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 教育長の考え方、非常に安心したというか、その方向性の中で考えていただけると、支援学級児童・生徒も、また親御さんも、その考えの中での支援学級の在り方、支援学校の在り方ということで考えていただければ、子供さんも親御さんも少し安心できるのかなというふうに私は思います。

基本的にはインクルーシブという、やっぱり指摘されましたけど、誤訳されていると。包容ではなくて統合だと、一緒にやるんだという考え方なんだよというようなことを国の方がおっしゃっていますが、あなたたちも交ぜてやるというんじゃなくて、一緒だよという考え方で、そういう教育の在り方を追求、目指していただきたいなと。本町ももしできるならば、そういうふうな方向でいただきたいなというふうに強く私は思います。

時間が全くなくて申し訳ない。ちょっと多過ぎて。6番目にいきますか。先ほど申し上げたように生涯学習においては、室井英彦元町長が本当に主体的に一生懸命やっていたいて、当時、私、社会教育指導員として6年ぐらい務めていたもんですから、その真ん中にいた1人でもあるわけですけども、いつでもどこでも誰でもという合言葉の下にみんなしているんなことをやっていた。大変忙しい、町が一緒くたになったような時期もありました。

その中でいろんな人材が物すごく育ちましたね。今もその残された財産の中で社会教育委員が進められている団体も結構あります。この功績は大きかったのかなと思います。最終的には生涯学習というのも共生の社会へ目指す1つの基本になるのかなという思いで今はいます。当時は目先のことしか分からなくて、そういう大きな意味はつかめていないで、目の前の仕事を一生懸命やったという記憶であります。ぜひその財産を上手に伸ばして、残したものを伸ばしてさらにレベルアップをして、社会教育、生涯学習の充実を図っていただきたいというふうに思います。一言だけお願いします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは私のほうからお答えします。

本当に学校教育、社会教育というふうに分かれて考えられがちですけど、私は生涯教育の大きい枠の中に学校教育があるのかなというふうに考えています。ですから、学校での学びも将来のための学びなので、やはり学校で得た知識を社会に出て活用して、生涯教育をさらに広げていくということが一番大事なことかなと。あと学習という言葉を見ると、何か勉強みたくとっつきにくい方もいると思うんですけども。

〔「違うという意味でいいですか」と言う者あり〕

○星 英雄教育長 はい。生涯学習というのは、やはりここで豊かな人材を育てる。そして自分も心豊かになるというのが一番の大事なことかなというふうに思いますので、学習して頭をよくしようとかそういうわけじゃなくて、学習をして心を豊かにしましょうという考えなので、やはり学習の基本となる学力とかそういうものについては学校のほうでしっかり身につけて、それを今度、社会で活用して、よりよい人間づくりに生かしましょうというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 全くそのとおりだと思います。生涯学習の下に学校教育、社会教育がある、社会がある、社会教育があるというふうに考えていただきたいと思います。

残念なのは物理的なもので、学校教育課が本庁にあって、生涯学習課が離れていると。これは非常に私はミスリードだとずっと思っています。せっかく学社連携とか学校、家庭、地域の連携というふうに大きくうたわれているのに、自ら何だか離れてしまった。学校教育だけ特別なかなというふうに私は思いましたが、学校教育課長は公民館勤務時に、社会教育主事を働きながら取得した方ですので、ぜひこれからでもいいですから学校教育課なり生涯学習課、一緒のステージに置いていただきたいなど、これは要望です。とても残念です。あそこに学校教育課を持ってきた意味が分からない。強く言っておきます。

時間ですので。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 同じフロアにというお話だと思いますけども、これは御蔵入交流館建設したときの経過もございまして、施設管理等の問題もあって、現在そういうふうになっているわけでございます。議員の考え方として受け止めさせていただきます。

〔「議長、訂正というか、追加で」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 そしたら場外分ですが、特に認めます。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 先ほど、支援学級の知的と情緒と2種類しか申し上げませんでした。本町には視覚障害の学級もありますので付け加えておきます。

以上でございます。申し訳ありませんでした。

○室井嘉吉議長 以上で、4番、渡部優君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩といたします。

なお、再開は13時を予定をしております。

以上でございます。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 渡部 訓正 議員

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君の登壇を許します。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 どうもご苦労さまです。

昼休みが明けてからの午後1番ということで、緊張感をもって対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

議席番号6番、渡部訓正でございます。

大きな項目で、質問項目としては2つに分けて質問させていただきます。

まず1点は、特定外来植物の駆除を。

ここ数年、特定外来植物が、国道沿線をはじめ町道や林道、河川敷にも多く見られるようになってきました。今咲いている黄色い花も、オオハンゴンソウという特定外来植物と聞きました。このオオハンゴンソウは寒冷に強く湿地帯を好み、同じ環境で生息するモウセンゴケやツルコケモモなどの貴重な植物を駆逐してしまうおそれがあり、特定外来生物に指定されていま

す。

町民から、「花粉かどうか分からないが、外来植物の花が散る頃はぜんそくがひどくなる。駆除など何とかしてほしい」と相談がありました。国道沿線にある特定外来植物の状況を見ると、駆除は個人や一つの地区だけでは対応できないと思います。これらを踏まえ、以下質問させていただきます。

1点目、南会津町内の特定外来植物は、どんなものがありますか。

2点目、特定外来植物により体に異常を起こすことなどはありますか。

3点目、特定外来植物の駆除を行わない場合、どのような問題が生じますか。

4点目、特定外来植物の駆除は、どのように実施すれば効果が上がりますか。

5点目、特定外来植物の駆除を行う場合は、できるだけ町内まとまって地区ごとに行うことが大切と考えますが、町はどのように考えていますか。

6点目、町民に対し、特定外来植物が繁茂することによる問題点と、町内にある特定外来植物と、それらの駆除方法などを取りまとめて、丁寧な周知を図り、理解を求めながら駆除作業の実施につなげていくことが必要と考えます。町民意識が変わることにより、特定外来植物を少なく、そしてなくすることができると思いますが、どうですか。

1点目の項目は、以上でございます。

次に2点目、温暖化対策の具体化を。

温暖化対策は、地球規模で考える問題となっています。私たち地方自治体それぞれが、温暖化問題についてでき得る限りの検討、そして対応をしていくことが必要と思います。これらを踏まえ、以下質問いたします。

1点目、今、地球規模で温暖化問題が議論されていますが、町として温暖化対策をどのように進めていく考えか。

2点目、2020年、これは令和2年の9月定例会の一般質問の答弁で、「木質ボイラー設置の個別計画はないが、具体的な計画策定のため、町内の温泉・宿泊施設の現状確認及び概要調査を実施し、施設管理者との協議を踏まえ検討する」とのことでしたが、その後の検討状況はどうですか。

3点目、木質ボイラー設置は、特別養護老人ホームなど、時間帯ごとの大規模な熱量増減が少なく、平均している施設に適していると言われていています。本町にある特別養護老人ホームは、建設後20年以上経過し、大規模修繕が必要な時期に差しかかっていると思います。木質ボイラーへの交換であれば、現在使用している配管の交換は必要ないとのこと。今後の温暖化対

策に向けた具体的対策事業として効果も高く、アピールにもなると思いますが、町の考えは。

4点目、重油、灯油などの化石燃料が高騰しています。今後も世界情勢の不安材料は解消される見通しは立たないのが現状と思います。木質チップ代が化石燃料代と価格が変わらない状況となってきました。加えて、引き続き安定的に調達ができるのは、国内、そして町内生産が可能な木質チップです。これまで、木質バイオマス利用は、地球規模の温暖化対策のため、購入費は高いとしても、二酸化炭素削減効果を経費に換算してと言っていたと思います。引き続き、この考えに立った施策展開が必要と考えますが、どうですか。

以上で壇上からの質問は終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 6番、渡部訓正議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、特定外来植物の駆除をに関する1点目、南会津町内の特定外来植物は、どんなものがありますかとのおたがしでございすが、これまでに町内で生息が確認されている植物の特定外来生物は、オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、アレチウリの3種類であり、特にオオハンゴンソウの分布域が拡大しているものと感じております。

次に2点目、特定外来植物により体に異常を起こすことなどはありますかとのおたがしでございすが、福島県自然保護課に確認したところ、町内に生息している植物の特定外来生物の花粉等による人体への害は、これまで確認されていないとのことでございしました。

しかしながら、花の咲く頃、ぜんそくがひどくなるとの声もあることですので、植物の特定外来生物による人体への影響等について、情報の収集に努めてまいりたいと思います。

3点目、特定外来植物の駆除を行わない場合、どのような問題が生じますかとのおたがしでございすが、特にオオハンゴンソウは非常に繁殖力が強く、環境になじむと在来植物を駆逐しながら急激に分布域を拡大するため、生態系に悪影響を及ぼすおそれがあります。

次に4点目、特定外来植物の駆除は、どのようにすれば効果が上がりますかとのおたがしでございすが、オオハンゴンソウ等は種子と地下茎で増えていくため、年2回から3回、花が咲く前に根元から刈り取ることで花が咲く時期を遅らせ、継続して刈り取ることで、結実することを抑制することができ、分布域の拡大を防ぐことができると考えております。あわせて、結実する前に根が残らないように抜き取り、枯らす取組を継続して実施すれば効果が上がると考えられます。ただ、完全に駆逐することは難しく、長期的に継続した駆除作業が必要であると認識をしております。

5点目、特定外来植物の駆除を行う場合は、できるだけ町内にまとまって地区ごとに行うこ

とが大切と考えますが、町はどのように考えていますかとのおたがしでございすが、議員おたがしのように、町内一斉清掃に地区ごとで駆除作業を行うことが重要であると考えております。

しかしながら、地区によっては、高齢で作業が困難という意見もありまして、群生地が遊休地である場合は、土地所有者の協力や同意を求める必要があります。また、国道沿いや鉄道敷については、県や企業等に駆除の協力を求める必要があります。

オオハンゴンソウの分布域は日本全国に広がっており、様々な駆除が行われていることから、情報を収集しながら、どのような対策が効果的か検討してまいりたいと考えております。

次に6点目、町民意識が変わることによって、特定外来植物を少なくし、そして、なくすることができると思ひますがどうですかとのおたがしでございすが、議員おたがしのとおりであるとと考えております。

町では、これまで広報みなみあいつで、駆除の方法などを周知してまいりましたが、オオハンゴンソウの花が色鮮やかなこともあり、特定外来生物と知らずに自宅の庭に植えていたり、地区等の除草作業で残されてしまうという事例も見られます。

今後も継続して、植物の特定外来生物の種類及び駆除の方法について、分かりやすい周知に努めるとともに、地区との連携を図りながら情報収集を行い、駆除に向けた取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、温暖化対策の具体化をに関する1点目、町として温暖化対策をどのように進めていく考えかとのおたがしでございすが、気候変動や今までにない規模の災害が世界的に発生しております。国は、2030年の温室効果ガス排出量を2013年度に比べて50%削減。2050年度までに実質ゼロに向けて、2050年カーボンニュートラルを宣言しております。

本町も、2018年に南会津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、町が行う事務事業で発生している温室効果ガス排出量を調査し、削減に向けた取組を進めているところでございします。

しかし、日々の暮らしの中で、町民一人一人が地球温暖化の問題を認識して行動しなければ、町の温室効果ガス排出量の削減は困難であろうと考えております。このようなことから、町民、事業者、町それぞれの役割と取り組むべきことを明確にするため、温室効果ガスの排出削減に向けた計画を策定するための準備に入っているところでございします。

次に2点目、2020年、令和2年9月の一般質問答弁で、木質ボイラー設置の個別計画はないが、具体的な計画策定のため、町内の温泉・宿泊施設の現状認識及び概況調査を実施し、施設

管理者とその協議を踏まえ検討するとのことでしたが、その後の検討状況はどうかとおただしをいただきました。

具体的な木質ボイラー導入計画策定のため、町内の温泉・宿泊施設の現状確認及び概要等について、管理者への聞き取りを実施しましたところ、施設の維持管理の負担が大きく、導入することは困難であるというような意向を示されております。

引き続き、大規模改修や建て替え時に、導入の可能性について協議、検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に3点目、木質ボイラーへの交換は、今後の温暖化対策に向けた具体的対策事業として効果も高く、アピールになると思いますが町の考えはとおただしでございまして、議員お考えのとおり、木質バイオマスボイラーへの交換は、化石燃料消費による二酸化炭素の排出抑制、それから、資源循環型エネルギーの活用、高騰している電気料や燃料代の対策といった、時代の流れに即した効果も期待されるとともに、地球温暖化の取組として大きくアピールできるものと考えております。つきましては、施設の規模や目的、管理者の意向等も踏まえながら、大規模修繕等の導入の際に、その可能性について引き続き検討してまいりたいと思っております。

次に4点目、これまで木質バイオマス利用は、地球規模の温暖化対策のため、購入費は高いが二酸化炭素排出削減効果を経費に換算してと言っていたと思っております。引き続きこの考えに立った施策展開が必要だと考えますがどうですかとおただしでございまして、地球温暖化対策として、温室効果ガス排出量削減と持続可能な循環型社会の構築を踏まえた施策展開が必要であるとと考えております。

一方で、施設設備の導入に当たっては、ライフサイクルコストとのバランスを取る必要もありますので、継続して様々な可能性について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げましたが、具体的事項については、担当課長より答弁いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 では、最初の特定外来植物の駆除をということで、一応、今回の、私も話が町民の方から相談があったとき、環境省のホームページを見てみましたら、そんなに詳しくなかったものですから、そうしたら、特定外来生物等一覧の分類群で10分類にされると。そしてそれは、哺乳類、鳥類、爬虫類、皆さん分かっているかと思うんですが、申し訳ありませんが言わせてください。両生類、魚類、昆虫類、甲殻類、クモ・サソリ類、軟体動物と、そして植物ということで。今回の特定外来生物の中の植物が10番目に出てくるわけですが、私は

それを今回取り上げています。

質問の冒頭で述べました国道沿線などで目立つ黄色い花は、キク科のオオハンゴンソウだということ、3種類があるということ、一番目立っているのはこのオオハンゴンソウかなというふうに思いますが。このように特定外来植物が増えてきたのは、どのような理由があるというふうに考えられますか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 答えいたします。

どのような理由がというと、ちょっとなかなか難しいところはあるんですが。この特定外来植物のオオハンゴンソウについては、最初は小さな群落で生えている、それが環境に適した状態になった途端に、爆発的に増えていくという傾向があるというふうに聞いております。ですので、国道沿線のオオハンゴンソウが増えていくのに適した環境の部分にいったため、地下茎で増える、それから種ができて風で飛ばされて増えるというような条件が重なって、今のようになっているというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 最初の質問、確かに答弁あったような形になるのかなと。すみません、やはり私もちょっと何でこんなに増えるのかなと、何か一定の適した環境とえば、それが一番正しい答弁なんだかもしれないんですが。何でこんなに増えてしまうのかなというふうに、私自身は思ったものですから、ちょっとそれらの考えられる、そういった原因的なものを調べたものがあれば参考にお教え願いたいなというふうに思ったものですから。これはその内容で結構でございます。

そして、2番目で、私が相談を受けたというのは、何か旦那様がぜんそくのある方で、そして、ちょうどオオハンゴンソウが、何ていうかな、花が終わる頃というか飛ぶ頃に、するとぜんそくが出てくるんだというようなことで、何かそこに原因があるんじゃないのかなというふうに言っていたものですから、聞いてみました。

異常を起こすことはないんだというふうにあって、ある意味では安心をするんですが、ぜんそくなど本当に特定外来植物の花粉飛散によるものという理解というのは、そういうのは全く、私もちょっと調べてみたら、確かにホームページ辺りにも出てないんですが、そういう事例というのはないと、現状の中ではないと。先ほどの答弁でも、今後、追跡しながら調査をしていきたいというような話があったんですが、そういうふうに理解するしかないんでしょうかね。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

現在のところ、その外来植物、オオハンゴンソウの花粉による健康被害というのは確認されていないというような状況だと伺っております。

以前に似たような状況になったのが、セイトカアワダチソウという植物があって、あれの花が咲く頃に、やはりアレルギーがひどくなる方もいらっしゃって、セイトカアワダチソウの花粉だというふうな話もあったんですけども、実際調べてみると、ブタクサという別の植物だったということもありますので、もしかすると、それは同じ時期に咲いている花の花粉なのかもしれませんし。もしかすると、オオハンゴンソウ自体の健康被害というのは、もしかすると、これから分かるのかもしれないので、そこは情報収集をしていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 そのこのところは、新しい情報があれば教えていただきたいなというふうに思います。

それで、3つ目の質問でございますが、町内では駒止湿原で、特定外来植物の駆除作業というのが十数年行われています。それ以外では、西部地区の一部でも、草刈りの時期に、一緒に特定外来植物が、ヒメサユリなんかとか、そういうのが特定外来植物に淘汰されたら大変だというようなことで、そういった駆除作業が行われているというにも聞きます。

特定外来植物というのは、先ほど来から話ありますように、生育も旺盛で根もしっかりとしており、1度や2度の駆除作業ではなくなれないということも聞きます。根まで1本1本取り除くなど地道な駆除作業の積み重ねを複数年以上実施することで、徐々に駆除できるんですよということも、実際に私も駒止湿原の駆除作業にも参加をさせてもらっているんですが、そんな先輩の方の話が聞きます。

それらの問題点と、あと併せて駆除作業の内容について、やはり実際に駆除を行っている方から聞き取りをして、それらの意見をパンフレットなどに載せたり、そういうことをすることによって、そしてそれを町の広報なりパンフレットで出すことによって、より一層の理解が進むものというふうに思いますが、どうでしょうかね、これについて。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

当然、駆除の方法が一般的な刈取りだけでは、根本的な対策にならないということですので、あらゆる手段を使って、基本的には町の広報になるかと思いますが、そちらのほうで周知を図

っていきたいというふうに考えております。

それから、特に分布が広がっている田島地域については、行政連絡員・区長会議で、地域での駆除作業、具体的に根っこまで抜いてくださいよというようなことで依頼しておりますので、そういったことを続けていきながら、駆除の方法を周知していきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 駆除を行わない場合、在来種が駆逐され、そして特定外来植物が取って代わることにより生態系が破壊されて、私たちの日常生活にも悪影響が及ぶものというように考えます。特定外来植物などは、花がきれいなど、人間の都合で持ち込まれたものが多いと思います。その特定外来植物により人間へ悪影響を及ぼすことは、どんなことがあっても避けなければならないというふうに考えます。

既に、先ほどから繰り返しますが、10分類中の植物以外の分類とされている哺乳類とか鳥類とか爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、甲殻類、クモ・サソリ類、軟体動物などで悪影響を与えているものも、テレビなどでも報道がされていますよね。いろんなお城のお堀の水を全部取ったりしてやっているというの、出ているんですが。やはり、それらそういう意味では、町として日常生活に及ぼすことがあってはならないんだというそういう危機意識を持ちながら、この問題について対応していくことが必要ではないかというふうに思いますが、これについてはどうですか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 議員おただしのおり、やはりその一人一人が生活に影響及ぶんだよということを認識していただかないと、ここまで広がってしまったものを駆除に持っていくというのはなかなか難しいと思いますので、その点については、先ほど申し上げましたが、広報等で周知しながら、町の人一人一人に、この植物が増えたととっても厄介なことになるんだよというのは分かってもらえるように、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 それで、地区でまとまって駆除作業を行う場合というのは、どうしても経費が必要になってくるのではないかというふうに思いますが。町として、地区でまとまって駆除作業などを取り組む場合の補助事業などはありますか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

現在のところ、その特定外来生物・植物の駆除に関する補助金はございませんで、集落応援交付金の中で、事業の中で取り組んでいただきたいなということで、区長のほうには依頼はしているところでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 これから、ある程度、地区でまとまってやるとなった場合、やはり確かに地域応援交付金みたいな形のそのメニューの中には入れて、それが補助事業に該当するということはあるかもしれませんが、なかなかそれだけでは、ちょっと足りない面もあるんじゃないかというように思いますが、それについてはどうですか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 答えいたします。

今すぐ補助事業をつくるとか、そういうのは明言できませんが、私としては、できれば集落応援交付金のメニューに付け加えていただいて、その中で、集落のほうで知恵を絞ってやっていただくのが一番いいのかなと思っております。

ただ、ほかの手法も考えられますので、調査しながら、どのような支援ができるかというのは考えていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひそのところを、これから大きなものになっていくような気がするんですよ、これだけ増えている中身を見ると。ぜひ検討をお願いしたいなというふうに思います。

そして今回、一般質問で私が最初になりましたけど、この後、2名の方ということで合計3名、特定外来植物について取り上げています。このことは、やはり町民の関心の高さを反映した表れではないのかなというふうに思います。

これを契機として、特定外来植物の駆除が進むことを期待をしたいと思います。町の今後の取組も期待します。私も一町民として駆除作業に参加しながら、増えない、そういう形で、心配なくていい内容に持っていききたいなというふうに思います。今後の町の取組に期待して、この1番の特定外来植物の駆除は終わりたいと思います。もし、町のほうで何かありましたら。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 今回、訓正議員含めて3名の方が、同じ関係の質問をされているということは、それは時の流れの中で非常に気になる事案だというふうに思われていると思います。

それで、町としても、これまで過去3年間、毎年1回、広報紙のほうに、特定外来生物のこの植物に関する情報を上げながら注意喚起はしていたんですが。改めて、やはりその関心の度合いの高さというのが、今回感じられますので。環境水道課長、答弁いたしましたけれども、もう少し、町としても情報収集をしながら、どういった対策がいいのか、場合によっては特定の補助制度が必要なのか、ほかの先駆的な事例なんかも調べて、あまり悪影響が出ないうちに、町としての対応をまとめたいと、このように思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひその対応をお願いします。

では次に、2点目の温暖化対策の具体化について触れさせていただきます。

再質問します。

今ほど温暖化対策の具体化をの標題でもって、木質ボイラー設置の個別計画について検討は進めているのかということで質問をしました。その回答は、検討したけど、今のところそれぞれの事業者からはやらないと、導入する考えはないということなんですが。そしてその中で、大規模改修があれば検討したいというような答弁でございました。

質問冒頭で申し上げた温暖化問題というのは、世界規模の問題と思うんですよ。地方自治体も温暖化問題、具体的には温室効果ガス削減のために、じゃ何をやるのかと。私は一番、今この南会津を考えた場合、この木質ボイラー設置というのは、すごくその地域経済の全て循環するような形で、具体的な、やはりそういう意味では、計画策定を町がリードしながら行うべきではないかというふうに考えますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

町長答弁にもございましたとおり、前回ご質問していただいた後に、施設の管理者、回って、担当のほうの話聞いてきたところ、維持管理経費にお金がかかってしまうので、ちょっと難しいというような答えをいただいております。

大規模改修の時期に来ているということもありますが、今できるだけ機器を長く使おうということで、具体的に何年にどの施設をどうするというような計画ができておりませんので。大規模改修を行う際に、その施設の目的であったり性質であったり敷地の状況、それから職員の配置の状況、それを1件1件評価しながら、導入の可能性について検証していきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私は、この温暖化防止に向けての具体的方策として、二酸化炭素を新たに出さないためということで、やはり循環型社会を目指すことが必要ではないのかなというふうに考えています。

そのためには、木質ボイラー設置を公共施設をはじめとして、それらの関連施設にもやはり設置をするということではないのかなというように思います。木質ボイラーであれば、当町内で、チップなどの材料からボイラー稼働まで全て調達が可能です。木の伐採、伐採木の運搬、そしてチップ生産、そしてチップ運搬、チップの木質ボイラーへの使用まで、一連の作業というのは、この南会津町内で行われ、作業に要する経費も、町内で作業工程ごとに生み出されますよね。

あわせて、木質ボイラー稼働による二酸化炭素は、切り出された木材にそれまで蓄積されたものであり、チップが燃焼した際に放出されるということで、新たな二酸化炭素の放出はありません。重油や灯油などの化石燃料では、燃焼により二酸化炭素が新たに放出され、温暖化につながってしまいます。加えて、化石燃料の購入費用は町外に流出することとなります。

以上を踏まえ、木質ボイラー導入を本当に真剣に考えるべきではないか、検討すべきではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 今、議員がご紹介いただきました二酸化炭素の排出抑制、さらには地球温暖化に対する効果等、それから、チップボイラーのチップの活用ということを考えますと、当然これは、可能であれば進めるべき施策だというふうに考えます。

一方で、運営しております特別養護老人ホームを例に出しますと、南会津会とか優雅とかありますが、そういった事業者のほうとしては、それに、管理にどのような負担が出るのか、導入することで経費にどういうふうな影響が出るのか、その辺をしっかりと説明できないとなかなか受けてもらえないというのも実情だと思います。

町としまして、今、二酸化炭素の排出抑制のための計画というお話を申し上げましたが、そういった部分を含めて、しっかり、なぜそういったものが必要で、それをやることでどういう効果があるんだというようなことを説明をしながら、各施設の事業者の方に理解を求めるといふようなところから入っていく必要があるだろうと思います。町が大きく構えて、これで導入してくださいというところもなかなか言いにくい部分もあるものですから、お互いの理解の中で進めるということで、当面の動き方としては、行動を、町としての考えをまとめる必要があるのかなというふうに思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今、木質ボイラーがこの南会津町の中で導入されているのは、きらら289と星の郷ホテルだと思います。それ以外にも、実証実験等で一応やられた館岩の高杖とかそういうところについては、今、それはもう実質的に稼働がされないというような状況にあるというのは私も聞いておりますが、この2か所の木質ボイラーの稼働状況というのはどうなっていますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

まず、きらら289につきましては、現在、稼働状況なんですけど、こちら平成23年度に導入をいたしまして、平成24年から稼働しているという状況でございます。現在、木質チップの使用量が約350立方程度、今現在、使用しているというところでございます。

星の郷ホテルにつきましては、令和2年度、星の郷ホテルの建設工事と一緒に導入をしたというような事業でございまして、こちらについては、令和3年度、昨年8月ぐらいから稼働しているような状況で、117立方の燃料チップの供給というふうになってございます。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

ただいま農林課長のほうから、チップの使用量についてはお答えしましたけれども、費用面での件についてお答えさせていただきます。

きらら289においては、年間約600万円ほどの灯油使用料がかかっておりましたが、チップを使用することによりまして、チップ代が約200万円、あと灯油代が、ボイラー着火時の灯油代になりますけれども、これが約10万円ということで、年間約400万円ほどの経費削減につながってございます。

星の郷ホテルにつきましては、昨年9月からの営業開始ということがございまして、チップと灯油の割合が3対7くらいの割合で、今現在、チップボイラー設置業者と、あと熱交換システムの設備を担当した業者、あと指定管理者において、より効率的な運転ができないかということで検討を行っているところでございますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひやはり、今ほど報告ありましたように、日常の経費的には大分今、灯油、あと重油の燃料代というのが、前は全く高かったんです。だからそれは私も認識していたんです。ただここに来て、先ほどちょっと状況をお話ししましたけど、すごく重油、灯油が

高くなって、チップというのはそんなに高くなっていないでしょう。それどうなんですかね。値段的に、その当時一番安い時期に、大分これは、先ほども言いましたけど、重油、灯油の値段が安くて、そしてチップを使うと、そっちのほうが高いから、やはりただそれでも二酸化炭素を出さないということで、チップを使用するんですよという説明が、私は執行部側のほうからされていたんじゃないかなというように思うんですが、それは私の認識違いでしょうかね。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回の星の郷のホテルに導入をいたしました木質バイオマスエネルギーの関係なんですが、そちらにつきましては、林業成長産業化モデル事業の一環といたしまして、木質バイオマス利用促進整備事業ということで導入をしております。

こちらの事業につきましては、全体事業費が約7,603万1,000円程度でございます。そのうち補助金が、国の補助金で約2分の1ということになってございまして、3,801万4,000円となっております。残りはおおむね過疎債ということで、過疎債で3,800万円、一般財源で1万7,000円という、建設事業費においてはそういう事業費になってございます。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 議員おただしのように、やはり町としても、地球温暖化に向けた取組、二酸化炭素の排出抑制取組が、地方自治体に求められている動きだというようなこともあって、公共施設に木質ボイラーを設置した。それがきららで一番最初に導入をして、次に国庫補助を使って星の郷ホテルに入れたということでございますから、町の方向性としては、地球環境の問題を、町としても地球規模の取組に参画することで進めていく必要があるというふうな認識で、この事業は進んだというふうに理解しております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 先ほどの農林課長が星の郷ホテルのボイラーの関係で、私、まだそこまでは聞いていなかったんですが。実は、私はチップの現在の値段と、重油と灯油の比較で、今ほど聞いたんですよ。だから、決して全てもうそっちのほうが得なんだからとは、私言うつもりはないんです、そこまでは。

ただ、ぜひ今回のボイラー導入についても、国のそういった補助金が今回ついたということで、2分の1の補助金がついたわけでしょう。これは町の持ち出しじゃないでしょう。つまり国の補助金がついて、それを導入をしたということで、そういった補助金がついているものがあれば。だからそれは、今ついたということですから、これ木質ボイラー導入のために、町独

自の金がさばっかり多くなって大変だからというのがあるとするば、町内の他施設に導入する場合の補助金というのは、今全くつかないですか。それはどうですか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

他施設ということで、施設の計画とか施設の規模であったり、どのようなものを入れるかということはちょっとよく分からないので、一概には返答はできませんが、一般的なこととしてご説明をさせていただきたいと思います。

一般的には、この木質バイオマス利用促進整備事業ということで、星の郷のほうに入れたこの事業については、やはり木質バイオマスの利用量の目標、さらには未利用材の利用、さらには事業費がおおむね500万円以上と、さらには事業効果の発揮が十分なものというふうな計画がございます。こういった要件を達成できれば、施設に導入することが可能になってくるというふうにご考えてございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひ、私もこんなことを言うと町長に怒られるかもしれないんですが、やはり今、地球温暖化の問題というのは世界的な規模ですし、日本の中でもそういう方向に動いていると思うんですよ。それに乗り遅れないためにも、そしてなおかつ、南会津は90%以上、92%は森林圏なんですよ。そうすると今、チップ生産、もうこれ間伐材、当然間伐をすればそれを利用するとか、そういった循環型が、そこで地区の中で一定の木質ボイラーがいっぱい定着をしてくれば、その量的なものも多くなってくるんですよ。だから、そういうような感覚を持って、今の時期に合わせて対応すべきではないのかなというふうに考えるんですが、その点はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 一度お答えしたつもりでございしますが、やはり方向性としては議員言われるとおり、町としても地球温暖化、それから二酸化炭素の排出抑制に向けて動かなくちゃいけない。

しかし、やはり特老の施設に導入するというのが一番効率的だと思うんですが、その際の費用的なもの、それから、その後のランニングコストなり係員の方の作業の変化とかそういったものも出てきますので、その辺は我々のほうで十分情報を出して、そこに持っていってもらうような形の説明をしながら誘導するという事しかないと思います。

また、今後、我々が管理する公共施設の中で導入する可能性があれば、積極的にそれはやら

なくちゃいけないと思いますが、今現在、具体的な熱源を木質ボイラーに代えるかというような公共施設での検討、町が管理している部分での検討は、ちょっと進んでいないのが実態でございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私もしつこく言っているというのは、南会津はやるべきだ、南会津町はできるんだ。やはり循環型社会のほうがすごく金がこの地元を下りるんだというところを、やはりぜひ押さえてもらっている中で考えるべきではないかと。このことが、今の世界的な情勢には合っていると、間違いなく。そこのところを、ぜひ、執行部側がそういう気持ちに、そういう立場に立ってもらわないと、なかなか私らが言ったとしても、それは口ばかりみたいな形に捉われちゃいますから、決して、少しは確かにしつこく口で言っていますが、そうではないんでないかと、やはり必要なことではないかというふうに私は考えています。

ぜひ、前向きな検討をお願いをして、私の発言を終わらせていただきます。

失礼いたしました。

○室井嘉吉議長 以上で6番、渡部訓正君の一般質問を終わります。



◇ 丸 山 陽 子 議 員

○室井嘉吉議長 次に、7番、丸山陽子君の登壇を許します。

7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 議席番号7番、丸山陽子です。

通告に従い、一般質問いたします。

初めに、高齢者の方や障害を持つ方への粗大ごみの回収支援について伺います。

現在、本町で粗大ごみを捨てる場合は、クリーンセンターへの持込みか、年2回、春、秋に実施される粗大ごみの回収日に、地域ごとに指定された集積所に持っていく方法で、粗大ごみの回収が行われています。

運搬手段のない高齢者の方や障害を持つ方にとって、クリーンセンターや集積所まで粗大ごみを持っていくことはとても困難です。粗大ごみを自宅前に出すことで回収できるようにしてはと考えます。町の考えを伺います。

次に、男性用トイレにサンタリーボックスの設置について伺います。

高齢者や病気などで、尿漏れパットやおむつを使用しなければならない場合があります。女性だけでなく男性の方も同じです。女性用トイレには汚物を捨てるためのサンタリーボックスが設置されていますが、男性用トイレには設置されていません。男性の方々も、外出時など安心して使用できるよう、公共施設などの男性用トイレにサンタリーボックスを設置してはと考えると、町の考えを伺います。

以上で壇上での質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 7番、丸山陽子議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、運搬手段のない高齢者の方や障害を持つ方の粗大ごみを、自宅前に出すことで回収できるようにしてはとおただしをいただきました。

現在の粗大ごみの収集方法は、クリーンセンターに直接持ち込む方法と、地区ごとに指定された収集日に指定集積所で収集業者が回収する方法となっております。

高齢者等のごみ出し支援については、家族や地域での助け合いといった自助・共助により対応していただいております。当面は同様に対応していただきたいと、このように考えているところでございます。地域での見守り体制を主とした支援について、社会福祉協議会と協議していきたくと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、男性も安心して使用できるよう、公共施設などの男性トイレに尿漏れパットやおむつなどを捨てられるサンタリーボックスを設置してはとおただしでございますが、近年、公共施設や民間施設を問わず、男性トイレにサンタリーボックスを設置する動きが全国に広がっていることは、十分認識をしております。また、町内においても、病気や高齢などの様々な理由で、尿漏れパットやおむつなどを利用されている男性の方が多くいらっしゃるのではないかと推察しております。議員おただしのように、そういった方々が安心して外出し、また、安心して施設をお使いいただけるような配慮は、今後ますます必要になってくると感じております。

設置に関しましては、各施設におけるトイレのスペースの問題や、設置後の清掃、衛生面の維持管理の部分も考慮しながら、前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げますが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 それでは初めに、高齢の方や障害を持つ方への粗大ごみの回収の支援

についての再質問をさせていただきます。

この質問については、本当に高齢者の方々から、多いというわけではありませんが、多少の方々から問合せがありまして、本当に高齢になって運転免許証を返納したり、体力の衰えだったり、目が視力の衰えだったりということで返納された方々が、本当に今までは自分でクリーンセンターへ持っていくことができたんだけど、持っていけなくなったということで、本当にどうしたらいいかという悩みのご相談からこの質問させていただいております。

本当に地域の方が、ご近所の方が助けてくださって持って行ってくださるということもあるんですけど、いつも頼ってばかりいるのは本当に申し訳ない、本当に心に負担になってしまうというところもあるような感じがします。そういう意味で、ぜひこの体制を整えていくことが大切ではないかというふうに感じますけれども、町としての考えはいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 答えいたします。

現在、議員おっしゃられるように、自分で持っていけない老人というのは多少なりともいるだろうというふうには考えおります。今のところ、自分でできないものは家族で、家族でできないものは地域社会でということで、そちらの機能のほうが、今は助け合いが機能しているというふうに考えております。ですので、今あえて行政で手を出すことが、どういう影響を及ぼすかというのまで考えて対応していかなくてはいけないのかなというふうに思っております。

社会福祉協議会のほうで行っております地域支え合いボランティアポイント事業というのがございまして、こちらの活動項目の中に、ごみ出しというものがございまして。ですので、こちらの活用についても呼びかけていきたいなというふうに考えております。

一方で、令和3年度のこのごみ出しの実績なんですけど、この事業において2件だったというふうに聞いております。この2件というのが、需要がないのかどうかという点については、社会福祉協議会、こちらのほうでは、どうも制度のほうに若干使いにくさがあるんじゃないかというふうに考えている点もありますので、こちら環境水道課のほうと社協と協議していきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからは、衛生組合との関係についてお話をさせていただきたいと思っております。

今現在、共同処理する事務として、ごみの収集、それから運搬、中間処理、最終処分、この部分を共同処理する業務ということで、南会津町と下郷町と只見町が負担金を出して南会津町

環境衛生組合員になっていただいております。今、議員が提案されました粗大ごみを回収事業者の方が入るといことになれば、その回収費用の負担を誰がするのかという問題になりますし、3町が同じ取組をしないとなかなかうまくいかないということだと思います。

ですから、環境水道課長が答弁しましたように、その場所まで持ってきていただける協力体制をどう構築するのかというのが、やはり我々構成町として考える手法ではないかというふうに思いますので、議員さんもいろんな方から相談があって、その答えなかなか大変なんでしょうけども、その仕組みなんかも含めてお知らせいただいて、今、環境水道課長が言いましたように、社会福祉協議会との連携の中でそういったものできないか、改めて協議していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 本当にこの環境衛生関係につきますと、3者が本当に団結しなければできないところはあるというふうに認識はしております。そういう意味で、本当に町としてどこまで高齢者の方に寄り添っていけるのかというのは、ぜひ考えていただきたいなというふうに思っています。

その中で、本当に地域の方が、先ほど水道課長からもお話ありましたけれども、家族でできないときは地域社会で、みんなで見守っていくということでもありますけれども、本当にそこまでの地域で見守るための仕組みづくりが、とても大事になってくるのではないかなというふうに思います。そういう意味では、先ほど社協との連携をしながら検討していきたいというふうにお話をいただきました。そういう意味では、ぜひそこまでの、家に出しておくだけでは駄目、置いたときに地域の方が寄り添ってくださるか、助けてその集積所まで持って行ってくださるといその仕組みだけでもしっかりとつくっていただきたいなというふうに思いますが、改めてもう一度、お考えを伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 高齢化社会の進展で、この問題というのは、年を増すごとに切実な問題になってくるんだろうと思います。一人でごみが出せない、まして粗大ごみとなりますと重いですし。そういったものを、どういうふうにして高齢者の方に寄り添った施策としてできるかというのは、我々行政に課せられた命題だというふうに思っております。

議員もそういう意味で、切実な問題だというようなことを訴えていらっしゃると思いますので、町としまして、今ほどお答えしましたこと中心になりますが、その仕組みづくりについて検討していきたいと、このように思います。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 実は、昨夜、町民の方から自宅にお電話をいただきました。あした粗大ごみの処理の支援について質問されるんですねと。そういう中で、そのとき粗大ごみだけでなく、パソコンの処理とかそういうものも私たちはとても悩んでいるんですって。そういう意味では、パソコンは業者のいろんな方が回収に来るんだけど、自分のデータとかそういうものが心配で出せないって。そのときに町が集めてくださって、その処理をどうにか検討して下さったらいいのになという話があったんですけども。でも、今回の私の質問にはちょっとこのところは該当しないのかなという思いで、ここは少し待ってくださいねというお話をさせていただきました。

しかし、町の高齢者の方々が、本当にそういう意味で、自分が今いるときにはいいんですけども、家族が遠く離れていて、自分が亡くなったときに、いろんなごみが出てきて、本当に家族に迷惑かけたくないんですという思いで、そのお話をしてくださいました。そういう意味では、本当に今、断捨離とか、はやっていますけれども、そういう意味で、自分が身の回りのものをきれいにしておきたいという方々が増えてきているように思われます。そういう意味で、ぜひ高齢者の方々が安心してごみ出しができるようにする仕組みをつくっていただきたいなというふうに思っております。

また、この町で今まで頑張ってきた方々が、やはり高齢になって不安になったり心配になったり、生きづらくなってしまっただけではいけないなというふうに思っています。どうか、そういう方々を見守るための仕組みづくりを、町としてしっかりやっていただくことを期待しまして、これに対しては質問を終わらせていただきます。

次に、男性用トイレについてのサンタリーボックスの設置について、先ほど町長のほうから、できるところから始めさせていただくということでお話がありましたので、そのことについては、ぜひお願いしたいなと思っております。

私は今まで、男性トイレにそういう汚物入れまで必要ということを考えてことはありませんでした。そういう意味で、今回、ある奥様から、ご主人が長時間外出したときに、その汚物を捨てるところがなくて困った。またあと一人の人が、男性の方でしたけれども、自分でごみ袋を持って、それに入れて持って帰りましたという声を伺いました。そういう意味で、ぜひ、私は今までそこまで考えなかった自分が、やはりちょっといけなかったなという思いで、今回この質問をさせていただいております。

どうか、病気でどうしても紙パンツとかパットをつけなければならない方が、男性の中でも

いらっしゃいますので、できるだけ早く、できるところから進めていっていただきたいなと思っております。

それについて、また改めて町長にお伺いいたします。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 丸山議員から一般質問をいただいて、我々としても認識を新たにしたいというのが正直な感想でございます。

サニタリーボックスの設置については、最近の新聞報道等で何回か目にしておりました。議員から一般質問が出されたわけですが、ちょうど9月7日の民報に会津若松市での質疑のやり取りが出ておりましたし、やはりこれは南会津町だけじゃなくて、我々地方公共団体に求められている新たなサービスの充実なのかなというふうに思っておりますので、そのやり方なり、一番は、その汚物をどういうふうに処理するのも含めてやらないといけないもんですから、その辺を加味した中で事業を構築していきたいと、このように思っております。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 ぜひ、進めていっていただきたいなと思います。

その中で一つ提案なんですけれども、サニタリーボックスが設置されていますよという表示のステッカーみたいなものを、ぜひ、このトイレにはそういうボックスがついていますよという周知のステッカーを検討していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 非常に分かりやすい提案だと思いますので、そのことも実現できるように考えていきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 ぜひ、高齢者の方々が、これからも安心して町の中で生き生きと活動できるように、ぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。

○室井嘉吉議長 それでは、以上で7番、丸山陽子君の一般質問を終わります。

ここでお聞きをいたします。

10番、湯田哲議員にお諮りをいたします。

午後3時まで40分以上残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますがいかがですか。

○10番 湯田 哲議員 よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 はい、分かりました。

了解をいただきましたので、一般質問を続けます。

10番、湯田哲君の登壇を許しますが、スクリーン使用の質問になりますので、ここで暫時、10分間、準備の時間を取りたいと思います。その後やりたいと思いますので、ご協力方お願いします。

5分前の放送をしてもらおうようにしましょう。10分だから、25分再開ということで、5分前に放送をします。

暫時休議とします。

その間にスクリーンの準備はしてください。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

○室井嘉吉議長 それでは、スクリーンの準備、さらには休憩ということでございましたので、早速会議を再開をしたいと思います。



◇ 湯 田 哲 議員

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 議席番号10番、登壇順序に従いまして、一般質問を開始いたします。

1、町民一人一人の出番が増える活気ある町へ。

今月4日、御蔵入交流館でNHKののど自慢大会が全国に向け、生放送された。顔見知りの本町出身の方々の緊張して歌う姿をスクリーン越しに声援を送りました。そして、自分の出番を待つその心は、人生最大の緊張であったろうと推察した。

このコロナ禍で、ここ数年、町民一人一人の出る機会が激減していることは、誰しもが認識しています。自分の出番がなく、誰かと会って話すだけでも気が紛れたり、心の中のもやがすっと晴れたりする。そんな機会が減り、心の健康にはマイナスの期間が続いてきました。

そこで、町民一人一人の出番が増える活気ある町を目指してはと考えます。

1、公民館で実施している様々な生涯教育である高齢者を対象にした幾つかの学級や、成人向けの多くの講座なども、この町民の出番をつくっている重要な事業です。その現状と課題と今後の計画は。

2、出前講座も町民の一人一人が持っている特技や能力を受講生の方々へ伝え、受講生の学習意欲を満たし、それぞれの人生の刺激になり、やはり町民の生きがいがいづくりに重要な事業です。その現状と課題と今後の計画は。

3、中学校の部活の民間委託が話題になっています。先生方のオーバーワークの軽減でもあり、民間委託についても町民の中には、その部活に適した能力を持った方々もいます。町民の能力発揮のチャンスでもあり、町民の出番を増やす機会ともいえます。教育長の考えと今後の計画は。

大きな2番、「ディスカバー南会津町」各地区ごとの再発見への協力を。

隣町、下郷町には大内宿があつて、観音沼があつて、本町には何もないということを時々耳にする。もちろん、本町にも駒止湿原をはじめ、多くの山々があり、幾つもの温泉もあります。日本でも何番目に、とにかく広大な大自然に囲まれた町と自慢をします。しかし、これまでこれらの自然や風景を見せる工夫や見える場所を確立する努力がされてこなかったのではと思います。

1、町民や各行政区に、「私の地区のビューポイント」「私のお気に入りの風景」を募集し、本町の観光スポットの再発見、再確認してはと考えるが、町の考えは。

2、各地区では、共同作業による地区の環境整備を実施しています。ビューポイントにふさわしい自慢の風景が見える場所がさらに見えるように、地区の合意形成の下、刈り払いなどによる整備作業の推進を町が誘導、その仕掛けづくりと協力を求めていく考えは。

この後、スライドなんですけど、まず読み上げてからスライドの例を、再問で使おうと思いましたが、ここの後にお見せしたいと思います。

3、地上から見える自分の住む地区の風景には、当然限界があります。しかし、もし少し小高い丘や近くの山から見下ろす我が地区の風景には、いつもと違った風景がそこにはあるはずなんです。

そこで、各地区をドローンにより上空からの視点で高度やアングルを変え撮影、一種のプロモーションビデオを作成、我が地区の再発見、美しいその風景の再確認に役立て、同時にそのプロモーションビデオは本町の観光資源開拓に大きく貢献できると考えるが、町の考えは。

じゃ、スクリーンのほうを見ていただけますでしょうか。よろしいですね。

これは、紙芝居です。動画でもあるんですが、動画の上映はまた別なので、それをちょっと。これは私の田んぼですから、ご了解ください。うちの田んぼですね。向こうは小野島山といって、荒海方面です。

これは、何を言いたいかという、二次元的に僕たちがいつも見ている風景をデジカメで撮ったらこの程度なんです。これちょっと認識して、想像力を働かせてください。何枚も、ここに41枚の田んぼがあります。うちの名前が、西1番、西2番、3番と、そういうふうに名前ついていますけれども、これがうちの田んぼです。今年の風景です。この後、変わります。

これは、地元ではタケゾウ沼という私のひいじいちゃんの沼です。これは、二次元的には川も、池があるしか見えていません。ちょうど田んぼの横にあるんですが、この風景を見て、ちょっとどこって思う方もいらっしゃると思うぐらい、僕はこのドローンを上げた段階で、何だ、うちの沼、捨てたもんじゃないなという、一瞬、これも動画でいくとすごい湖面から上がっていきますので、ちょっと観光地のプロモーション想像していただけると分かるんですが、アウトしていくと、これはとてもきれいです。

この後、これが田んぼの部分で、だんだん遠ざかっていくので、ちょっと考えてください。これだってもう既に、僕の畑は先ほどの地面の2枚でしかないんです。ここ65年生きていますし、あそこで行くのはもうずっといっていますので、あそこは僕が全部手入れをしているんですけれども、なかなか面積が広いので、ここの部分でちょっと下がっていきますので、ちょっと見てください。少し上がってきました。だんだんこの風景の周りがちょっと分かってくると思うんですが、行き過ぎましたね、ごめんなさい。ちょっとアウトして、角度がちょっと違いますけれども、こんな感じで。これ、かなり上がってきています。

遠くに見える、あれが七ヶ岳ですね。向山とか黒森がこの左の稜線の辺りですね。これは完全に七ヶ岳の稜線が見えています。右側のほうにだいくらスキー場がちょっと見えるか、この後、別のアングルなんですけども、右方向にだいくらスキー場があります。七ヶ岳です、あれがね。ちょうど向こうから荒海の方から見える、ちょうど背中合わせの地区です。うちの田んぼがこんな感じですね。

鳴沼がちょうど、鳴沼といっても皆さん、あまりご存知じゃない、黒くちょっと、あの辺りの下に鳴沼が存在します。これはちょっと右寄りのほうにちょっとアングルを変えました。だいくらスキー場です。そして、針生地区ですね。これは、全くうちの田んぼからはアングル変わっていません。そのまま上がって見えています。これが針生地区の中心部ですね。中央辺りに熊野神社の神社林だったり、ちょっと黒いぼことしたところの横に針生小学校、その横に

集会所があったりしますけれども、国道289号です。私がいつも針生発電所なんて騒いでいるのが、ちょうどこのCGの下辺りから落水があって、ちょうど下に発電所があったんですね。

こんな風景、このことを何をして今日は見せたかったかという、これが荒海でも自分の地区に栗生沢も含めていくと、あれ、こんな風景ってあるのかしらぐらい再発見もできるし、特別な鳥の目になったような感じもしますし、その意味ではすごく私が今回、主張したいのはそういうもので再発見したり、自分の地区がこんなにすてきなとこなんだということの発見につないだり、その後にこの町の観光資源の一つになるものを絞っていったらどうだろうというのが3番のあれでした。

じゃ、大きな3番いきます。

町行政のDX化のこれまでの成果と最終ゴールは。

これまで町行政のDX化が叫ばれ、多額の予算を投じ、進めてきました。

1、これまでの成果と現状、今後さらに進めようとしている最終ゴール、目指す将来像は。

2、行政サービスでの町民からの問合せで、電話での対応も多いと推察します。パソコン上でナンバーディスプレイ発信番号及び発信者情報表示するシステムをCTIシステムというんですが、CTIシステムを導入し、住民サービスをスマート化しては。

3、本町でもスマホ、LINEによる町の情報発信を実施して効果を上げています。高知県のある自治体では、これはニュース見た方がいると思いますが、今月上旬、9日頃だったと思いますが、高知の日高村という村が対象で、ちょっと報告がありました。町を挙げてやっているそうです。多くの町民にスマホ普及運動を進め、災害情報、あるいはスマホの万歩計のポイント制など、健康面で大きく効果を上げていると聞きます。町の考えは。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 10番、湯田哲議員のご質問にお答えいたします。

先ほどは、貴重な質問時間を割いていただいて、写真もいろいろ見せていただきました。ありがとうございます。

私からの答弁になりますが、教育長答弁の部分がありますので、それを踏まえてお聞きいただきたいと思います。

ディスカバー南会津町、これを各地区ごとの再発見に協力をというタイトルで、ご質問項目がありますが、その1点目、町民や各行政区にビューポイントやお気に入りの風景を募集し、町の観光スポットを再発見、再認識をしてはと考えるが、町の考えはとのおただしをいただきました。

町では、南会津町観光物産協会と連携をしながら、毎年、四季の彩フォトコンテストを開催し、町内の祭り、花、原風景の写真を募集しております。また、昨年度は町のホームページやフェイスブック、広報紙に「あなたの写真で町をPRしてみませんか」と題した写真の募集記事を掲載するなどして、町の魅力発信と新たな観光資源の発掘に努めているところでございます。

今後は、より多くの方々に応募していただけるよう、周知方法や募集方法等を見直すなどして、町の観光スポットの再発見、再認識につなげてまいりたいと考えております。

次に、2点目、ビューポイントにふさわしい自慢の風景が見える場所がさらに見えるように、地区の合意形成の下、刈り払いなどによる整備作業の推進を町が誘導、その仕掛けづくりと協力を求めていく考えはとご質問をいただきました。

町といたしましては、既に集落応援交付金等を活用して、地区独自に環境整備に取り組んでおられる地区もあるほか、高齢化等により事業実施が難しい地区もあると考えられます。現時点において、町が整備作業を誘導したり、町から協力を求めたりする考えはございません。しかしながら、地区のほうから町に対して協力の申出があった場合には、町としてできる限りの支援をしてまいりたいと、このように考えております。

3点目、各地区をドローンで撮影し、一種のプロモーションビデオを作成、我が地区の再発見、美しいその風景の再認識に役立て、同時にそのプロモーションビデオは町の観光資源開発に大きく貢献できるのではと考えるが、町の考えは、先ほどおただしをいただいたところでございます。

議員のおただしの内容のとおり、ドローンによる映像は、これまでにない視点から眺望を可能にし、見る方に大きなインパクトを与えることができる手法であると考えております。先ほど、実際に平面的なものからドローンで上に上っていった風景をご紹介いただきましたが、その効果というのはあるというふうに思います。町では、平成30年度に作成したプロモーションビデオにもその手法を取り入れて作成しているところでございます。

なお、ドローンを使って撮影した各地区の画像1本のプロモーションビデオにまとめようとした場合、長時間となってしまうほか、多額の費用がかかることも想定されます。

したがって、今後、新たなプロモーションビデオを作成する際には、本町の四季折々のすばらしさを伝えることができるような、新たな場所を選定するとともに、見ていただいた方に全てを訪れてみたいと思っただけのような作品に仕上げることにより、周遊型、そして長期滞在型の観光につなげてまいりたいと考えているところでございます。

次に、町行政のDX化のこれまでの成果と最終ゴールはに関する1点目、これまでの成果と現状、さらに進めようとしている最終ゴール、目指す将来像はとおただしをいただきました。

町では、これまで登録LINE・メールサービスの導入による情報発信やインターネット回線を利用した水道施設の遠隔監視の導入などに努めてきたところでございます。さらに、本年度からマイナンバーを活用し、イベントの申込みを電子申請できる「ぴったりサービス」を利用できるようにするなど、住民サービスの向上に努めております。

現在は、職員の勤怠管理システムの導入や業務フローのデジタル化を推進するため、押印の見直しを進めているところでございます。また、役場内の各課の若手職員で構成するITリーダーミーティングで、デジタル化を推進するための検討を行っております。

今後もデジタル人材の育成に努めるとともに、住民の利便性の向上、職員の事務の効率化など、デジタル技術の活用について、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

最終ゴール、それから目指す将来像というキーワードに対する考え方でありますが、1点目は行政の効率化に主眼を置いた行政の情報化、2点目が住民福祉の充実に主眼を置いた住民サービスの情報化、そして、3点目が産業の振興に主眼を置いた働く人の情報化、これら3点を進展させるために欠かせないのが人材育成であると認識しております。

これらを総合的に結びつけ、誰もが豊かに暮らせるデジタル社会の実現が本町の目指すべき目標であると考えております。

次に、2点目、町民から問合せ電話に対応するため、システムを導入し、住民サービスをスマート化してはとのおただしをいただきました。

現在、町の電話につきましては、本庁舎の運用開始と併せ、インターネットクラウドを活用した電話交換システム、いわゆるクラウド型PBボックスを導入しており、発信者の電話番号表示機能や本庁、各総合支所間の内線電話化により、業務の効率化を図っているところでございます。

議員が提案されたCTIシステムにつきましては、クラウド型PBボックスを導入して、あまり年数も経過しておらず、特に不具合も生じておりませんので、現時点で利用する予定はございません。

次に、3点目、スマートフォン普及運動についてのおただしであります。これまで登録制LINE・メールサービスの導入、ワクチン接種予約システムの導入など、スマートフォンの活用による住民サービスの利便性の向上を図ってまいりました。また、本年度、福島県と連携し、65歳以上の町民を対象にスマートフォン・タブレット教室を開催することとしております。

この周知には、「町のお知らせ」への掲載のほか、社会福祉協議会の協力をいただくなど、多くの方々の参加につながれるよう工夫して実施いたします。

これらの取組により、住民の方がスマートフォンを手に取り、実際に利用することで利便性の理解が深まり、スマートフォンの普及につながっていくものと考えております。先ほど、先進的な活用事例をご紹介いただきましたが、スマートフォンを利用した行政情報の発信や行政サービスの向上は、ますます裾野が広がっていくものと思われま

す。本町としても、さらなる調査研究を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思

います。以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁をいた

させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からお答えをさせていただきます。

はじめに、町民一人一人の出番が増える活気ある町へに関する1点目、公民館で実施している高齢者を対象とした学級や成人向けの講座などの現状と課題と今後の計画はとのおた

だしであります。また、成人向けの講座では、公民館講座を通して作品づくりなどの楽しさを見

いだし、受講した方々が自主グループを設立し、活動されている団体などもありますので、活

発な活動がされているなというふうに認識をしております。課題としましては、公民館講座等の実施などにおいて、町のお知らせなどにより参加者を募集して

おりますが、参加者の顔ぶれが同じなど偏りも見られることが挙げられます。今後は、さらに広く参加を呼びかけるとともに、町民の多用なニーズに応じた学習機会を提

供し、文化祭などの成果の発表の場の充実に努め、生涯学習活動に取り組んでいる団体の支援、育成を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目、出前講座の現状と課題と今後の計画はとのおた

だしであります。次に、2点目、出前講座の現状と課題と今後の計画はとのおた

前講座となるよう、項目の追加や内容検討を行うとともに、多くの方に活用していただけるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、中学校の部活動の民間委託についての考えと今後の計画はとのおただしであります。スポーツ庁では、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及び学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてにより、今後の部活動の在り方について方針を示しております。

さらに、生徒にとって望ましい活動環境の構築と、教師の負担軽減を一体的に図る部活動改革について取り組むよう、令和5年度から3年間の改革集中期間として定め、段階的な地域移行に向けて検討するように求めています。しかしながら、実施部活動の選定や指導者の確保、経費など課題も多いと感じております。

今後は検討委員会等を組織し、学校や関係者とともに協議し、子供たちにとってよりよい部活動となるよう、本町における望ましい対応方策について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 まず順番ですので、教育長のほうの1番のほうから再問させていただきます。

公民館の事業で、幾つもある、そして問題点なども幾つか実際、聞かせていただきました。答えていただきました。

どちらかといえば、例えば①にしてみれば、成人向けの講座の中では御蔵入交流館での公表、発表する場、見せるかな、ああいうのも作品を見せることがすごく本人にとっては自分の実績とか達成感をそこで示す分ではすごくいいことなので、それらをやって実施しているということなんですが、どちらかといえば、同じ顔ぶれだという問題もありましたけど、もう少し65歳以上とか、多分、中心的な世代は70代から上ぐらいの感じの成人が多いとは思いますが、もちろん中のメニューによっては若い人たちの分もあると思うんですけども、その中ではどういうものが、具体的な幾つか例をいただいて、世代的にはどうしても文化祭でお披露目しているああいう作品をいつも印象で想像するんですけども、ほかにやる中で、若干若い世代に向けて、こんな講座がありますという実際、例があればお聞かせいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えいたします。

世代別で、若い世代向けの講座といたしまして、今年ですとフォト×トレッキング講座ということで、トレッキングと併せてデジタルの高額なカメラではなくて、スマートフォンなどでも簡単に撮影できるような、そういう講座を開設しております。

さらには、ノルディックウォーキング教室ですとか、こういったことで講座をしております。また、アイデアD I Y講座ですとか、ガーデニング教室、そういったところでそれぞれの多種多様な形の世代に受け入れられるような講座を取組しております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 今まで、あまり僕もこれ実は見ていましたので、あ、結構ユニークだなとか、小林先生の指導の、写真家ですけども、地元の。何かそれでみんなが行って撮影するのは、これはすばらしい講座なんだななんて思いながら、リストを見させていただきまされたけど、ぜひそういうものを今回、何かすごく新鮮にそのタイトルを見えたので、ぜひこういうものを参加者側がどのぐらいいるかは聞きませんが、ぜひ皆、飛びつくようなタイトル、今、聞いたもので言えばD I Yなんてどんなふうにするのか、僕なんか日曜大工はやる人間なんですけども、そういう意味ではユニークなタイトルだったし、ぜひその辺は、今後とも1人でも多く、私が今回質問したかったのは、その出番という言葉のひとつメインとしてやらせていただきますけど、こういう質問は今までも何回も同じようにさせてもらったんだけど、やはりコロナ禍でうちにこ籠もっている時間が長くなって、みんな元気がなくなっているのがもう私自身もそうかもしれないし、ここにいる皆さんだって、多分、出る機会はかなり激減したんだと思います。

そんな中で、少しでもこれからコロナ収まる方向にももちろんいっているはずですし、いくでしょうし、そういうことでぜひ、さらにそのコロナ禍が過ぎたときに、いろんな講座が充実しているというのを今から準備しているはずですし、今回のこのリストを見るとそのようなので、その部分では今後何か予定しているようなことを、例えば話に挙がって今回絞られてこれだったんですけど、ほかに何か、幾つか挙がったとすれば何か例がありますでしょうか。要は、ここにたどり着いたのは、こればかりじゃなくて、もっと多分、今回のリストの上にはほかにもあったと思うんですが、どんなのがあったかちょっと参考までに聞かせてください。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えをいたします。

講座につきましては、社会教育指導員が今まで受講生にアンケート調査を取ったりして、講

座の組立てをしております。その段階で、予算を計上するときこういった講座でどうかということ、相談に乗って開設しておりますので、基本的にはこのほかは社会教育指導員の頭の中でいろいろ構成されているものと思います。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 この2番の部分も出前講座、2番の質問の中は、どちらかといったら講師的なもの、今、生涯学習課長が言われたみたいなことは、要するに講師がなければ始まらないと。その人たちの出番です、特技を持った人たち、先ほど言った写真家の小林さんなんかもいれば、そういう方がいるから、そういうのが実施できたりするから、講師の選定もあるけども、その人の出番が出てきたりする、そういう意味では受講生も先生がなければ始まりませんので、そういう先生が今、多分、会議の中やあるいはアンケートの中で出てきたものを絞り込んでこういうふう、今回の実際の幾つかの講座になったと思います。

ぜひ、この中で私が言いたいのは、やはりぜひ幾つもあったもどれもあれだったと思うんですけど、少しその辺を吟味しながら、みんなが魅力ある飛びつくような、あるいは今風な、あるいはeスポをやっている、それは部活のほうになっちゃうんですけど、そういうもの含めて生涯学習1番、2番については今後、さらなる充実を期待しております。

3番目についてなんです、これもどちらかといえば、先ほど教育長だとこれから進めることなので、どんな部活が可能なのか、それとも民間の中でその指導者がいろんなことが問題が山積み状態なので、それをこれから検討していくという話なんですけど、僕はこの質問は、やはり2番の部分と共通していて、割とどちらかといったらスポーツだったり、今までやっていた学校で、先生方がやっている今のクラブの中の民間委託というイメージなんです、少子化の中でちょっと私が、こういうのは逆行しているかもしれないんだけど、そういう方がいたら、その出前的に昔だったらこんなのもあった、あるいは今回、中学生の話だから、昔だったら写真クラブなんて僕たちの頃、あったようななかったような、何か現像室を、学校のどこかに暗室があったもので、そんな時代もあった時代でありました。

だからそんな意味では、そういうのがあったら今どき写真現像についてはちょっと時代遅れかもしれないんですけど、今に合ったそういう方がいるので、そういうクラブが僕はもっと選択性が増えて、そういうものも期待をしているんですけど、教育長はどういうふうに考えていますか。要するに、今の現在ある部活のみの延長で考えているか、そういう選択肢が増える可能性についての期待というのはあるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えしたいと思います。

今後、地域移行になった場合は、やはり地域の方の力をお借りするということになると思いますので、議員おっしゃるとおりに地域で特技をお持ちの方はいらっしゃれば、やはりそういうのを活用していきたいなというふうに考えています。

初めは原則的には、今やっている部活動というふうに考えるとは思いますが、やはりいろんなニーズに応じていく、あとスポーツも今の部活動でやっているスポーツ以外のスポーツも考えられますので、部活動の本当の目的のスポーツを楽しむとか、そういうことを考えれば種目についてもやはり長く、実施可能なスポーツということで考えていきたいと思います。そうなってくると当然、やはり地域に指導者がしっかりいるようなスポーツが選ばれていくのではないかなというふうに考えています。

あと、今、写真のお話がありますけど、それは文化系のクラブということで、今回は運動系の部活なんですけども、文化系についてもやはりしっかりと地域移行については考えていかなきゃいけないかなというふうに考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 そうですね。この文部科学省というか、国のほうの進めるのはそちらのほう寄りなんですよね。私はこれは拡大していくと、やはりそちらのほうも昔だったらあったらどうか、先日もこんなニュースありましたね。70代か80代の自然をガイドする、ガイドというかプロです、民間でしようけど、そこの自然を保護する人についての少年の話で、彼が弟子入りしたような感じで、ニュースの中では、番組の中ではもう何でしょう、今、天才何とかがって番組でやっていますよね。それについてたけているような子が講師になって番組を進めるような番組があると思うんですけども、つまりどういうことかと言うと、1人でたって、先生がある地域ですごく有名らしいですけど、そういう自然を守ったりするガイドする人にその子が、中学生ぐらいでしょうか、ついて、もう彼もすごい第二の彼になるぐらいの感じで勉強しながら、すごく興味を持ってやっているという姿をちょっと見たことあるんですよ。

ですから、この3番の質問というのは、スポーツ系の住民、あるいは民間委託もあるんですけど、そういう選択肢の可能性に僕はすごく期待していて、文化系でよく私はあまり体育系はちょっと球技が駄目だとか、体がちょっとあれだからそういう文化に特化したり、読書とか文系とか、どっちかといったら本読んでいたほうがいい、なんていう子もいるんですけど、それだ

ってとてもいいことで、みんなが汗流すばかりが子供じゃなくて、中には僕たちだって我が身を思えばスポーツ得意な人もいたでしょうけれども、どっちかといったら図書館に行っていた人が中にはいたかもしれないんだから、そういう意味では、この部分についてぜひ国が体育系のオーバーワーク、先生方の解放を望んでいる趣旨かもしれませんが、文系の部分の選択肢もあって、帰宅部じゃなくて、こういう社会で得意な人がいて、今、プログラミングも入っているんだから、プログラミングのEWMさんあたりで人材がいれば、じゃ、各学校を回って、ちゃんと何曜日には教えてあげようかみたいな部活的な、正規の部活としてやっていくみたいな、そういう部分で延長して、ぜひぜひ選択肢を増やして、その達人というか、子供たちって競技するのは、万人、100人全部違うような気がするので、そういう意味では、そういう選択肢を幾つか選んで、それを提供できるような、含めて、この3番の延長としてそういう方向もぜひ考えてほしいんですが、教育長、どう考えていますか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えいたしたいと思います。

部活動の在り方については、議員おっしゃるとおり、運動部だけじゃなくて、やはり運動部以外のものを求める子供たちも実際おります。

南会津町では、運動部以外の部活動を設置しているのは1校だけだと。あとは全部、運動部の部活動かなというふうに思います。文化系の運動部も設置しているところもあります。吹奏楽とかそういうのがありますので、実際にそういう活動をしている子供たちにとっても運動部と同じように将来は地域移行という形で地域の方にお世話になるような形になっていくかなというふうに思います。

ただ、残念ながら少子化が進んでおまして、数多くの部活の開設というのはなかなかニーズに応じて全部は難しいかなと。ある程度指導者とか、そのニーズに応じてある程度絞られた活動にはなっていくかなというふうに思いますけども、確かに議員おっしゃるとおり、子供たちの得意な部分をどんどん伸ばしていくことは非常に大変なことです。運動部以外の部活動についても十分検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 そうですよ。吹奏楽部とかも確かに大きな学校ではあるでしょうけども、ただ、この分でいうと教育長もそういう方向もあつたらもちろん考えていきたいということで今、答弁したけど、ぜひあのよく、祇園祭も大屋台でやる子供歌舞伎なんていうのも

あれはそういう保存会とか何かで指導を受けながらやっているというのも、部活ではもちろんないですけども、地域の人たちがそういう伝統を継承していくためにやっている、また別のグループというか、組織かもしれませんが、例えば三匹獅子だって高野の三匹獅子で、三ツ獅子の栗生沢も含めて、ああいうのもだんだん後継者がなくて、それがなかったらそういうものに対してやりたい子供がもしかしてその中で3人でも4人でも、先ほどの1人について1人ついてるなんて、そういう事例も考えたら、そういう形でもぜひぜひ育てるとするのは事実化しているかじゃなくても、僕たちもし何か能力があったら、その子たちが目を輝かせて受けているなんていうのはすてきな関係だと僕は思うんですよ。そこで経費がどうじゃなくて、事故があったらどうなんだといういろんな、それこそ何でもできない理由をつけていくと思うんですけど、ぜひそういう子たちがいたら、本当にプログラミングに長けたビル・ゲイツやジョブズみたいな方々のような能力を持った人間が生まれてほしいぐらいですけど、小さいときにそういう人と出会っていないから、結局は埋もれていくような子供が多いと僕は思っている。それがすごくそういう大人との出会いが減っているから、すごくそういうのは僕は削られていくのがすごく残念で、ぜひその辺は、そういう大人たちに出会える部分である出番でありますから、そういう大人たち、この町にいっぱいいるはずですので、ぜひそんな課外というか文系の部活的なもの、それをぜひぜひ加えていってほしいと思います。もちろん、全部が全部無理だとは思いますが、ぜひ。

それでは、次の町長のほうの質問にいきたいと思います。

ディスカバー南会津町という言葉で、今までにも皆さんが写真の分で、そういう募集もかけてたし、祇園祭とか何かでは写真の大会とか、フォトコンテストなんかもやったりしていますけど、私がこの中のこの全部の中で言いたいことはどういうことかという、先ほどこんなことありましたね。全部一緒に質問させてもらいます。

先ほど一番印象的な答弁がここです、町長の分で。まずは、そのプロモーションがもしできたとすれば、長時間になるでしょうし、経費がかさむからちょっと、というできない理由の理由づけをちょっと言いました。

町長多分、こんなことも言いましたね。この町を売るには町民がこの町のよさを発見したり、まずはこの町民がそのすばらしさに気づくべきだという、個質のときなんかそういう答えをしてくれたと思います。

さっき午前中の質問の中でも、大人たちがこの町には何もないというような引用を多分、したせりふをちょっと覚えているんですけど、その部分でいえば、私がこの中で言っていた3番

であったり、そういうものでいうと再発見する場所があったら、自分のまず地区を愛する町民、再発見して気持ちが変わっていくのではないか、見る目が変わるんじゃないか。それなんですよ。

まずはこの町からというのはこの趣旨の始まりなので、それが観光の、ないのはこの後の話だと思っただけなんですけども、これに関して町長が言った、まずこの町の人たちがこの町の魅力に気がつくのは始まりだというのも町長多分、自分からも言ったと思っただけなんですけど、これについてはどう考えますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 議員おただしのように、私のほうからそういう発言をしたことがございます。やはり自分たちの地域の魅力を我々がしっかりと認識していないと、子供たちにもほかの人たちにも自信を持って訴えることができないだろうという、その視点は一緒でございます。

ただ、提案のプロモーションビデオについては、経費の問題もあるのではというふうにお答えしたので、そこはそこ、ここはここで分けていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 言わせていただければ、それについてはこうなんです。ちょっと今言った、ハードが出ない、できない、経費の分と言ったんですが、僕は何であえてこれをやったかという、僕ごときでしょう。私ごときで、自分でもおかしいぐらいきれいだというのは、本当はもっとすごいんです。もっとすごいものを見せたかったんですが、それが、いいですか。それを言いたい。

というのは、Amatobu（あまとぶ）さんに、彼ら、南総建さんで今回、自分の土建屋さんの仕事上で、例えば災害のときの人命救助のための捜索でも使う赤外線カメラも使ったかなり高度なものも導入しているはずですし、その現場の3D写真をできちゃうのも、それはもちろんいいんです。

今回、災害の中で町と協定してやっていくんですけど、それこそ町の補助金をもらった彼らが、そこで僕はこう思うんですよ。それを飛ばすのに、いいですか。彼だってトレーニング、彼らに全部振れという表現をしているわけではないですよ。まだアマチュアだっていらっしゃるし、その地区に今でもドローンはこの秋からの国家試験になりますけれども、そんなにハードルは高くないはずですし、通産省、その辺は国補とかいろいろありますけれども、そんなにハードルは高くないので、そういう意味では経費がどうじゃなくて、よく言う行政発注のどうじゃなくて、そういうAmatobu（あまとぶ）さんみたいなこれからやっていって、

その分でいけばその延長上で各地区で、あの岩を撮ってくれないかな、この地区からアウトをしていくとどんな風景になるか後で見せてみたい部分でやりくりは可能だと思うんですよ。

できればぜひ、できない理由の予算と時間と言いました。これは全地域を百三十何戸、全部続けろと僕は言っているわけじゃなくて、その中で出たものを、そのできたものがあるならその地区の人たちにまず見せてあげる。5分でも10分でもいいんです。今度うちの家、いつも航空写真で8,000円出して買った写真よりはるかにすてきなアングルで、それも動いている。手、振っていたんだけど、俺も映っているみたいなどころがあるかもしれない。

だから、そんな意味ではぜひこの経費についてのハードルはやめて、皆さんの手作りの中でそんなものを進めていったらどうでしょうか。予算して、専用業者で5分、二、三十万円ですなんていう相手はしないで、そういう地場にAmatobu（あまとぶ）さんもいらっしゃるので、そういうのをやってできないでしょうかという相談を持ちかけて進めてはどうでしょうか。考えを。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 答弁の中身についてのお話でございますが、質問書を読んだ段階では、そこまではちょっと私どもイメージできませんでしたので、率直に考え方をお示したところでございます。

確かにそれは、町が関与しなくてどなたかがやっていただけるのであれば非常にありがたい話ですし、そういう意味で地域の宝をもう一度探し出す、磨く、そういったところであれば、それを否定するものではございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 これは投げかけなので、ぜひ、もしかしてこういうのって小学生でも飛ばせるものもありますし、100グラム以下でしたら航空に係りますので、それでも取れます。4Kぐらいの。とてもすてきなアングルで撮れますので、そういう意味では、割とそういう住民の力を借りてでもやれるというので、だったらそういう趣味でやっている子にちょっと撮らせてあげたらみたいな投げかけなんですよ。

じゃ、やってみようかみたいな人が、この質問を聞いて、じゃ、結構うちの地区は捨てたものじゃない、作品ができたなら、地区の行政区長が今回、集まるとき小学生のタロウくんがつくったやつを見せてあげようかみたいな、そんな流れで結構ですから、町が誘導したらどうかとか、その分で言っているだけでというのもおかしいけれども、言っていることなので、ぜひそういう別な視点、視覚から再発見のための仕掛けづくりにぜひ、町がやらないのはもちろん、

やらないとかやらないのもおかしいけれども、ちょっとそういうプッシュで、押すきっかけみたいなのを僕はお金を使ってどうしてこれこれじゃなくて、こんなのをやったらどうかしらという投げかけだけぐらいも行政でやれないのかなという話なんですよ。

今回いろんなフォト、募集していますというのは全くそれでしょう。そのフォト募集が動いたり、ちょっと高めのアングルだったりするわけだから、そういうものの延長した、すてきな写真をスマホで撮った写真を募集していますよみたいなのがあったわけじゃないですか。その延長でそういうのも募集したらどうでしょうかというような流れなんです。どうでしょう。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 新たな視点の提案ということで、受けたいと思います。今すぐにやるとなかなか言い切れない部分がありますが、今後の事業展開の中で可能であれば反映させていきたいと、このように思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 ぜひすてきな町で再確認して、この町がこんなに、私の住んでいる地区がこんなにすてきだということを多分、再確認できると思います。ぜひ、町の動きも期待しております。

じゃ、3番目の町行政のDX化について質問させていただきます。

これまでITリーダーが行政区の職員の中でつくって、実際こんなアイデアとか進めているということがありました。ビジョンのほうも行政の効率化や住民サービスの効率化とか、産業の中で生かしていきたいというような目標、ゴールについても話していただきました。

ちょっと参考までにですが、ITリーダーミーティングは20人ぐらいいらっしゃるそうなんですけども、その中で出た幾つかの例だけをちょっと何かあったら、せっかくそこでミーティングしているので、具体的なことではなくて、口頭で言える範囲でいいんです。こんなことは進められて話が出たぐらいでいいです。ぜひその辺の1個ぐらいいいんです。ちょっとそれ挙げたら、例えばこんな方向性でもいいですし、概念でもいいです。こんなユニークなアイデアが出たとか、何かあったら教えてください。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

ITリーダーミーティングにおきまして、情報発信に関するガイドラインというものを決めております、これは昨年でございますが。そのほか自治体DXとは何かということで、どんなことができるのかというような講習会も行っております。それと併せまして、まだ職員内部の

資料であります、町のDX推進基本計画というものを策定いたしまして、これからどのように進めていくかということを経験してまいりました。それを踏まえまして、今年度はまず人材育成であろうということで、それを予算化して現在進めているところでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 今議論中で、これから進んでいくことだと思いますので、期待しています。

先ほどCTIシステムについてちょっと、これ自体は、町としてはインターネットクラウド表示化PBボックスをもう既に導入しているから、この次の段階であって、まだそういう段階ではないような答えがありました。

これについて、ぜひ皆さんに認識してほしい。これ、僕はこのCTIシステムというのは、5、6年前のテレビ番組で街のでんきやさんという名前、皆さん すが、大型スーパーの例えばコジマとか、ああいうデンコードーとかが出てきている地域で、町の電気屋がどうやって生き延びていくかというようなスクープというか、何かあったんです。

その中で電気屋さんが、すごい狭い電気屋さんでね、よく町の電気屋さんですけど、そこで電話が出ると、画面のところでズキさん、こうやって見ながら電話でしゃべるんですね。そうすると、この人、ああ何々町の何番地、そうだな、3日前にエアコンの修理したばっかとか、また水漏れがしているからちょっと来てくれなのかもしれないし、この人はもう洗濯機15年もたって使っているよと、うちから買ったんだけど、こういうのをさっと見ながらそれを見てしゃべっているんですよ。なるほどな、これすてきだなと思ったんですよ。

実はこのCTIシステムというのは、皆さんが携帯に登録しているのはディスプレイで友達からきたとか、自宅からきたとか見えますよね。あそこにプラス、データベースが引用されてすぽっと張り付いたり、相手の顔がぼんと出たりするというようなイメージしてもらおうというんですけど、これは結局ネットショッピング、あれなんかも別にジャパネットさんがあなたの住所確認しますなんて言いながらも、もう既に彼らは自分たちの住所を見られながら、一から言っているだけで確認して、この人はいつも買ってきている人だなと見ながらやっているはずなんです。

それが普通に今、使われているんです。このCTIシステムは、なぜスマート化という言葉使って今回挙げたかということ、うちも旅館をやっているの、これは実は僕は8,000円タイプ、買い取りで。でもちゃんとデータベースと名前と、来た段階でこうやって登録するとそのまま

データベースに入ったりするので、これは別にどこかのデータからすっとくっつけば引っ張り出しなんかは難しくないんです。

何を言いたいかという、こういうことなんです。執行部と、聞き取りというか所管事務調査の中で税務の何かあれば延滞相談とか税務相談とかというのを必ず電話相談で記録していますという言葉聞いていますよね。皆さんも多分、耳にしたことあるんですよ。だけどそれってこのC T I システム、本当にピンキリでそんなに高額ではないんです。月々幾らとかというものもいろいろある。ここでよく話題になるのこうなんです。そこの中のデータを見ることによって、聞き取りの言った、言わない、これ大切ですよ。

あともう一つ、この人っていつもこの部分の相談なんだから、あらかじめ係が替わっても分かるんですよ。それが今回、税務なんかもそうだけど、聞き取りをやって、例えば町有住宅のもし何か2か月遅れているとすれば、その部分も分かるわけですね。それで二度手間かどうか相談とかじゃなくて、もう既に3日前に電話もらってれば、今日も来たな、別な誰かさんが見ても、ああいろいろこんなやり取りしたんだということが分かるので、また一から聞けば住民も腹も立つだろうし、その分でやり取りがスマート化していくんですね。これは当たり前の今、大企業で普通に導入されているシステムなので、ぜひ検討というか研究してほしいなと思うんです。

これがおもしろいのは、最近録画は当然ですけども、文字起こしもやりますので、言ったのが全部テキストにだーっとなってくんで、自分の答えも、罵声を言ったら自分の取りあえず文章も残っちゃいますけども、そういう形になっているので、自動化になっています。これはもちろん上位クラスなんですけども、だからそんな意味では今回、そのP Bクラウドシステムも既に導入してからじゃなくて、職員も見ている中で、そういうものを各課でサービスで対面して、住民サービス、住民の何かを受けるという窓口の話なんです。そうするとその中で、ああこの人は少しこういうのを病というか何か抱えているから、今回もやっぱり相談なんじゃないかなということで優しく相談できたり、答えたりできるんじゃないか。

これについて、今後研究したらどうでしょうか。予算はやはりどこかの企業に行っただと行政だとあれですけども、研究すれば本当に僕の8,000円でも動くとは思いますが、それは買取りですから、もうずっとその8,000円で使っています。もうコードレスで飛んできて、僕はスマホじゃなくてちょっとしたi P a d、2万円ので表示していますけども、この人は15分前に5回も電話よこしたというのが、これ全部記録に残っちゃうんですけど、どうでしょうか。その辺、今、町ではこうやって新しくなったんですが、そういうものを考えて研

究なんかしていったらどうでしょうか。その辺について考えはいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

先ほど町長がクラウド型P Bボックスとお答えしましたが、正しくはP B Xというふうになります。

議員の質問にありましたC T Iですが、私のほうも認識していなかったために改めて勉強させていただきました。おおまかに言いますと、電話の顧客管理ということで、コールセンターなどで利用が向上されるのかなというふうに思っております。例えば、町にそれを含めた場合に議員おっしゃられたとおり、パソコン上に今までの経過であったり、滞納情報であったり、個人情報丸々含まれるということから、それが例えば全職員が確認できるようになっていいのかというような課題もあります。

現在、町が今、実施しているクラウドP B Xにおいては、発信者の電話番号が表示され、さらには各支所との内線化も進められておまして、支障がないということから、また、町のほうに問合せする方に関しましては、税情報だけではなくて、あらゆる相談があります。そういった情報は、やはり機械の音声の案内だけではなくて、職員がよく話を聞いて、該当する担当者につなぐというようなことでサービスが保たれるのではないかと考えているところでございます。

このC T Iシステムを入れたことによって、そういったこれまでのサービスが逆に低減してしまうのではないかなというようなことを短期間ではありましたが、そんなことを話したので、現在はそういったことを踏まえると、このC T Iを入れる時期ではないのかなというふうに考えておまして、今後、新たな情報等含めると、そういった必要な時期が来ましたら、改めて検討はしたいなというふうに考えているところです。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 そうですね。そういう考えはそういう考えで。今言った、個人情報が見える見えない部分が、今度はできない理由とつける部分であれば、どこまで表示するかというのは可能なので、それは幾らでもそれに対する、例えばこのC T Iメーカーは何十社もありますけど、その中で言えばこれが現実的にいいんじゃないとか、それは個人情報だからもちろんそこまで表示するというので、僕はその分で見えるということはとても大切だ、受話器を取る段階でこの人が見えるということが大切だから、そこにこの人がこんなあれ持っているからという話ではないので、それは幾らでもセンターでできるんだと僕は思いますので、

ぜひ。

じゃ、3番のラストですけども、この部分に関してはスマートフォンの講習会とか勉強会をやっているということで、既にもうやっていますけど、この日高町自体は、一番は何か今、60歳以上が当時三十何パーセントが80%まで達したのかな。ここの部分の記事を見ると、結局全国の、国主催の大会で高知県日高村が全国3位となりましたと。県庁を訪れたとかというニュースを、僕は多分見たんだね。

この中の記事自体は、どういうことかという、やはりスマホを普及することで今やっているね、この町もやっているLINEによる情報発信とか何かの分、先ほど効果、言っていたですね。住民サービスの分では貢献、もう既に始まっていますよと行っていただきました。この自治体、日高村自体は、健康アプリとポイント、よく言うここの商品券的なあのポイント自体になるような還元とか、いろんなので表彰されたみたいです。

ここは大企業のKDDIと契約して、町がKDDIとやりながらスマホの普及、いつでも聞ける、いつでも窓口ですね、もう。そういう専用窓口をつくって1人でも多くの部分をやっているようなニュースでした。

表彰されて、3位になってニュース化されたんだと思うんですけど、だからそんな意味ではさらに普及を、講習会で止まっている分じゃなくて、これからマイナンバーカードを含めてやっていくようなのも、そういう意味では進めている、既に進んでいるわけですから、スマホを使った分をさらに充実すればどうかというような考えなんです。それについてどうお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

町長答弁にもありましたとおり、スマホの普及運動ということで質問だったので、町はスマホを販売している業者ではないことから、スマホそのものの普及運動はしないというふうに考えております。

ただ、そうではありますが、スマホを使って活用して、住民の利便性を上げるためにどんなことができるかということの検討は進めたいというふうに思います。その延長で、例えばスマホの使い方教室とか、そういったことは進めていきたいなというふうに考えておまして、本日発行の町のお知らせに、10月14日と11月4日になりますが、福島県と連携して、シニア向けのスマホ・タブレット教室というものを実施したいというふうに考えておまして、その募集記事を掲載させていただいております。

これらについては、今後もそういったスマホの使い方、これを使うと例えば町が情報発信しているLINEであったり、ぴったりサービスといういろんなイベントの参加申込みであったり、こういったものが電話をつながなくても携帯電話で申込みや情報が受け取れるというような便利さをアピールしながら進めていきたいなというふうには考えているところです。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 3つについて質問させていただきました。

本町の観光あるいは地域の住民意識の変化というか、そういうものを期待していますし、新町長がこれまでの聞いている中では、やはりそういう意味でしっかりとビジョンですか、4番議員が言われた中での今回の方針の中で、そういう意味で期待していますし、ぜひぜひそういう声を拾いながら、ぜひこの町のよき未来を実現させていただきたい。

以上で質問を終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、10番、湯田哲君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は全て終了をいたしました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会いたします。

明15日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時26分

令和4年第3回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

令和4年9月15日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 14番 星 光 久 議員
- 2番 馬 場 浩 議員
- 3番 川 島 進 議員
- 13番 菅 家 幸 弘 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (15名)

- | | |
|----------------|----------------|
| 2番 馬 場 浩 議員 | 3番 川 島 進 議員 |
| 4番 渡 部 優 議員 | 5番 室 井 英 雄 議員 |
| 6番 渡 部 訓 正 議員 | 7番 丸 山 陽 子 議員 |
| 8番 湯 田 良 一 議員 | 9番 大 桃 英 樹 議員 |
| 10番 湯 田 哲 議員 | 11番 高 野 精 一 議員 |
| 12番 山 内 政 議員 | 13番 菅 家 幸 弘 議員 |
| 14番 星 光 久 議員 | 15番 楠 正 次 議員 |
| 16番 室 井 嘉 吉 議員 | |

欠席議員 (1名)

- 1番 五十嵐 芳 道 議員

説明のための出席者

渡 部 正 義 町 長 佐 藤 一 範 副 町 長
星 英 雄 教 育 長 小 寺 俊 和 総 務 課 長

| | | | |
|---------|---------|---------|---------------|
| 星 良 栄 | 総合政策課長 | 鈴木 秀 和 | 税 務 課 長 |
| 渡 部 秀 介 | 住民生活課長 | 湯 田 賢 史 | 健康福祉課長 |
| 室 井 利 和 | 農 林 課 長 | 星 博 文 | 商工観光課長 |
| 月 田 啓 | 建 設 課 長 | 遠 藤 知 樹 | 環境水道課長 |
| 渡 部 さつき | 会 計 室 長 | 菅 家 康 夫 | 農業委員会 事務局長 |
| 阿久津 勝 英 | 学校教育課長 | 廣 野 友一郎 | 生涯学習課長 |
| 渡 部 浩 明 | 館岩総合支所長 | 馬 場 誠 | 伊南総合支所長 |
| 平 野 芳 和 | 南郷総合支所長 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|---------|-----|---------|
| 星 貴 夫 | 事 務 局 長 | 星 彰 | 議 事 係 長 |
|-------|---------|-----|---------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

都合により欠席届のあった議員は、1番、五十嵐芳道君であります。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。



◇ 星 光 久 議員

○室井嘉吉議長 14番、星光久君の登壇を許します。

14番、星光久君。

○14番 星 光久議員 おはようございます。

登壇順序に従いまして一般質問を行います。

昨日6番議員が質問した中身と同じなのですが、1項目しか一般質問を出していないもので、取り下げるしかないと思ったけども、せっかくだからと思って伺いたいと思います。大体答えは、町長の昨日の答弁で大体は分かったと思うんですが、なお質問してみます。

そういうことで、一つ、外来種の絶滅ということで、今、皆さん分かると思うんですが、キ

ク科に似た真っ黄色な花、今ちょうど取っちゃって、なくなっちゃったんだけども、そういう形で、町内全域という形で、俺ら、自治会で巡るとすごい、峠を越えてから、西部のほうは分からないんだけども、こっちのほうはすごい、どこにでもいっぱいあって、特に自動車学校の上、油燈、それから永田、それから長野は、線路に沿ったずっとある。

特にして川島が、特に目立つというのはそういう地区があるんですが、そういうことで、どういう形で町で捉えているか分からないけども、俺らは、大変な苦情、大変でないかなと思うわけ。

町長らは百姓やってないから、大したことないかなと思うか分からないけども、俺らはちょっと百姓やっているもんで、そのぐるわんてのばあちゃんも、いや、これは大変だと言うものでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、そちらの脇っちょで再質問行いますので、よろしくお願ひします。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 おはようございます。

14番、星光久議員のご質問にお答を申し上げます。

今回は、外来種の絶滅をとということでご質問いただいております。ほかの議員さんお二人もありまして、合計3名の方から、共通テーマとしてご質問をいただいたものでございます。

初めに、外来種の絶滅をに関する1点目、どのような対策があるかとおただしでございますが、黄色の花の種類は、植物の特定外来生物であるオオハンゴンソウやオオキンケイギクでございます。分布区域の拡大を防ぐための対策として、年2回から3回、根元からの刈取りや、根を残さないように抜き取るなどの方法が考えられます。

次に、2点目、中荒井、永田、長野、川島などに非常に多いが、どのようなことが考えられるかとのおただしでございますが、オオハンゴンソウ等は、肥沃で湿った場所を好む性質があるようでございます。種子が風や車に付着して飛散することで繁殖するようです。また、地下茎を伸ばして増えることもでき、広範囲に群生するようになります。

議員おただしの地区以外にも、国道や鉄道沿線で群生する傾向が見られ、分布域を拡大しやすい条件が重なっていると想定しております。今後、地区や事業者、県と連携し、駆除対策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、お答を申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 今の答えて、町長、しけた土地とか、そういうところを好むみたいなんだけど、長野方面さ行くどせ、線路の脇にずっとあるの。そういうことで、しけた土地ばかりでもないみたいなの、俺ら見るには。

特に自動車学校の上のほうは、田んぼを中心にして、しけた土地かなとも思うけども、そうでなくても、やっぱり結構どこさでも増えるみたいなの、俺ら見る限りは、そういうふうを感じるんだけど、そういう形で結構、全般的にどこさでも生えるような中身なんだけど、そういう中身はどういうことになっているか含めて、本当にしけた土地なのか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 答えいたします。

しけた土地で肥沃なところを好むという性質はございますが、議員おっしゃられるように、条件がそろえば、どこでも繁殖してしまうというやっかいな植物だということでご理解いただきたいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 そういうことで、どういう形になるか分からないけども、これから大変だか大変でないかというの、町の考えで、あんなの大したことないといえば、それは大したことないし、いや、大変でないかといえば大変だし、俺らが見ると、なかなか大変だと思うのな。

そういう形で、人によって違うけども、俺は熊とかなんかは大しておっかなくないけども、あとハチとかなんかはおっかなくないし、やっぱこういうほうが大変でないかなと思うわけ。

そういう形で、これからどういう駆除、あのままおければ、話に聞くと、一つの花に1,000花粉ぐらいついているから、すごい増えるぞというわけ。そして、そんなに増えちゃったら、俺らのぐるわなんて年寄りいっぱいいるから、そういう形で、おら百姓やいようないなんて、こう始まるわけ。そんなこと言わないで、俺らが駆除するから心配するななんて、できるかできないか、できないと思うけれども、そんなことでも言って、いろいろやっています。

そういう形で、今後の問題として、一般だと除草剤かけたり何かできるけども、どうするか、これからどういう駆除の対応するか。本当に根元から引き抜かないと駄目だとか、いや、途中、花咲いたとき、花粉できないうちに切っ飛ばしちゃったらあと増えないよと、そういうこともあると思うから、もし対策、どういうことあるか教えてほしい。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 答えいたします。

まず、大変かどうかというのはなんですが、大きな問題だと思っております。一度生えてしまっ、その土地に定着してしまうと、なかなか完全に駆除することが困難な植物で、非常にやっかいなものになっております。

駆除の方法としては、やはり根本的には、根っこごと抜いてしまうという部分がないと、なかなか難しいというふうに聞いております。議員おっしゃられるように、種が1つの花から1,000個以上できて、しかも、その種が、発芽しなくても3年ぐらいは生きて残っていて、条件がそろえばそこから発芽してしまうというのがありますので、基本的には根っこから抜いてしまう。

あとは、もう一つが、種ができる前に刈り取ることを何回かすることで、株が弱っていくという効果も期待できますが、やはり、どちらにしても数年、駆除に時間がかかってしまうので、そこは広報等を通じて、非常にやっかいな植物だということは周知していきたいというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 そういうこと、確かに俺らもそう思っているわけ。花咲くうちに、黄色くなったらすぐ、ちっちゃいうちに切っ飛ばしちゃうとか、あと根を取るというの、なかなか容易でないかと思うの、結構。俺らも、1回草刈りやっただけども、丈が高いから、草刈っとせ倒れるときに、花粉というか、花、今だって、もともと俺、鼻悪いから、鼻さ来るわけな。機械で全部刈っちゃっただけども。

そういう形で、これからが、俺はまだ、そうは町内全部にわたっているわけでないから、そうはないと思うけども、これから冬始まったら大変でないかなと思って、やっぱり今のうちにやる、根を取れば一番いいんだけども、これは大変だと思うという形で、どうするか含めて、これからどういう形にするか分からないけども、実際大変だというのは、二、三年前、マイマイガ、ああいう経験もあったし、今度はコロナの経験もあって、大体抑え込んだんでないかというような経験はあったから、こんな草、タマゲになっていけばタマゲねけれども、動かないから。

そういう形で、どういう方法があるか、これ町さ、町長さばかり追っつけて、町長やれなんて言ったって、できっこないだし、みんなでやるほかしかないかなと思っているんだけども、なじよなんだべな。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 国の法令の関係からも、ちょっとお話ししたいと思います。

これ、国のほうで、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律という法令を2004年につくっていきまして、2005年から施行されている。国としても、昨日、訓正議員からご質問、例示いただきましたが、今、光久議員からいただいているのは植物でございますが、全部で10種類の項目があつて、それについて、国では、特定外来生物による生態系、それから人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することをもって、国民生活の安定に資するんだというようなことで法律はできております。

それで、一番心配なのは、やっぱり人体への影響がどうなのかという話だと思いますが、昨日お答え申し上げましたように、現時点では、直接人の健康に影響を及ぼしているというケースは見受けられないということでございます。しかしながら、それが正しいのか、今後はそれが何か出てくるのか、その辺については注視しなくてはいけないと思っております。

特に、オオハンゴンソウ等が繁茂することによって一番心配されるのは、農作物への影響があるのかなのか、それから、景観的に放置していいのかというような問題が、主な中身になるかと思えます。

それで、行政として何ができるのかというご質問でございますが、やはり、今ほど環境水道課長が答弁しましたように、根っこごと抜き取るという方法でないとなかなか防げない。これは全国的にも、南会津町だけではなくて、同じ悩みを抱えていると思っておりますので、今後そういった事例を調査をしながら、その対策について情報収集をしたいと思っております。

具体的に駆除のやり方については、やはり行政区の皆さんの協力をいただかなければできないと思っておりますので、その辺の仕組みについても今後検討していきたいと、このように考えております。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 今、法令的、いろいろ言われたけども、人体に被害、直接ないかは、それは、今のところ。どういう形で増えるか分からないけども、そういう中で、今俺ら、鳥獣対策やっているみたいく、鳥獣対策は人に被害あるからやっているわけなんだけども、1週間に3日ぐらい、2組でやっているんだけども、こういう方法でもして、本当に絶滅、なくしちゃわないと、1粒に1,000個も増えんだから、容易ではないわな、増えたら。

そういう形で、何とか今のうち、まだ二、三年だから、南会津は。そういう形で潰しちゃわないと、方法なくなるんでないかなと俺は思うわけ。

そういう形で、何とかこれ、いい案があつたら、今、案でやりようはないけども、実質やっ

ぱり、地中の根っこを引っっこ抜かないと増えるから、根は、上ばかり切ったって増えるから、そういう形で、何とかこれ、シルバーさんだのに頼んだり、区の方に、今日、区長様いっぱい来ているもんだから、区長さ特にお願いして、予算ないからって、おらのほうで出すから心配するなぐらいのやっぱり対策取らないと、なかなか厳しいんでないかと思うわけ。

そういう形で、これからどういう方向になるか分からないけども、そういう形で何とかしたいなど、食い止めたいなど思っているわけ。そういう形で、どういう形で、除草剤かけたって、上のほうは枯れるけれども根は枯れないし、なじょだべななんて思っているわけなんだけども、そういう形で、いい案。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 議員が懸念されることについては、我々も同じ考えでございます。可能であれば絶滅したいというふうに誰もが思うと思います。

ただ、なかなか厄介な植物でございますので、これらについて、先駆的な取組があるかどうか、ちょっと調べた上で、体制をどうするのか。それから、場合によっては、お金が発生すれば、お金をどうするのか、そういった問題が出てきますので、今回、3名の議員さんから同様な質問いただいておりますので、町としても、今後対策を講じなければいけない重要な事項の一つとして認識をしたいと思います。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星光久議員 そういうことで、町だけの考えで、なかなか難しいと思うんだけども、そういう形で、俺らも協力しながら、どういう方向が一番いいか。今そうそうは、増えているところ、そうは見つからない。ただ、見つからなくなっちゃったというのは、花落ちちゃったから分からないわけ。ただ俺ら、ずっと駆除隊で歩いていると、やっぱりひどいのは、さっき言った油燈の下、それからあの沿線と、あと永田と、あと長野の線路脇、ずっと大変だ。あと奥な、奥山。どういう形で行ったか分からないけれども、奥山もすごい。

そういう形で、山中みんな黄色くなっちゃわないかなと、しゃべったり何かしているんだけども、そういう形で、関心持っている人は関心持っている。持たない人は、きれいなめだ盆にお墓さ花上げたりしている、黄色い花。あれ、上げていんだ、いや、きれいだな、この花なんて言って、これ駄目だなんて言い言い、なかなかあれだけでも、そういう形なもんだから、何とかこれ、今のうちなら食い止められるんでないかと思うわけ。

そういう形で、そんなに時間延ばすつもりはないですが、一つ答えますと、いい答え、どれをする形。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 まず、どこにそういう場所があるのかというようなことは、やっぱり町としても把握しておく必要があると思います。場合によっては、集落の区長さんのほうにお願いをして場所を教えていただく、もしくは、駆除隊の皆さんに気がついたところのやつを教えてもらう。また、町で道路監視なんかもしておりますので、そういった方々が道路沿線で歩いたときに、気がついた場所があれば教えていただくというようなことで、オオハンゴウソウなり、そういった植物の分布状況について、町で把握するということは重要だと思います。

ただ、具体的に、それをどうやって駆除するのかというのは、これまでも答弁しておりますが、今のところは有効な手だてがないのかなど。考えられるのは、やっぱり行政区の皆さんと一緒に駆除をするということが、第一義的な取組だと思います。

また、あわせて、国内のそういった先駆的な取組があるかどうか調査をしながら、今後どういうふうな体制で、または、必要な予算があれば、幾らぐらいかかって進めるというようなことを検討させていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 14番、星光久君。

○14番 星 光久議員 これ、全国に広がっているもんだから、この前、長野県のほうき聞いたら、おら方では、会社とかそういうところは、敷地内にそういう花があるときは銭取られるんだよと言っているわけ。銭というのは、ある程度の罰金みたいな形で取られるみたいなんだけど、これも確認してないから分からない。そういう形で、聞いたらそういう。

しかし、南会津も大変は大変だと、通っていったみたいなんだけど、そういう形であるもんだから、なかなかこれ、そのぐらい、やっぱり厳しくしないと増えるということ。

そういう形で、なるべくなら、個人対応でするほかしかないけども、会社対応なんて、やれなんて言ったってできないけども、そういう形で、何とかいい案があったら、よろしくお願ひしたいと思う。

そういう形で、一つしか質問しなかったもんですから、終わります。どうも、よろしく頼みます。

○室井嘉吉議長 以上で、14番、星光久君の一般質問を終わります。



◇ 馬 場 浩 議員

○室井嘉吉議長 次に、2番、馬場浩君の登壇を許します。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 議席番号2番、馬場浩であります。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私の質問事項は、大きく分けて4つあります。

まず、最初の1番目です。

町独自のコロナ対策はということで、現在、コロナウイルス第7波の影響で、町内も感染者が増えています。昨日報道で、16人でしたかね、その前が20人と、やはり2桁台を保っています。

町長は、さきの選挙で、公約の1番目にコロナ対策を挙げていましたが、これから町内で秋のイベントが多く開催するに当たり、感染者を増やさないための具体的な対策をお聞きいたします。

次、大きい2番目、肥料高騰の現状下における農業振興政策はということで、去年から続く原材料の輸入減少の影響で化学肥料の値段が高騰し、農業経営が圧迫され、継続が難しいと言われる農家の話をよくお聞きします。この状況は一過性のものでなく、今後も続くとも専門家は言われています。

今のこの農業の現状を踏まえた上で、今後の農業振興政策に対する町長の考えをお聞きします。

3番目、林業成長産業化地域創出モデル事業の効果は。

「きとね」をはじめとする林業成長産業化地域創出モデル事業が、町内の林業振興にどのような効果があったかお聞きします。

①森林組合をはじめとする林業従事者の状況は。

②公共または民間の森林事業の施行状況は。これ、発注状況でもいいです、どのようになっているか。

③林業関係従事者に対する効果は。

④みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション「きとね」の情報発信・活動状況は。

これらの答弁は町長に求めます。

大きい4番目であります。教育施設の維持管理は。

今期、町立田島小学校のプールが使用できず、他の学校のプールに行き行って授業をしているとお聞きしました。児童・生徒数の減少の中、教育の充実を考慮した上で、田島小学校のプール

の今後の在り方や、町内における各教育施設、例えば体育館、グラウンド等いろいろあります。その修繕や補修が必要な施設に対する今後の対応は。

この答弁は教育長に求めます。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。

引き続き、時間の許す限り再質問をさせていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 2番、馬場浩議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、町内において秋のイベント等が多く開催されるに当たり、感染者を増やさないための具体的な対策はとのおただしをいただいております。

町では、これまでも、成人式などのイベントの開催に当たっては、主催者による、福島県が推奨する感染予防対策を講じた上で実施してきたところであります。今後開催されるイベントでの具体的な感染予防対策につきましても、主催者において、これまでと同様、検温、それから手指消毒、マスク着用など、感染予防対策を講じて開催していただくよう呼びかけてまいりたいと思います。

また、学校や事業者も含めた様々な場面でも、町民の皆様お一人お一人が強い意識を持って感染予防対策に取り組んでいただけるよう、福島県感染拡大警報強化版に掲げられている基本的な感染対策の再点検と徹底をはじめとした9つの項目を引き続き周知してまいりたいと考えております。

あわせて、国において現在準備を進めておりますオミクロン株対応ワクチンを速やかに接種できるよう、国から発信される情報を把握しながら、町内医療機関と連携し、ワクチンの接種促進についてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、農業政策の部分でございますが、肥料高騰現状下における農業振興施策はとのおただしでございますが、日本の化学肥料原材料はほとんど輸入に頼っており、国内の国際情勢に伴う価格高騰は長期化するものと思われ、町といたしましても、農家の生産意欲の減退や離農を強く懸念しているところでございます。

このような状況を踏まえ、今定例会に肥料高騰緊急対策事業の補正予算を計上したところでございます。今後、肥料価格高騰下で農業経営を継続するためには、生産コストの削減が不可欠であり、土壌分析に伴う無駄のない肥料の使用や堆肥などの国内資源の活用といった取組を関係機関と連携しながら進めていく必要があるものと認識をしております。

また、国では、持続可能な食料システムの構築に向けて、令和3年度にみどりの食料システ

ム戦略を策定し、目指す姿の一つとして、2050年までに化学肥料の使用量を現在より30%低減することを目標として掲げており、その達成に向けた取組が始まっているところでございます。

今後の町の取組といたしましては、これらの国や県の施策と連携しながら、化学肥料を低減した新しい生産体制の確立に向けて必要な支援を行い、あわせて、担い手や新規就農の確保に向けた支援、効率的かつ安定的な農業経営を確保するための農地整備事業、南郷トマトや花卉などの高収益作物の導入の推進といった農業経営の安定に資する町の農業振興に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、林業成長産業化地域創出モデル事業の効果はに関する1点目でございます。

森林組合をはじめとする林業従事者の状況はと、おただしをいただきました。林業従事者は、令和3年度末の時点で234人となっており、モデル事業開始前の平成28年度林業従事者数219人から比較しますと、15人増えているという状況でございます。

次に、2点目、公共または民間の森林事業施行状況はと、おただしでございますが、公共である町有林の森林整備につきましては、令和3年度の施業面積が約45ヘクタールであり、年度ごとにばらつきはありますが、事業の平準化を図るために、おおむね40ヘクタールを目安に、町有林の森林整備を実施しているところでございます。

また、福島県森林・林業統計書によりますと、令和2年度民有林における皆伐を含まない森林整備では、南会津の区域で施業面積が約446ヘクタール、そのうち、主として間伐施業で420ヘクタールというような数字が出ております。

次に、3点目、林業関係者に対する効果はと、おただしをいただきました。林業成長産業化地域創出モデル事業では、素材生産の効率化を図るため、7台の高性能林業機械導入を支援し、キノコの菌床等で需要が高いおが粉の生産のための木材加工施設を支援したほか、町産材を活用した一般住宅建築を行う施主に対し、木材使用量に応じて補助金を交付するなど、林業事業者と一体となって木材の利用促進と地域経済の循環を促してきたところでございます。

これまで、町産材の消費拡大として、一般新築住宅36件、増改築で24件、約910立方メートルの利用が図られております。また、新規雇用した林業関係事業者に対し支援を行い、これまでに16名の新たな担い手が確保され、林業従事者の雇用拡大が図られております。

以上、林業成長産業化地域創出モデル事業として推進してまいりました林業振興政策の成果が出始めているものと考えております。

4点目、みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション「きとね」の情報発信・活動状況はと、おただしでございますが、本年8月末の時点で約1万2,000人の方が来館されており、特

に親子連れの利用が多いと聞いております。

情報発信については、新聞や広報紙等で「きとね」の施設紹介を中心に周知を図り、活動状況では、「きとね」に入居する4団体で構成するきとね運営委員会を設立し、利用者の声や開催するイベント等の情報の共有、施設の利用・利便性向上に向けた意見交換を行うなどを定期的に行い、施設の利用促進に努めているところでございます。

幼児から大人まで幅広い世代が、森林や木材、さらには林業と触れ合い、また、身近なものとして実感できるような各種ワークショップ等に参加する機会を設けるなど、意識の醸成と需要の拡大につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁をいただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 おはようございます。

それでは、私からご質問にお答えしたいと思います。

まず、教育施設の維持管理はに関してお答えします。

児童・生徒減少の中、教育の充実を考慮した上で、田島小学校のプールの今後の在り方や、町内における各教育施設の修繕や補修が必要な施設に対する今後の対応はとのおただしであります。田島小学校のプールは、原因不明の漏水が発生するなど、躯体内部の劣化が特に進んでおり、一般的な補修では修繕できない可能性もあることから、他校のプールを利用することいたしました。

今後の学校プールの在り方につきましては、建設費用や維持管理経費の面から、学校単位でのプール新設は難しいと判断されますので、隣接する学校や町民プールとの併用により水泳の授業等を実施する考えであります。田島小学校につきましては、今後もこの方針にのっとりまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

また、町内の学校施設は、築30年以上経過した建物が約9割を占めており、大規模な修繕を必要とする時期を迎えていると考えております。そのため、今後の学校施設の修繕や補修等につきましては、南会津町公共施設等総合管理計画における基本方針や実施方針を踏まえ、令和3年度に南会津町学校施設長寿命化計画を策定したところでございます。本計画に基づきまして、劣化の度合いが特に大きく、改修の優先度が高い順に修繕を進め、学校施設の長寿命化を図りながら、安全で快適な施設の維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 では、順次、再質問をさせていただきます。

まず、最初のコロナ対策なんですけども、これは私の主観です。やはりイベントをやる際に、例えば、今度の我々の伊南地域のあゆまつりは中止という通告が来ました。だけど、片方では、イベントをいろんなところでやっている。例えば南郷のほうでも、いっぱい出たから中止ということでお聞きしました。

すごく私が疑問に思うのは、それぞれの地域とか地区の団体ですか、そこに判断を任せられているんですよね。例えば、こういうイベントをやる際に、町がある一定の規定というか、マニュアルというものがあってしかるべきじゃないかなと私は思うんですよ。例えば飲食をしないとか、アルコールは禁止とか、そういうあれはどうなんでしょうかね。

私はどうも、あまりにも各実行団体ですね、その責任でやってくださいみたいな感じを私は感じられるんですけども、どうなんでしょう。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 町が主催する部分と、それから、それぞれの実行委員会等が主催をして、町が後援になっているケースと2通りあると思います。当然、町が主催するものであれば、町の主体的な判断で、実施、それから中止、延期の判断をするということですが、それぞれの地域で企画している事業については、それぞれ地域の事情等を踏まえて、それぞれ事業の主催者に判断が委ねられているというふうに考えておりますので、それを一律、町のほうである方向づけをしようとする考えはございません。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 確かに町長の言うとおりで。方向性はいいです。ただし、標準的なマニュアル、例えば、イベントする際はこういうことに気をつけてやってくださいとか、入場制限はこれぐらいとか、そういうものとか、規制ではないですけど、ある一定の標準化とか、そういうものが私は必要じゃないかなと思うんですよ。

確かに各自治体で判断していただくのはいい。だけど、やはり、国が定めている先ほども言いましたが、9つの感染対策、これをやっていけば、ある程度防げるということですよ。私はそういうふうに解釈したんですけども、ぜひこの情報を踏まえて、判断してもらうようなことというのはできないもんじゃないかな。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

イベントの開催に当たりましては、国・県、そういったところで、感染防止対策ということで周知が図られているものというふうに私は認識しております。その中では、飛沫の抑制であるとか手洗い、手指消毒、換気の徹底、さらには5,000人以上、収容率50%のところにつきましては、感染防止安全計画を策定した上で開催しなさいというようなマニュアルもございますので、もしそういった周知が、町内の実行委員会、さらにはイベントを開催する団体等に行き届いていないのであれば、これからさらに周知を強化していきたいというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひ、そういう計画があるのであれば、やはり周知していただきたいんですよ。私も地区の区長をやっているんですけども、ただやるかやらないか、はやっているからやらないで、何かその議論だけで決まっちゃうんですよ。こうやってやれば、ある程度大丈夫ですよという裏づけがあれば、多分もっと前向きな方向に行くんじゃないかなと私は思います。

別な質問に移りますが、やはり第7波になって、感染者がいっぱい増えています。その中で、私が心配しているのは、やはり高齢化の南会津町において、後遺症ですよ。そういう方がいるかどうかという情報が、全く私のほうには入ってこない。多分入ってこないということは、いないのかなとも思うんですけども、念のため、確認のため質問します。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

我々は、ワクチンを接種するに当たって、スケジュールを立てる際に、郡の医師会長であるとか町内の医療機関の先生方と絶えず連絡を取り合っております。その中で、感染者の中での後遺症、そういったものも聞き取りをさせていただいております。その把握した上での答弁になりますが、現在、我々が町内の医療機関の先生方と聞き取りを行った結果、10件の後遺症を確認しているところでございます。

内容につきましては、世間一般的に言われるせきであるとか倦怠感、さらには味覚・嗅覚障害を訴える方々から相談がありましたというような、あくまで町内の医療機関が把握している件数ということで回答させていただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 把握されているということで、ちょっと安心しました。

やはり今回、南郷地区の発生状況とか見ましても、伊南の医療関係、そういうところも見ますと、本当に今回のウイルスのオミクロン株というか、それは感染力が強いんですよね。その中で、やはり医療従事者とか、そういう人の命に関係する職場にある方が、直接じゃないけども、親族とか子供たちから感染するということが、すごく私は今回多いような気がするんです。そうすると、救える命も救えなくなるようなことも起きると思うんですね。

その上で、やはり、例えば介護職員が無症状のまま行ったときに、高齢者が発症したという話もお伺いしています。実は規制緩和という、国が今進めています、何かその言葉が、重篤化しないから大丈夫だよ、インフルエンザ並みに落としても大丈夫だよと言っているんですけど、どうもその言葉だけが独り歩きして、感染対策の基本が実はおろそかになってきているんじゃないかなと私は感じるんです。

例えば、1時間に1回換気しなさいというこのあれだって、どうも私の見ている以上では、していないようにも思えるんですけども、やはり慣れといいますか、気の緩みがあるんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺の今後の感染対策の徹底というのはどう考えていますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

基本的な感染対策というのは、一番はやはり、言葉は繰り返しになってしまいますが、基本的な感染対策を町民お一人一人がしっかり徹底していただくというのが一番重要かと思っております。それに対して、町ができることというのは、やはりいろんな情報発信手段を使って、基本的な感染予防対策をしっかりと周知をしていくと。昨日からの回覧板でも、こういった形で、基本的な感染対策をしっかりとやってくださいということを、その周知を強化しているところでございます。

さらに、もう一点が、やはりワクチンの速やかな接種だと思っております。新聞報道でもありましたとおり、新たなワクチンが今、国を挙げて進められているところでございます。そういった4回目のワクチン、さらには新ワクチンを速やかに接種していくと。そのためにも、10月末を目指して、新ワクチンの接種も、その体制を今後構築していきたいというふうに思っているところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 このコロナ禍も、今日のテレビを見ていますと、だんだん終息に向か

っていると、感染力が強いということはそれだけ毒性が弱くなっている、このまま行けば、だんだん終息に向かいつつあるというような今日のテレビでもありました。ですけど、やはりなお一層の、ここでもう一度、気を引き締めるじゃないんですけども、感染対策を徹底して、推進してもらえるようにお願いします。

次、2番目です。

肥料対策なんですけども、私がお聞きしたのは、確かに対応策もいいです。高くなったから支援しますもいいです。これからやはり、農業が魅力あるものだ、やってもなかなかもうからない、赤字続きだでは、新しい人、なかなか入りませんよ。

その際に、先ほども言われたとおり、みどりの食料戦略の推進とかいろいろ言われましたが、具体的なフローですね、工程。そういうものはどうなっているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

農業を持続的にやっぱり発展させるためには、先ほど議員がおっしゃったとおりに、個々の事業体がある程度の収益を持って、他産業並みの所得を得るとというのが大変重要だと考えてございます。

その中で、具体的なということでございますので、まず農地利用につきましては、今後も引き続き、人・農地プランを作成してございますので、人・農地プランの実質化、さらには農地中間管理事業を活用した圃場整備の実施、そういったものを活用しながら、担い手の対策ということで、多面的機能等、中山間直接支払等、こういったものを活用しながら、担い手の支援をしていきたいというふうに考えてございます。

水田につきましては、今現在、肥料高騰であったり、米価が安いといった様々な状況がございますので、そういったものを注視しながら、どのような対策ができるか、さらには検討していく必要があるかなというふうに考えてございます。

園芸作物等につきましても同様で、園芸作物につきましては、小規模でも成り立つような高収益的な農業ができるような作物の導入といったものも考えながら、今現在の重点振興作物の支援と併せて考えていきたいというふうに考えているところでございます。

さらには、一方で、高齢者等につきましては、やはり生きがいの農業というのも重要だと思っておりますので、小規模ではございますが多品目等の生産のほうにも、ぜひ注視していきたいなというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 農業に関しては、やはり町単独ではできないですね。県の普及、農政もあります。あと、どうしてもJAとの兼ね合いもあります。そこら辺の意思疎通というか、どういう、お互いに意見交換というのはなされていたんでしょうか、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

普及部、さらにはJA、さらには町といたしまして、担い手対策会議というのがございますので、こちらは定期的に年数回開催されてございます。さらには、次代を担う新規就農者対策ということで、今年度から県のほうにおきまして、各振興局単位でございますので、南会津にも1名、新規で就農サポーターというのを配置をしてございます。そういった方々と意見交換をしながら、新規就業者、そういった方の掘り起こしを今現在しているというふうな状況でございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 会合を持たれているということなんですけども、参考までにお聞きします。例えば県の考え、JAの考え、どんな意見というか、考えなんだろうかな。もしよろしかったらお聞かせください。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

県といたしましても、今回県のほうで、農業振興計画の改変ということで、令和3年度末に改正をしたところございまして、やはり所得の向上を今回うたってございます。県といたしましても、やはり園芸作物等において所得の向上、さらには、水田においては持続可能な、担い手を含めました持続可能な農業のほうにしていくというのが県のほうの考えでございます。

JAにつきましても同様で、やはり今後、農家数が恐らく減っていくだろうというところの懸念もございしますが、やはり新規就農者を掘り起こして、新規就農者の数を増加させながら、持続可能な農業にしていくというような考えでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 申し訳ありません、私がお聞きしているのは、今言ったのは本でいえば表紙ですよ。県としては、具体的にどういうふうなことをやっていくか。例えば代替肥料とか、そういうものを使った、考えているのか。当然、JAもそうですよ。それを、今言ったテーマというか目標に向かって、今後どういうふうなことをやっていくかということが意見あったかどうかお聞かせください。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

県のほうでは、やはりみどりの食料システムの導入に伴いまして、環境保全型農業、こういったものを普及させていきたいという考えでございます。

今年度についても、環境保全型農業のキャラバン等を実施するなり、まだ実施を取り組んでいない市町村に対しましては、市町村のほうに来て説明会等も実施するというふうにお伺いをしているところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 農業の問題は、町独自だけではできないと私も考えています。やはり3者が理解し合って、今後の農業をどうしていくかという、これに向かっていかないと駄目だと思うんですね。

私、議会の場合だから、町の考えということでお聞きしていますが、今後やはり、そういう連携を通して、また県だけじゃなく国、農政局ありますよね、そういう方たちとも、ぜひ連携を取りながら、今のこの大変な農家の置かれている現状を、ちょっとでもよくなるように進めてもらいたいと思います。

では、次、3番目です。林業成長化のことについてお聞きします。

町が掲げた振興計画後期基本計画のやつで、平成28年から令和4年度までのやつで、森林組合の従事者、これを令和4年度を目標として、50人に増やすとなっているんですよ。現状はどうですか。具体的な数字はいいです。例えば、令和元年に44人でしたが、それから増えているかどうかだけお聞かせください。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今現在44名ということで、ほぼ同じような水準でございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今、世界的なウッドショックの中、日本の林業関係、注目されていますよね。それで、結構南会津からも木材の搬出の車が目立つようになっています。今がチャンスだと思うんですね。

その中で、林業の従事者が一向に増えない。この要因というのはどこにあるか、お考えをお聞きします。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

やはり我々も、担い手対策というのは一番必要な対策ではないかなということ、今までも事業として強化をしてきたところでございますが、一番の問題点というのは、やはり若者に受け入れられないような労働条件であったり、安全が確保できないことであったり、それに見合う賃金等が出ていないというのが現状ではないかなというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 いわゆる3Kとか4Kと言われる状況だということですよ。例えば、町が4割出資している森林組合、この中で、4K、3Kと言われる、嫌われるというか、危険、汚い、なかなか就職しづらい、林業に従事しにくい要因を、実は、林業成長化と質問は離れるかもしれませんが、やはりこれは林業を成長させるには、従事者を増やさなければ駄目だと思うんですよ。幾ら制度をつくった、高性能機械を入れた。だけど、中身の従事者が増えなければ、どうしようもないと思うんですよ。そして、増やす機会というのは今だと思うんですよ。

今後、その対策として、どのように考えていますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

現在、先ほど来も、やはり担い手育成というのは大変本当に重要な事業だということで、町のほうとしても、今までいろんな事業を実施してございます。林産業人材育成事業で各事業体への支援、こういったものを継続しながら、さらには林業アカデミー、今現在、県のほうでも林業アカデミーというのがございます。こういったところと連携をしながら、今年度についても1名の方は、はりゅう林業のほうに来て研修をするということもお伺いしてございますので、そういったところで、あと、さらにはホームページ等にも解説をしてございますので、そういったところで周知を図りながら、進めていきたいなというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 一つ残念なのは、今の答弁の中で「きとね」が出てこないんですよ。なぜそういうところで、「きとね」の活用ができないかということなんです。だって、そうでしょう、情報発信と活動ステーションでしょう。なぜ、ここで「きとね」が出てこないんですか。そういう問題があるんだったら、「きとね」を中心として今後展開していきますとか、そういう答弁があってしかるべきだと思うんですけども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今現在、私の答弁で「きとね」が抜けたことにつきましては、実際は議員おっしゃるとおり、「きとね」を中心として今後の展開を図っていくということでございますので、大変申し訳ございませんでした。

その中で、「きとね」におかれましても、今現在いろんな事業を実施しております、これからInstagram、さらにはホームページ等で、そういった事業を周知をしております。

その中で、細かなことを言いますと、アロマ祭りであったり、さらにはピノキオの絵づけの講習であったり、さらには林業祭、さらには材木の採材研修、さらには安全衛生講習、救命救急講習等を予定をしていますので、ぜひInstagramのほうをご覧くださいというふうを考えてございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 「きとね」について、議論の流れ上、「きとね」に移っちゃったもので、「きとね」のことに移らせていただきます。

先ほど私が言ったのは言葉のあやですから、しょうがないんですけども、実は、結構私も「きとね」へ行っています。大概土日です。行って見て感じたところが、例えば町内の製材会社の情報とか、大工さん、建築会社の情報とか、そういうのって見受けられないんですよ。あそこにあるのは、広い会議スペースと、あとおもちゃと、アロマのお店もあります。ところが、お店の人が私は見受けられないんですよ。申し訳ありませんが、私が行った限りではないんですよ。

本当に情報を発信するんでしたら、やはりあそこでそういう情報を、林業に関する、建築でもそうですよ、製材会社でもそうですよ。その情報があつてしかるべきじゃないかなと私は思うんですけども、どんな考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

確かに議員おっしゃるように、4月からの開館ということで、まだ半年しかたってございません。確かにいろんな様々な問題がございまして、今議員おっしゃったとおり、いまいち情報収集の部分のところ不足しているところがあるというのも我々聞いてございます。そういったものを、やはり今後、いろんな意見を聞きながら、改善すべきはやはり改善をしていくというような体制を考えてございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひあそこで、「きとね」の来場者がどうのこうのとか、イベントがどうのこうのもいい。だけど、実際に、「きとね」が林業になくってはならない拠点だということになったわけじゃないですか。ぜひ今後、そういう意味も含めて、林業の振興に役立った建物であってほしいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 今、実際の現状を踏まえての質問をいただきました。農林課長からも、まだ半年ということですが、やはり住民の方の意見とか、利用者の意見とか、それからまた、あそこに入っている事業者の意見等踏まえて、あの施設がやっぱり本当に町が整備した情報発信の拠点となるように、改善すべきところは改善していきたいと、このように考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひ、造ってよかったという施設に持っていきましょうよ、みんなで意見を出し合って。

ということで、次、4番目に移らせていただきます。

田島小学校のたよりの中で、父兄から学校側にこういう質問がありました。プールの時間が少ない。それに対して、学校側は、今後、教育委員会と相談しながら検討していきますというようなことでした。

プールの問題に関してになってしまいますが、実際に田島小学校のプールが使えないとなったときに、授業ではほかの学校に行けるかもしれません。だけれども、夏休みとかそういうときに、びわのかげに行くのに、ちょっと測って見たら、結構な距離あるんですよ。自転車でも行ける距離、高学年だったら行けると思います。ところが、低学年だとなかなか厳しいんじゃないかなと、私はそう思うんですけども、実際、これはいろんな議論が必要だと思うんですよ。

その中で、やはり課題の、私は提供です。こういうときに、例えば町民プールだったら町民プールでやるもいいです。ところが、町民プールも結構古いじゃないですか。そして遠い。そういう課題に対して、どうお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 私のほうからお答えしたいと思います。

プールの改修とか修繕につきましては、先ほど答弁したように、いろいろな課題があるということで、大変申し訳ないというふうに思っております。また、田島小学校のプールの時数が

少ないということで、これも他校のプールを利用するということから、学校のほうで少なくしているのかなというふうには考えます。学校のプールを使えば、もう少し時数のほうも増えるのかなというふうに思っています。

あと、びわのかげのプールにつきましても、修繕が必要だというふうに考えておりますが、なかなかこちらも経費的な面で、今すぐというわけには至っていないというのが現実です。ですから、大変子供たちや町民の皆さんには、ご不便をかけているなというふうに思っています。

かといって、やっぱり既存の今ある施設を有効に活用するというのも考えていかなきゃいけないかなというふうに思いますので、しばらく田島小学校のプールにつきましても、やっぱり他校のプールを活用させていただこうかなというふうに考えております。

現在、桧沢小学校まで、実際低学年の子は行って、高学年は田島中学校のプールを活用するというふうな流れになっていますけども、田島二小さんやほかの学校さんのほうも、プールの併用は構わないというふうに言っていますので、そちらのほうを活用すれば、活用時間帯がかぶることも少なくなるので、もう少しプールの時間は増えるかなというふうに思っています。

全体的なプールの利用につきましても、いろんな方とご相談しながら、今後進めていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 確かに全国的に見ると、学校でのプールがない学校が増えているんですよね、実際。考えてみれば、7月から8月いっぱいですよ、2か月。そこを考えれば、どうしてもコストが高くなってしまふのはやむを得ないことかもしれません。ですが、それだけで考えてしまうと、泳げない子が出てくるということです。

ここ近年、水の事故のニュースが結構ありますよね。子供が水難事故で不幸にも亡くなられたとか、そういうことが、ニュースをよくお聞きします。私は、やはりそういう、泳げない子をつくってしまう環境にした場合に、これは家庭でやるべきだといったらそれまでですよ。ですが、やはり命を守るという観点からも、最低限度のそういう学びというのは、やはりすべきじゃないかな教育としてというふうに考えていますが、どのようなお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えしたいと思います。

私も水難事故のニュースを聞くたび、本当に痛ましいなというふうに思っております。自分

の子供の頃を考えますと、川で遊ぶことが夏休みの大きな楽しみであり、子供の仕事のなものだったので、結構幼い頃から川に慣れ親しんでいて、泳げることも可能だったかなというふうに考えています。

やっぱり泳ぐということは、自分の身を守るということで、これは生きていく上で大事な大事な、やっぱり能力かなというふうに思っています。それは、言葉を覚えるのと同じぐらい大事なことかと思っています。

ですから、そういう面から考えますと、やはり就学前から、家庭の協力を得ながら、しっかりと子供たちに、そういう能力を身につけていただきたいなというふうにも考えています。ただ、なかなか難しい部分がありますので、やはり学校教育で補っていく部分も必要かなというふうに思っています。

これにつきましては、本当に家庭と学校、連携しながら取り組んでいくべきかなと私も思っていますので、ぜひご理解願います。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひ、財政的な問題もあります、ない袖は振れないという言葉もあります。ですが、やはりそこを調整してやっていくのが、私は政策であり、政治だと考えます。

ぜひ今後、これは田島小だけじゃない、南会津町全体の児童・生徒数が減少していく中で、どう教育の充実をしていくかということがすごく課題になると思います。多分答えが出ないかもしれない。だけど、そこを英断持って、こうしなければならないというふうに、信念を持ってやっていくしかないと思うんですよ、私は。

ぜひ今後、そういう意味も踏まえて議論していかなければならない問題だと思いますので、ぜひその議論をしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 財政的な話も出ましたので、執行部として、町部局として答弁させていただきます。

先ほどお答え申し上げましたが、町全体の公共施設の総合計画、個別計画を持っておりますし、学校施設の個別計画、長寿命化計画も持っておりますので、そういった中で、やっぱり効率的な公共施設の在り方を再度検討しながら、教育で必要な部分は残さなくちゃいけないだろうし、それから、集約できる部分は集約をしながら、それは財政なり、有利な財源を見ながら

慎重に検討していきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 すみません、今、最後に町長の答弁があったもので、まだ時間があるから、終わろうと思ったんですけど、もう少し議論させてください。

実は総合体育館の屋根が、軒がめくれてて、何年も前から言っても、なかなか対応してくれないという地域もあります。小学校の体育館がさびてて、ずっとそのままになって、保護者の方の意見ですよ、聞いてみると、トタンが厚いから大丈夫みたいだということで予算されていないんだというようなお話も、私、実際にお聞きしています。

すみません、真実はどうだか分かりませんよ。私、町民から聞いた話ですから。ですが、やはり子供が使ったり、そういうところで、劣化した施設の中で授業したり、勉強したり、例えば地域の、そういうコミュニケーションの体育館が雨漏りしていたり、めくれたままにしていたら、私はあまり、子供の視線というか、それが当たり前だと思ってしまうことのほうが、私はちょっと危惧しているんですね。

何回も言います。財政的な問題があるから、そんなに一概にできないのは分かる。順序立ててやるしかない。だけど、ある程度の道筋は必要じゃないかなと私は考えます。終わるつもりでいましたが、町長の答弁を踏まえて、再度質問させていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 2種類あると思うんですね。すぐにやらなくちゃいけないもの、それから長期にわたって方針を決めるもの。ですから、今議員が例で紹介されましたけども、そういったものが実際あるとすれば、現場サイドから予算要求で上がってきて、我々財政サイドのほうで、予算措置が必要かどうかを判断してやるということでございますので、必要な部分は当然やらなくちゃいけないし、将来的に集約できるものは集約していくという方向性であることをご認識いただきたいと思ます。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 例えば、ちょっと確認なんですけども、そうやって現場サイドから予算請求が上がってきた。そのときに、例えば査定するわけですよ。その場合に、現場とかそういうのを見ているかということなんですね。

ただ説明だけで、机上で予算づけしているかどうか、そこだけちょっと確認させてください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答え申し上げます。

予算査定に当たっては、基本的には机上で行いますが、そういう修繕・改修を伴うものについては写真を添付することということで、写真を添付することとなっております。しかしながら、現状を見て、本当の状況を知りたいということには、我々が出向いて、ケース・バイ・ケースによって確認をするということは行って査定をしております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 例えば、私が先ほど例を挙げた建物とか、そういうものの中だけでなくでもいいです。実際に現場で検証したということは、今まで実例があるということで認識していいんですね。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 はい、現場で確認をしております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひ、どうしても町民視線からいくと、これ、いつまでこのままにしておくんだというような話も聞かれます。どうしても、厳しい財政の中で、100%はないと思いますよ。だけど、やはり優先順位も含めた中で、議論が必要だと思うんですよ。議論と説明が。ぜひ今後、そういう丁寧な対策を取っていただきたいと思います。

時間ですので、これで一般質問を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 以上で、2番、馬場浩君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

昼食休憩にします。

なお、再開は13時といたします。

休憩 午前11時22分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 川 島 進 議員

○室井嘉吉議長 3番、川島進君の登壇を許します。

3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 皆さん、こんにちは。議席番号3番、川島進です。

これより、一般質問を3点行います。よろしくお願いします。

まず、1点目ですが、スクールバスの運行についてであります。

折橋地区の中学生を冬期間、スクールバスに乗せることはできないか。

2番目、元気でゆうゆう温泉等利用助成事業の見直しを。

令和3年6月の一般質問で、利用者が最低でも一月に1枚使えるよう、最大12枚にしてはどうかという質問に対して、利用状況を踏まえ、適正な交付枚数を検討するとの答弁でしたが、令和4年度は現行のままでした。

そこで、①交付枚数を増やせないか、②利用しやすいように券を100円単位にして交付してはどうか。

3番目、町有財産（土地・建物）の未登記物件の件数は。

こ①令和2年、3年の未登記物件の総件数は、②それぞれの登記可能なもの、困難なもの、非常に困難なもの、何件か、③登記ができない理由は何か。

以上、質問いたします。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 3番、川島進議員のご質問にお答えいたします。

私、町長に答弁を求められている項目から答弁いたしますので、教育長の分は後ほどになります。

初めに、元気でゆうゆう温泉等利用助成事業の見直しに関する1点目、助成券の交付枚数を増やせないかとおたがいでございますが、昨年度、令和3年第2回議会定例会において、議員から同様のおたがしを受け、未使用の助成券が増え、利用者の偏りも見受けられるが、適正な交付枚数を検討していくというふうにお答えをしております。

その後、所管課において、過去の利用状況等も踏まえ、適正な交付枚数の検討をいたしました。令和2年から続く新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えの回復見込みが不透明であることから、見送りを行ったところでございます。

現在も、コロナ禍において利用率が伸び悩み、交付枚数の半分以上が利用されていない状況

に変わらないことから、温泉施設利用の回復状況を注視しながら、適正な交付枚数について引き続き検討を加えてまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、2点目、利用しやすいように券を100円単位にして交付してはどうかのおたがしでございすが、本事業では、平成27年度の事業開始当初から、利用助成券1枚当たりの上限額を500円と定め、事業を実施しております。

温泉施設それぞれの入浴料金に違いがあるため、施設によっては、実際の入湯料金との差が生じるということも十分認識しておりますが、温泉利用1回について500円相当の券を1枚使用するという形式については、発券から配布、そして施設からの請求手続までの助成支払い事務を効率よく進めていくために設定したものでございします。

しかしながら、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、本事業については、利用率の向上が大きな課題であると捉えておりますので、今後、議員おたがしのように、券の額面や発行枚数、さらには交付方法など、利用者視点も加えながら、引き続き改善に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、町有財産の未登記に関する1点目、令和2年、令和3年の未登記物件の総件数は、そして、2点目のそれぞれの登記可能なもの、困難なもの、非常に困難なもののは何件かのおたがしでございすが、関連がありますので、一括してお答を申し上げます。

令和2年度末における未登記物件の総件数でございすが、1,343件、令和3年度末の総件数が1,313件で、全てが土地に関する物件数となっております。これらを議員おたがしの区分に分類すると、令和2年度末で登記可能と判断される物件は18件、困難と判断される物件が537件、非常に困難と判断される物件は788件となっており、令和3年度末で登記可能と判断される物件は10件、困難と判断される物件は529件、非常に困難と判断される物件は774件となっております。

なお、未登記物件の権利者は、買収当時から代替わりしていることも多く、ただいま申し上げました区分ごとの件数も、今後の調査等によって変化してまいります。

3点目、登記できない理由はとのおたがしでございすが、未登記物件の多くは、用地買収を通して公共工事の承諾はいただいているものの、契約時点で登記名義人が亡くなっているため、やむを得ず登記が後回しになったものでございします。

これらの未登記物件は、代替わりによって子や孫世代まで相続権利が拡大し、相続人を確定するための戸籍調査や居住地調査だけでも膨大な手続と時間を要することに加え、不動産登記法の改正により、隣接地の権利者との境界立会いや全筆測量に基づく分筆が原則とされたこと

も、困難性を高める要因となっております。

引き続き権利者調査や資料の収集等を進め、国土調査事業とも連携を図りながら、登記が可能なものから未登記物件の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁をいただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは、スクールバスの運行についてに関してお答えいたします。

折橋地区の中学生を冬期間、スクールバスに乗せることはできないかとのおたがしであります。スクールバス乗車の条件を停留所から学校までの距離が2キロメートル以上の場合としているため、以前は折橋地区の児童・生徒の乗車は認めておりませんでした。しかしながら、保護者や地区の方から、徒歩通学に危険性があるため、スクールバスの乗車を認めてほしいという要望を受け、通学路における危険箇所等を十分に検証した結果、令和2年度より、小学生のみ特例として乗車を認めております。

中学生の乗車につきましては、これまでどおり2キロメートル以上を基本として対応してまいります。折橋地区や保護者会などの地域を挙げた要望があれば、その内容を十分に精査し、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

以上、お答えを申し上げますが、具体的事項については担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 それでは、1番のスクールバスについて質問させていただきます。

今、教育長の答弁ですと、2キロ未満で、令和元年までは小学生も徒歩だったということで理解しました。で、令和2年からは、地域の親御さんからの要望で小学生は乗せているということなんですが、私も事前調査はしませんでした、数字的な人数とか児童・生徒の数。

ここで伺うんですが、今、小学生は何人で、何人乗りのバスで、空席が幾つあって、中学生が乗れるスペースがあるのかどうか、お願いします。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

今、折橋地区を通過しているスクールバスについてのバスの乗車可能人数については、今手元

に資料がございませんので、お答えできません。そして、今、折橋地区の小学生の人数については4人、そして、中学生が10人ということで把握しております。ですので、乗車可能人数があと何人かというのもお答えできません。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 本質問の中身は、本当にピンポイントで地区名まで出しております。本来であれば、町全体を私なりに調査して、どこどこはこうだと言えればいいんでしょうが、そういう質問もありかと思うんですが、これは今年、折橋地区で中学に入学された父兄の方から相談を受けました。当然、小学校もそこに住んでいて、いろいろ学校なり教育委員会なりにお話をして乗せていただくことができた。中学生も当然スペースがあると、その父兄は、バスにですよ、具体的な数字は聞かなかったですが、そのように話をされておりました。

あえて、この一般質問という形になったわけですが、そのご父兄が言うには、教科書、それから体操着等々、結構な重量になると。今は自転車で夏場は通っているんだが、冬場になったら、僅か2キロ足らずかもしれないけど、路面の凍結だったり、吹雪の日だったり、当然危険が伴うであろうと。小学校6年生で利用できたものが、中学1年になると、中学生になると利用できない。それをそのまま継続できるようにというような相談を受けましたので、この質問をしたわけです。

確かに、細かい距離は測りません、測ることでできませんでしたが、車でメーターをゼロにして、さっと、多分この辺を通るだろうと、セブンから上に上がって右折して、左折して、大体1.8か2キロぐらいのメーターが出ました。まあ2キロでしょう、ぐらいだと思います。

今申し上げたように、真冬になると、当然歩かれる方、我々はほとんど歩くということ、車であれするんですが、歩くというと、子供さん、危険も伴います。車が滑って学童の列に飛び込んだとか、そういったのもニュース等で聞きますし、万が一そのようなことが起こらないとも限りません。

バスだから安全かといっても、それはそれで、また事故というのはあり得ることなんですけども、親御さんは、中学生になって、これから冬を迎えるわけですが、まだ2か月、3か月ございます。2か月ほど雪が降るまでにはありますので、ぜひバスに乗れる可能性があるなら、なければまた対策を講じていただいて、その地区の父兄が安心できるように、子供さんが安全に通学できれば、今申し上げたように親御さんは安心なわけです。

ぜひ教育という分野に予算を使っていただいて、将来ある子供さんを守っていただきたい、親御さんの要望に応じていていただきたいと思うんですが。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それじゃ、私のほうからお答えを申し上げます。

答弁の中でも申し上げましたけど、小学生につきましては、折橋地区のほうから、保護者や地区の方から要望書というものを上げていただいて、それに基づいて、その要望の中には、やっぱり危険だということがありましたので、危険箇所を教育委員会としても確認しました。私も子供たちと一緒に、朝、折橋から小学校まで歩いてきて、こういう道筋で来るんだなということで、その危険性とか何かも自分で確認をしたところですよ。

ただ、子供たちからはスクールバスに乗りたいという声がある、その区間、1件もなかったものだから、この要望書が本当に子供たちからの意見から出たものなのか、それとも地区の方とか大人の方だけで判断したものなのか、その辺はちょっと疑問に思ったところもありますけど、ぜひ、そういうふうに要望があった場合は対応してきましたので、今回の場合も、正式に教育委員会のほうに、そういう要望書的なものが現在届いておりませんので、その内容を確認して、危険であれば危険箇所の確認をしながら、その状況に応じて判断していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 およそ2キロというと、子供の足で、冬ですから、20分、25分、長くても30分程度かかるかとも思ひます。実際に歩いていないから、数字的なことは申し上げにくいんですが、多分そのぐらいであろうと。

今、教育長からのお話で、小学校のときは要望書があつて、こういうふうに至つたと。じゃ中学生の場合も、それは検討ということになるかと思ひますが、持ち帰りまして、その相談のあつた父兄等々にお話をしたいと思ひます。

この件に関しては、以上で終わらせていただきます。

2番目のゆうゆう温泉の利用助成事業ということに移りますが、これも町民のある方、利用されている方から、最大で5枚、ずっと交付されていると。具体的な施設を申し上げますと、たかつえのホテルの下に白樺の湯というのがあります。そこは町民は300円です。きらら289、そこは町民が700円。

あくまでも、その方の代弁ということになるんですが、たかつえに入るにも1枚要ると、500円相当と。きららへ行ったら、プラス現金200円ということで、これをその方のアイデアで、ばら券にしていただければ、たかつえに3枚、きららに7枚で、2枚分1,000円を有効に使うことができる。ほかの赤岩荘とか、そういったところは多分450円かと思ひて、中途半端で、

300円プラス入湯税150円というような記憶があるんですが、ちょっと間違っていたら申し訳ないんですけども、とにかくそのようなお話をいただきました。

5枚というのは、町長も答弁されましたが、この事業は、昨年も質問したときに、利用者が50%にも満たないと。令和3年度の実績を見ますと、これは事務報告の中に出ていましたけど、全部で田島、舘岩、伊南、南郷に交付者が672名で、交付枚数が3,161枚で、地区ごとの利用数は書いていないんですが、合計の利用数が1,483で、これを3,161枚の交付枚数で割りますと47%、あと付随して、運転者さんに出ているものがあります。これは全部で1,335枚で、利用数が426で32%で、公費負担額が75万円ちょいというふうな数字でございます。

確かに、交付しても半分以上の方が、半分以上の方というか、半分以上の枚数が使われていない、じゃ事業としてどうなのかというふうなお話もあろうと思います。全体的な予算の中から、本人と運転手さん、送迎者の交付枚数を足すと、およそ4,500枚、これに500円掛けて225万円という数字が出ます、全部使われた場合でも。その実績が3分の1ぐらいで75万円ということで、事業として平成27年度から実行されている事業としてどうなのか、また見直す時期に来ているのか、継続するなら、また違った交付の仕方等々もあろうかと思いますが、4月に年度初めになって、すぐ窓口に行って申請をして、最大で頂戴できるのが5枚だと。それは一月、二月で使ってしまうんだよ、私の場合というふうなお話であります。

特に舘岩地区、あえて舘岩地区を取りますが、交付者数が72人で交付枚数が360枚ですから、最大、全員72名の方が、最高交付枚数の4月に行かれかというふうに思います。72掛ける5だから360という数字になります。ただ、この地区の方が何枚使用されたかは、この事業図には載っていないので、ちょっと分からないんですが、ただ、前回の質問でも申し上げたんですが、せめて月に1回程度利用できるような、4月に窓口においでになられた方に対しては12と、5月は11とか、それはあくまでも私の一つの要望でございますが、そのような観点から、ちょっとお尋ねをします。例えば券をばら券にしてはどうかというふうな質問です。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

まずは、昨年度にご質問いただきまして、それに対する答弁については、先ほど町長が改めて答弁したところでございます。

昨年度の検討結果につきましては、まずはご質問いただきましたので、検討するというところで、5枚をまずは6枚、1枚増やしてみようかというようなところも検討させていただきました。ですが、査定をする過程の中で、前回の議会、6月議会でお答えした後からの中間的な実

績状況等を勘案しまして、やはりコロナの影響があって、先ほど答弁のとおり、利用している人がなかなか増えないという状況に変わりがなかったことから、1枚増の6枚を取りやめて、従来どおり5枚ということで、今年度の事業をスタートしたところでございます。

今回のご質問にありましたとおり、利用枚数をまず増加するというので、例えば12回券とか、あとは現在の500円券を100円単位の、最大で25枚になるんですかね、そういったことも内部では検討してみたものの、やはり券を発行して、それを使って、発行の事務もありますし、あとは、それを実際施設で使って、集計して申請事務というところまで総合的に考えますと、今の500円券最大で5枚というのが、まず発行する、発券する際には、施設で回収して、その月ごとに申請するという一連の流れ的には、最も効率的なのかなというふうに考えているところでございます。

一番の利用が伸びないというところは、偏りもあるところもあるんですが、対象となっている方が大体1,500人程度ということで、我々は計画しているんですが、そもそも券を取りに来ない方、申請をしない方が非常に多くいらっしゃいますので、まずはそういった方々にこの事業をしっかりと周知して申請していただく、それによって利用を増やしていくというのが、まずは、これから取り組むべき対応なのかなというふうに考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 おっしゃっていることは大体分かったんですが、そういう利用者も、今、先ほど申し上げた利用者もいらっしゃるということを念頭に置いて、今後利用者が伸びるような方策等々を考慮していただければ幸いです。

この件に関しては、ここで終わります。

それで、今度は、3番目の登記に関してであります。まず令和2年、3年の合計数、それから、登記可能なもの、困難なもの、非常に困難なものの数字は頂戴しました。

町の監査員の方の指摘報告なんですけど、ここにも合計では1,313件、3年度末、指摘改善指示事項には30筆が処理されていたと。それは当然、令和2年が1,343筆で、3年が当然30引くから1,313筆、これは引き算上合っていますし、ということで努力の成果が認められる。相続登記未了との理由が多いということであるが、第三者に対抗するのに登記は必要であり、契約する際の確認に努めること、これは毎年のような、同じような文言の指摘事項かと思うんですが、ただあまりにも、今回はこの件に関して、あまり再質ということはしなかったんですが、今回ちょっとしてみたいと思うんですけど、登記可能なもの、これは令和2年は18件あって、9件減って、3年度末は9件になったと。困難なものも537から529になって8件減少と、③番

の非常に困難なものも788件が774で、これは14件ですか。

トータル的な数字はあれですが、非常に困難なものという数字の減り方も、減少の仕方も、努力されているなというふうに思うんですが、いかんせん、合計がとんでもない数字であります。これは合併前から持ち込まれたもの、合併後に発生したもの、この区分は分からないんですが、とにかく登記というのは、建物にはないんでしょうが、これは全部土地だということなんで、名義も本人から子、孫の世代になっていると。そこで、その方に所有権の移転となると、実際にも、実際大変でしょう、自分の身に置き換えれば。

あと調査も、不動産法の改正で、隣の権利者が立ち会わないとできないというふうなことも町長答弁の中にありました。これは、かなり遠方のほうにそういう方がいらっしゃれば、現地まで赴いていただいてということになるのだと思います。当然、費用とか宿泊代とか発生すると、交通費とか、思うんですが、そういったとこの特に登記可能なものというのは、非常にスムーズにいくのかなと思うんですが、2番目、困難なもの、非常に困難なものへの対応というのは、答弁の中にもあったんですが、もう少し具体的にお話しいただければ。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

登記が困難なもの、非常に困難なもの、町長、その理由について答弁申し上げましたが、もう少し分かりやすく具体的に申し上げますと、まず登記を行うには、その所有者の方の出生から、亡くなっていけば死亡までの戸籍調査をまず行って、その調査で相続関係や法定相続人の人数を把握する、いわゆる家系図をまず作成しなくてはいけないと。その上で、そちらの家系図の中で相続人と該当する方の居住地を、それから調査をしなくちゃいけない。そのために、その後、居住地の役所に戸籍の請求を行うという手順があります。

その中でも、結婚や引っ越してしまっただけで除籍ということになってしまいますと、戸籍の附票は5年で廃棄ということで過去にはなっておりましたので、今はコンピューター化になって残っておりますが、そういうことで居住地も、戸籍を追ってもどこにいるか分からないということが発生しています。そのため、権利者全員をそういう形で突き止めていくということが、まず困難だというケースがあります。

仮に、それが全員確認できたとしても、その方々で法定相続人という方になりますが、遺産分割協議を行ってもらいまして、各々の持分を確定させなくちゃいけないという作業が出てきます。これは法定相続人たちで行ってもらうんですが、なかなかそこうまくいかないケースがあるようであります。

さらに、その方々から印鑑証明を提出いただいたの登記事務ということになりますので、これらの作業が一つでも漏れると進まないということがありますので、なかなかちょっと難しいというような状況もあります。

そのほかにも、先ほど町長も答弁申し上げた、議員からもありましたように、隣接地の立会いが必要だということで、全筆測量という形を行わなくちゃいけないということもありますので、そういう意味でも難しいということで、以上なようなものが、ほぼ主に困難なもの、非常に困難なものの理由となっておりまして、おただしのような1,300件余りの未登記が存在しているというようなことでございます。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 大体理解はいたしました。ただ、この1,300件、ここずっと横ばいで来ていると思うんですが、数字的にお答えいただけるのであれば、遡っての合併時に持ち込まれた総数というのは、この件数のうち、つかんでいらっしゃいますか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

合併時、平成18年になるんですが、そのときの数字は、ちょっとただいま、手元には持ち合わせておりません。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 これ長引かせると、町有財産が、例えば子、孫の方が相続して第三者に売却だとか、これは前回もこのようなことを申し上げたんですが、そういったトラブルにもなりかねません。確かに困難なもの、非常に困難なものを合わせると、1,200、1,300等々ありますので、これをいきなりああしろこうしろといっても、すぐにはできるものでないと思います。

今、総務課長のほうから、いろんな問題、困難な理由を頂戴しました。でも、一生懸命努力されて、年間の解消件数を、2年、3年の間30件減ったわけですが、4年度はまたそれよりも多くの物件が解消されることをお願いしまして、私の今日の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 最後に私のほうから、登記に関しましては、総務課で登記を専門とする職員、会計年度職員を雇用いたしまして、専門的知識を持った中で、今おただしのよう形の未登記解消に努めております。

さらには、今後、国土調査、特に田島地域なんですけど、全体の半分が田島地域の未登記件数となっております。国土調査が進んでいないということもありますので、今後、国土調査が進むことによりまして、未登記が解消されるということもありますので、それらを含めて、少しでも未登記の解消に今後努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○3番 川島 進議員 以上で終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、3番、川島進君の一般質問を終わります。

若干、スクリーンの準備ございますので、その場でちょっと少々の時間を下さい。次の登壇者の前に若干その場で待機をお願いします。



◇ 菅 家 幸 弘 議員

○室井嘉吉議長 それでは、再開をします。

13番、菅家幸弘君の登壇を許します。

13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 最終登壇になりました。しっかりと頑張つてまいりたいと思ひます。

前日より2人の登壇者が、同じ生物の外来駆除について説明がございました。大体おおむね、町長答弁の内容が分かってきております。私も通告にしておりますから、議席番号13番、質問議員、菅家幸弘、大まかに3点質問をいたしました。

まず、第1点目、特定外来生物の駆除についてであります。

2番目に、田代山関係についてであります。

3番目が、山村留学についてであります。順次説明をしてまいりたいと思ひます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

まず、特定外来生物の駆除についてでありますけど、7月から8月にかけて黄色い花が咲く植物の特定外来生物はオオハンゴンソウが、道路、鉄道沿線、遊休地などに、毎年その群生が拡大しています。新聞にも掲載されました。

自然観察の会ふくしまの調査では、県内でも景かい地などで群生が拡大しており、特に拡大している11市町村の中に南会津町も含まれております。自然景観の町としてイメージダウンだと私は思ひます。

町は広報などで、駆除等の協力を住民に周知しているようですが、周知しただけでは一向に

減っていかないと思いますので、早急な駆除の対策が必要です。町の環境基本計画の中で、特定外来生物を監視し、駆除を行い、在来生物の保護を図るとしてはいますが、今後、環境基本計画に基づいて、町はどのように駆除の対策を行っていくのか、お伺いをいたします。

それでは、私、お盆過ぎにちょっと撮影をさせていただきました。この場所は、中荒井地区の油燈というところなんですけども、この場所の繁殖率は物すごい量だと私は思います。これは5年、10年ではないと思います。この繁殖率が今後広がっていく、121号線、滝原線まで、特に糸沢地区の左右の道路沿いにいっぱい生息しております。

鉄道沿線にもありますし、一番考えられるのは、今、オオハンゴンソウが咲いている先が田んぼなんです。田んぼ3枚ぐらいあります。その田んぼのあぜ道の山側も物すごい繁殖率で、自動車学校のほうまで進んでおります。この湿地帯をどのようにして今後やっていくのか、やっぱりこれは早急にやらないと、南会津も本当に大変な状況になってくると思います。

私も撮り鉄の人たち二、三人に今泉のほうで行き会ったことありまして、ちょっと声をかけられて言われたことあったんですけども、オオハンゴンソウというのを町は指定しているんですかということを行ったもんですから、いやいや、それはしていません、町は広報で流しながら、しっかりと地域の住民には訴えている状況はありますということを私ははっきり言いました。

ところが、なかなかオオハンゴンソウに対して、分からないことありますから、オオハンゴンソウはどんな草なのかということを私なりに調べてまいりましたから、それをちょっと皆さんにお知らせをしたいと思ひまして、まず原産地は北アメリカ、明治時代に観賞用として持ち込まれました。キク科の多年生草本ということで、ヒマワリの花を小さくしたような黄色の花を咲かせます。開花期は7月から、我が町では9月初旬には、ほぼ黒くなって実になっている状況です。

背丈は、先ほど14番議員が言われたように、身長より高いというようなこともありましたけども、確かに一番伸びる背丈は1メートルから3メートルほどの、大きいものでは人の背の倍もあるような高さになる状況にもあります。全国に野生化していますが、中部地方以北の寒冷地帯に多く生息しております。土が肥えていて湿った場所を大変好むオオハンゴンソウでございます。

花はきれいなのになぜなんだという皆さんの、やっぱり捉え方あると思うんです。これは、私は外来植物と在来植物で、どんなに分けたらいいのかよく分かりませんが、やはり海外から持ち込まれたもんですから、繁殖力が強く、条件がよいと急激に広がり、在来の植物の生

育を妨げるなど、地域の生物の多様性が失われつつあります。爆発的に増え始めると、駆除してもすぐに生えてくるようになります。できるだけ早く駆除しましょうという。人の背丈より高く群生するために、森林の手入れ等の作業が難しくなります。また、オオハンゴンソウの駆除作業自体がしにくくなります。

外来生物法では、特定外来生物に指定されております。栽培や、生きたままの植物の運搬は禁止されております。これは罰則規定があります。外来生物被害予防三原則ということで、入れない・捨てない・広げないと、これ、環境省の東北地方環境事務所で推進をしている内容でございましたものですから、この場で、やっぱり地元にある花を見せていただくと、私も、これ一番花がきれいなときというのは、お盆の最盛期の頃なんです。これが特に緑の中で目立って、やはりこの地方に撮影来る方が結構いますから、撮り鉄なんかでも撮る人が多いんですね。でも、この花はやはり将来駆除をしながら、在来の植物を繁栄させたほうがいいんでないかなという感想でございましたものですから、皆様に写真だけはちょっとお見せしたところでございます。

それでは、私の指摘している事項を述べたいと思います。

①番、環境基本法計画の中で監視するとしていますが、オオハンゴンソウの群生している町内の地域や面積は把握しておられるのか、まずお伺いをいたします。

②番、区長や環境衛生推進委員等々と連携し、住民が協力して駆除する体制を考えていく必要があるのではないか、お伺いをいたします。

③クリーンアップ作戦や道路愛護作業時の駆除や集落応援交付金等を活用した駆除活動を考えていくべきではないか、お伺いをいたします。

④環境省や福島県、会津鉄道、野岩鉄道との情報共有や連携した駆除対策の検討は行っておられますか、お伺いをいたします。

次に、⑤番、オオハンゴンソウの駆除は根を掘ることが推奨されておりますが、遮光シートを覆って駆除した先進事例もあります。町民が駆除しやすい方法を町は研究して、実践していくことが必要ではないか、お伺いをいたします。

⑥番、同じく植物の特定外来生物はオオキンケイギクも住宅地に見かけますが、オオハンゴンソウと同様、町内の植生状況は把握しておられるのか、また周知されておられるのか、駆除の必要があるかどうか、お伺いをいたします。

⑦その他、県内で確認されているアレチウリ、ナルトサワギクなどの植物の特定外来生物は、南会津町で確認されているかどうか、お伺いをいたします。

次に、2番の田代山関係についてであります。

①番、田代山の崩壊箇所や下流地域の土砂流出対策については、林野庁や福島県が対策工事を行っておりますが、今年度の国・県の対策工事の事業内容について、町は把握しておられるかどうか伺います。また、今後、事業内容について把握しておられるかどうか伺います。

②田代山の登山者が増加しており、女性の登山者が特に増加していると聞いております。山頂湿原や小田代の木道はかなり老朽化しており、滑りやすく歩きにくい状況にもなっております。国立公園であることから、環境省との協議も必要と思いますが、木道整備についての町の考えをお伺いいたします。

次に、山村留学についてであります。

先般、館岩地域での短期山村留学が冬と夏に実施され、留学生や受入れ関係者にも大変好評だったと聞いております。町は、受入れ拠点施設の整備も考えておられるようですが、既存の施設の利用も考えられると思いますが、町の施設整備に対する考えをお伺いいたします。

次に、②番、留学生の受入れについては、全国からの受入れになると思いますが、既に我が町は、さいたま市館岩少年自然の家を利用しているさいたま市の子供たちの受入れは特に考えられますが、受入れに対するさいたま市との連携について、町の考えをお伺いいたします。

以上、壇上より、よろしくお伺いいたします。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 13番、菅家幸弘議員のご質問にお答えいたします。

先ほどは画像で見せていただいて、本当に分かりやすい状況をお示しいただいて、ありがとうございました。

初めに、特定外来生物の駆除をに関する1点目、環境基本計画の中で監視するとしていますが、オオハンゴンソウの群生している町内の地域や面積は把握されているかのおただしでございました。

オオハンゴンソウの分布は、町内のほとんどの地域に広がっておりますが、正確な面積は把握できておりません。群生地域については、町の道路管理担当と協力し、繁殖地の確認を進めているところでございます。

次に、2点目、区長や環境衛生推進委員等と連携し、住民が協力して駆除する体制を考えていく必要があるのではないかと。あわせて、3点目のクリーンアップ作戦や道路愛護作業時の駆除や集落応援交付金等を活用した駆除作業を考えていくべきではないかとおただしについては、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

議員おただしのとおり、駆除に当たっては、住民の皆様と共に駆除していく体制が必要不可欠であると考えております。特に分布域が拡大している田島地域においては、区長・行政連絡員共同会議で、植物の特定外来生物の駆除をお願いしたところでございます。

今後、集落応援交付金を活用するなど、地域で取り組んでいただけるよう要請していくとともに、駆除の手法と体制について検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目、環境省や福島県、会津鉄道、野岩鉄道との情報共有や、連携した駆除対策の検討は行っているかとのおただしでございますが、南会津地方振興局と町内のオオハンゴンソウ等の分布域の情報を共有し、駆除方法や体への影響等の情報も提供いただいております。会津鉄道、野岩鉄道には駆除への協力依頼を行っているところでございます。

道路沿いや鉄道沿いで駆除の取組が必要であると感じておりますので、今後対策について協議の場を設けるなど、情報共有を図って協力体制をつくってまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、5点目、町民が駆除しやすい方法を町は研究し、実践していくことが必要ではとのおただしでございますが、群生地が広大であることから、全体を遮光シートで覆うのは困難な場合が多いというふうに考えられます。年に数回、花が咲く前に、種子ができる前の刈り取りを実施する対策が、現時点では最も効果的であると認識しております。

今後も駆除方法の情報収集と検証を実施し、広報等でお知らせしていきたいと考えているところでございます。

次に、6点目、特定外来生物オオキンケイギクも住宅地に見かけるが、オオハンゴンソウと同様、町内の植生状況は把握しているか、また、周知・駆除が必要ではとのおただしでございますが、オオハンゴンソウほどではございませんが、オオキンケイギクについても、町内で分布域が拡大しております。オオハンゴンソウと同様に、町の道路管理担当と情報を共有し、町内地図で繁殖地の調査を進めているところでございます。

また、駆除方法については、オオハンゴンソウと同様でありますので、植生状況と併せ駆除方法について、広報等により周知していきたいと、このように考えているところでございます。

次に、7点目、その他県内で確認されているアレチウリ、ナルトサワギクなどの植物の特定外来生物は南会津町で確認されているかとのおただしをいただきました。アレチウリの生息は、平成18年の県の調査で確認されておりますが、ナルトサワギクは確認されておられません。

植物に限らず、特定外来生物は分布が拡大する前の対応が非常に重要でございますので、広報等で情報提供を呼びかけていきたいと、このように考えているところでございます。

なお、令和5年度環境省概算要求の重点施策において、特定外来生物の防除事業に対し、事業費2分の1が交付される旨が示されておりますので、事業内容を確認し、本町での活用を検討していきたいと、このように考えております。

次に、田代山関係に関する1点目、田代山の崩落箇所や下流域の土砂流出対策については、林野庁や福島県が対策工事を行っているが、今年度の国・県の対策工事の事業内容について町は把握しているか、また、今後の事業内容についても把握しているかとおただしをいただきました。

今年度、林野庁の事業につきましては、治山ダムのかさ上げ工事、崩落地の緑化工として藻類のヘリコプターによる航空実播工事を実施し、福島県では、河川内堆積土砂の除去工事と砂防堰堤の測量調査及び設計を実施すると聞いております。

今後の事業内容については、林野庁では、治山ダム工事と崩落地対策工事を継続するとともに、工事作業道の調査測量を計画しており、福島県では、河川内堆積土砂の除去工事を継続するとともに、砂防堰堤の増設に向けた測量調査を計画していると伺っております。

なお、林野庁及び福島県とは、個別に情報を行ってまいりましたが、本年8月22日に福島県土木部砂防課と林野庁関東森林管理局による西根川流域土砂流出対策連絡協議会が設立され、町長である私も構成員となっていることから、関係機関とのさらなる情報共有を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

2点目、田代山の登山者が増加しており、女性の登山客が特に増えていると聞いておりますが、山頂湿原や小田代の木道はかなり老朽化しており、滑りやすく歩きにくい状況になっております。国立公園であることから、環境省との協議も必要であると思っておりますが、木道整備についての町の考えはとのおただしでございますが、田代山の本町側の猿倉登山口から年間入山者数は、昨年度までの5年間平均で約3,000人余りとなっており、今年度も8月までに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年度と比較して14%増、2,833人が入山されているようでございます。

現在の木道については、平成15年度に整備されてから20年近くが経過し、老朽化が進んでいることは承知しております。現在は、町発注の田代山・帝釈山環境保全事業や環境省のグリーンワーカー事業の中で修繕を行い、登山者の安全確保を図っている状況でございます。

町といたしましては、国による木道整備を基本方針とし、檜枝岐村にある環境省の出先機関と毎年協議を続けておりますが、残念ながら整備の現実には至っておりません。今後も継続的に要望・協議してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思

います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁をいただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは、山村留学についてお答えを申し上げます。

初めに、1点目、既存施設の利用も考えられると思いますが、町の施設整備に対する考えはとのおただしであります。一昨年度、山村留学事業の実施検証のための調査報告書をまとめた際、館岩地域の既存施設の調査も併せて行いましたが、その中で、既存施設の利用が可能かどうか、様々な条件と照らし合わせながら調査したところ、利活用されていない空き施設においては、大規模な改修工事が必要であったり、広さが十分に確保できないなど、条件を満たす施設はございませんでした。

新たな施設の建設には、財源の確保や建設用地の選定などの課題もありますので、今後は現在利用している施設等も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目、受入れに対するさいたま市との連携について、町の考えはとのおただしであります。さいたま市の児童・生徒や保護者の皆様は、館岩少年自然の家の利用を通して、南会津町や館岩地域をより身近に感じていただいていると思います。平成30年度に、さいたま市の子供たちと保護者を対象に実施したアンケート調査でも、館岩地域での山村留学に興味を示された方が一定数いることが報告されております。

短期間の山村留学の応募状況を見ましても、首都圏からの応募が大多数を占めておりますので、友好都市としての長年交流のあるさいたま市にご協力をいただければ、大変効果的な事業展開が期待できると考えております。

今後、事業の実施に合わせ、さいたま市との具体的な連携の方法を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上、答弁を申し上げますが、具体的には担当課長等より答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 おおむね町長より答弁をいただいて、私も2人の答弁者にしっかりと聞いております。でも、これだけ南会津町に、121号線にやっぱり繁殖しているということは、何万人という人が見ていると思うんです。その見ている人たち、きれいだな、車からの眺めですとか電車からの眺めですから、そういうのも感じておる人が多いと思うんですけれども、

やはり私は、今総務課長がやっているの、合併前ですね、18年度合併して、14年前になるんですけど、館岩時代には、私も環境美化のほうに関わっておりまして、うちのほうにもかなりオオハンゴンソウが繁殖しておりました。でも、環境美化と景観を守るということで、これは絶滅させなければならないということがありまして、ほぼ根まで抜いて、全然ほかに流さないように焼却するようにして捉えて、オオハンゴンソウは大体絶滅のようにしてはきましたけども、何か新聞紙上によると、ほかのほうも出ているよなんて言われたことあったものですから、これはやっぱり大変だなと思って、とにかく福島県全域が、大体オオハンゴンソウに覆われていると思います。でも、私もこの議場の立場において、やはり南会津町の環境美化というのは守らなければならないという気持ち強いものですから、つい私もこの質問をさせていただきました。そうしたら、やはり2人の議員が多かったものですから、これは重大だということを確認いたしました。

一番その辺でお聞きしたいのは、今後これから、地区でどのようにしてその政策を行っていくのか。やはり地区だけでは駄目だと思うんですよ。やっぱり執行部、町も関わりながら、指導してやっていくことが一番、私は適切な対処の処理ではないかなと思うんですけども、その辺、再度お願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 答えいたします。

まず、オオハンゴンソウについては、先ほど画像でご紹介いただいたとおり、あの場所に群生しているのが一番目立つということで、肥沃で湿った場所を好むということで、実際は管理されていない農地に生えている傾向が強いのかなというふうに思っております。ですので、このまま放置してしまうと、雑草と捉えた場合に、耕作している農地に入り込んでしまうと、まず非常に駆除がやっかいだということで、そちらのほうを強く住民の方に訴えて、まずやっかいな植物があるんで、みんなで抜かなくてはいけないんだよという機運ですね、そういったものを醸成していきたいなというふうに考えております。

それから、区取組についてですが、環境水道課の担当職員が、特に分布域が広がっている区の区長に対して、直接駆除のお願いに行っておりまして、前向きに取り組むと言ってくれる区長様もおりましたので、そちらと協力してやっていきたいというふうに考えております。

それから、町取組のほうは、先ほど町長答弁で申し上げましたが、国の補助制度の内容も見極めながら、どういった取組ができるのか、これから検討していきたいなと思っております。特に町有地については、しっかり責任を持って対応していかなくてはいけないと思っております。

すので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 大変前向きな答弁で、ありがとうございます。

実はオオハンゴンソウ、全域の中でも、やはり裏磐梯のほうの植生が、物すごくこれも多いです。やはり湿地帯が多いからですね。この辺も、どうやって除去していくかという、やはりボランティアを募って、電話番号まで書いてボランティアを募って、そういう作業を進めているという情報を私は得たもんですから、その辺もやっぱり町にお知らせしたほうがいいのかなと思います。

まず、第一番に、オオハンゴンソウという外来種の、何でかんで除去しなければならないのかということ、やはり地区住民に知らせなければ、これは全然ならないです、やっていけないです。何でこれを除去しなきゃならない。

糸沢地区なんか、あえて畑の周り、オオハンゴンソウだけを残して、周りをきれいに刈っている地域であります。その辺も、やはり地域の認識というのは、私も館岩地域でそういうことをやってきたもんですから、やっぱりその辺は、田島の121号、西街道、これを立派に導く道路ですから、やっぱりきれいにしていきたいなと思います。

今後やはり、これは幾らボランティアでも、なかなか人が集まらないかもしれないですけども、やはり一番は、地域の高齢化もしております。確かに人数集まらないと思います。堰普請でも、地域のことをいろいろやられても、なかなか人が集まってこないことも多いと思うんですけども、やはり湿地帯に入る、田んぼに入れば大変なことですよ。在来種の植物なんか全部、根こそぎ根で覆われてやられてしまいますから、結局、セイヨウタンポポとニホンタンポポと同じようなもので、その辺も区分けがちょっと難しいんですけども、やっぱりその辺の状況を見ますと、どうしても油燈のところは、何とか何とか、あそこだけでも一番最初にやれば、私はベストかなと思って、質問させていただきました。

大体流れは分かりました。しっかりと、広報だけでは駄目です。実践をしながら、こういうふうにしたんだよということを写真を捉えながら、やはり根までの状況を町民に見せながら、今後やっていただきたいなと私は思いますし、ぜひともそれを奨励していただきたいと思えます。

質問の中にも、オオキンケイギクというのがありまして、私、この質問の中に入れたのは、これはオオハンゴンソウよりは、そんなに強くないと思うんです。これは、実験のことを書いてみると、草を刈った場所を遮光シートで1年間覆ったところ、完全に撲滅ができるという確

認を書いておられますから、オオキンケイギクの場合は意外と、オオハンゴンソウよりはやっかいではないんじゃないかなと思います。

アレチウリ、ナルトサワギクというのは、福島県は、いわきのほうにちょっとあるぐらいかなと、私はちょっと調べてみたんですけども、ほぼこっちの会津のほうにはないという感じです。

ただ、一番それよりも怖いのは、クゾッパって分かりますか。クゾッパって、昔は堆肥にしたり馬の餌にしたりした、それが、まだこれも各人家を覆ってきている状態がありますから、その辺も景観を守りながら、しっかりとやっていただきたいなと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 今回、3名の議員の方から特定外来生物のご質問をいただきました。改めて町としても、緊急対応の必要性のある事業だというふう認識したところでございます。今後、その対応策について、先進事例、今何点かご報告いただきましたけど、そういったところを調査をしながら、そして、何と云っても、やっぱり住民の方のお力添えがなければいけないと思いますので、その辺の仕組みづくり、それから予算的なもの、環境水道課長言いましたように、国のほうで事業を講じるということでございますから、その辺の採択も含めて、今後検討していくということで、ご理解をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 おおむね分かりました。

次に、私の質問でございますが、田代山関係についての質問を2点ほど投げかけました。この中において、先日も新聞で拝見したとおり、町と県と国とで、対策協議を今年度からしっかりやるということが新聞で見受けましたものですから、その辺の状況がどうしても、新聞紙上だけで眺めても、細かいことがやはり町民にはあまり分からないんですね。

それはなぜかという、田代山の関係で、栗山線で協議会やっておりますね、日光市と。この流れの中で、やっぱりコロナで3年止まっているんですけど、平成30年に水害がありまして、日光市側の頂上付近の狭隘の狭いところが、やはり線状帯の雨によって30メートルぐらい道路が落ちちゃって、なくなっちゃって、それを1年半ぐらいで上げてきて、31年にもう一回、それが完成したら、その年にまた雨が降って、また別の箇所が決壊したということで、今現在で6年目になるんですか。この辺がやっぱり往来ができなくて、田代に來たい人も、なぜ栗山線は通れないのかという情報も、かなり私のほうにも入ってきますし、館岩地域としても非常に寂れてきています。

でも現実、町長、議長はじめで、陳情、陳情で協議会を重ねてきておりますから、それは大変本当に敬意を表するところでございますが、やはり経過報告が見えないという町民の声が多数ありますから、その辺を今後どのようにして町民の場に、広報がいいのか、何が一番いいのか、やっぱり田代山線のほうの流れを公表できればいいかなと思うんですけど、その辺はどうお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

県道栗山館岩線の、恐らく期成同盟会の要望の関係かと思えます。議員おっしゃるとおり、ここ数年コロナと、その以前は台風ということで、なかなか要望活動が厳しい状況でございました。昨年度につきまして、この同盟会の要望活動につきましては、広報等でお知らせをしておりますが、ただその内容については、少し不十分だったかなというところの反省もございしますので、広報等を活用しながら、同盟会活動、現場の状況などをお知らせできればということで、今後検討していきたいというふうに考えております。

なお、今年度につきましても、10月、11月と、それぞれ福島県、栃木県のほうに要望活動を今後実施する予定でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 田代山関係の崩落の部分で、私のほうからちょっと答弁させていただきたいと思えますが、就任の挨拶で東京に出向く機会がありました。このときに林野庁に、議長も一緒に行っていたんですが、林野庁の長官にお会いをして、町の課題であるというようなことでお願いをしてきた経過がございます。

さらに、7月21日には、直接の管理部局になります関東森林局のほうにもお邪魔をいたしまして、局長さん以下、担当の部長さん、課長さんとお話をし、今年度の今後の工事の内容とか効果とか、そういったところの情報交換をしてきたところでございます。

町としても、できる範囲でのお願いということで、困っている実態を知っていただく取組をしているということをまずご報告させていただきます。それらを踏まえまして、やっぱり住民の方に情報が伝わっていないということでご指摘いただきましたので、広報紙等でしっかり、これまでの経過、今後の動き等についてはお知らせしていきたいと、このように思います。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 おおむね分かりました。

私も昨日、副町長さんからのオファーをいただきまして、建設部署のほうへお伺いして、状

況、流れは聞いてきました。そういう中において、やはり田代山は尾瀬国立公園の一つです。やはりこの南会津町は、日光国立公園、尾瀬国立公園、磐梯朝日国立公園と3つのはざまに挟まれる、すばらしい景観の自然のある地域なんですよ。この地域の中で、非常に自然を生かさないということは、本当に残念でならないです。でも、写真を撮られる方はいっぱい来ています。そういった中で全国で発表しています。

昨日、私のところに三春の方が電話をよこされて、菅家さん、私、写真、全国水の風景という写真コンテスト、その中で私、金賞取ったんですよと。何を撮ったんだといたら、水引集落の水場の赤カブを洗う風景が入ったと。こういう自然のすばらしい作品が撮れたということは、私もそれを喜んで、ぜひ、やっぱり本人の紹介もなければ駄目だと言われたけれども、いや大丈夫だ、俺、断っておくからということで、そういう了承得たもんですから、全国のコンテストで水引のそういう水場の風景が出たということは、今後やはり新聞等、いろんな場所で発表されると思いますんで、見られたらば、よく見ていただきたいと思います。

田代山の小田代って、上田代の下にあるんです、小さい湿原が。その湿原、私らもちっちゃいうちから何回も登ったり下りたりしているところなんですけども、その小田代の中の、やはり監視員は1週間に4回か5回登っております。その辺の状況で、私、2年前からいろいろ言われて、菅家さん、木道がどうしようもないんだよと、それ何とかしろよと、それは聞いたことだったんですけども、なかなかそういう情報というものの共有ができなかったもんですから、今回いろいろ監視員の方に聞いたりして、やはり木道がどうしても湿原の中で腐ってしまうから、湿原の草をどのように生えさせたらいいのかということ、私、提案受けたんです。

だから、尾瀬国立公園の場合は、やはり橋脚を建てて、ちょっと下を木道を浮かせて、そこに雨水が入ったり風が入ったりして、植物がまた生えてくるから、そのような木道の敷き方はどうだという話も聞いたもんですから、この後に、環境省とのいろいろご相談もあると思うんですけども、その辺の木道の在り方というものもかなり、本数は多いです、これは一方通行で行きますから。大田代の場合は、面積で約2.5キロぐらいの距離数あります。小田代の場合は300メートルぐらいですけども、その距離の中でも、全部が腐っているわけではないですけども、おおむね25年から、先ほど言われたとおり、たっていますから、交換時期かなと思います。

そして今、コロナの中において、やはり監視員とか観光協会のほうに聞くと、菅家さん、女性が増えているんだよ、山ガールが増えているんだよと、こういう情報もいただいたもんですから、やはり今は自然の中に人が多く来るんだなという情報を聞いたもんですから、ぜひとも、

やはり整備はされていると思います、監視員が大体毎日のように登っておりますから。

つい先日も、うちに寄っていただいたお客さんが、菅家さん、随分田代山はきれいに整備されているなんて、ただ木道以外ですよ。トイレの状況がきれいだという、これは雨水をためて、太陽光で蓄電しているんですけども、今シーズンは支所の報告があったんですけども、例年よりもカートリッジ、曝気ですか、トイレのそれを下げる量が多くなったという情報を聞いたもんですから、これはすごいんだなと思いました。

やはり今、ヘリコプターの料金が値上がりしていると思いますけども、その辺も、町でやはり少し考えていただいてはどうかと思うんですけども、その辺の状況はどうか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 答えいたします。

簡易トイレのお話かと思うんですが、今回、今議員のほうからお話があったとおり、使用者が増えたということで、当初予算で2回ということで、ヘリコプターでし尿のほうを移送するというような予算を取っておったところですが、3回しないと間に合わないというようなことで、今回の補正で計上しております。

来年以降も、本年の入山者数等を勘案しながら、当初予算のほうを検討してまいりたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 よく分かりました。

大変、田代山に登って、景観とか環境がいいという女性の情報でしたから、この辺をやはりしっかりお伝えしておかなきゃならないなと思って、いたしました。

次に進みます。山村留学についてでお伺いをしたいと思います。

まず、教育長さんはじめ教育委員会の皆さんには多大に、積極的に山村留学というものを進めていただいて、私も本当に感謝の至りだと思います。その中におきまして、館岩地域も学校の複式、小学校、中学校も今現在21人あるんですけども、今、館小が1年・2年で複式、3年・4年で複式、そして、5年・6年で16名いるから複式にはならないということで、生徒数も大分減少してきている状況でありまして、今後、館岩小学校の在り方を、一応山村留学から考えておられるのか、その辺、どのような考えで学校の維持を考えておられるのか、ちょっとお伺いをいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それじゃ、私のほうからお答え申し上げます。

館岩地区につきましては、児童・生徒数が減っているということで、将来的にもやっぱり、そこがちょっと不安なところがあります。児童・生徒数が減ってきた場合、取られる手だてとしては、近くの学校との統合という手段と、やっぱり少ない人数でも維持していくという方法があるんですけど、統合を考えた場合、大変隣接する学校までの距離が遠いということで、スクールバスの運行がもしあったとしても、なかなか冬期間を考えると、通学が難しいんじゃないかなということを考えまして、できるだけ館岩地区に学校は残したいというふうに考えております。

そのためにも、子供たちが、できるだけ多くの人間の子供たちの中で学ぶことが大事だと考えていますので、このような自然の中で学びたいという子供がおりましたら、そういう子供たちを来ていただいて、一緒に学んでいただければありがたいなど。

それによって、学校の教育環境の維持になればいいかなというふうに考えていますので、山村留学に来る子供たち次第によって、その辺は流動的に変わっていくかなと思うんですけど、できるだけ多くの子供たちに来ていただいて、学校を維持していきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 非常に難しい答弁だと思う、私も、自分が育ったときは生徒数も多かったから、そんなこと考えたことはなかったんですけども、私も学校を訪問しまして、複式なんだよと、来年あたりから全部複式になっちゃうよという情報をもらったもんですから、これはどういう捉え方をしたらいいのか。

館岩の場合は特殊で、荒海にも遠い、伊南地区にも遠い。やはり、今教育長さん言われるように、単独で学校が維持していければ、最高のベスト環境だと思うんですよ、校舎も新しい。その中において、中学校と小学校の在り方というのは、こういう南会津町の中で、どういうふうに捉えたらよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えしたいと思います。

中学校におきましても、小学校と同様に、大変隣接地区までの通学が困難だということで、中学校についても館岩地区に残したいなというふうに考えています。ただ、中学校も大分古くなっていますので、維持管理の面を考えると、小学校と中学校を併設して、その同じ教育環境の中で小中学校を学ぶような環境をつくっていくことが、現段階ではベストかなというふうに私は考えておりますので、将来的に、もし山村留学で中学生も多く来ていただけるようなこ

とがあれば、そのような方向性でいきたいなというふうに現時点では考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 大変、教育長の答弁で今、中学校と小学校もありかなど。そういう捉え方でいって、そういうのは教育の中でどういうふうに捉えたらいいのか、小中連携して、近隣では檜枝岐そういう状況でやっておりますね。一緒に学習しているわけですよね。

だから、そういうような捉え方で、山村留学とか、里親の関係で子供たちが入ってきたり、短期に入るか長期に入るか、それはいろんなことあると思うんです、1か月ぐらいで帰るかもしれないし。

新聞情報を見れば、やはり非常に自然がいい、川がいい、こういう体験は都会にないことなんです。だから、それだけでは、やはり子供たちの教育には、私、つながっていかないと思うんです。やはりそこに滞在して、1か月でも1年でもいて、例えば館岩小学校に入って、いや、さいたまに戻ったら、うちの子うんと変わったんだなど、そういうふうな子供の体験ができれば、私はうんと子供のこういう留学というのは、最高になるんじゃないかなと思います。

教育長さんをお願いしたいのは、まず、こういう山村留学というのは、今成功している事例は何か所ぐらいあるんですか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答え申し上げます。

実際に何か所というのは私も把握しておりませんが、先進的に長野県のほうで40年も前から取り組んでいて、今現在もそれを実施して維持しているという団体もありますので、その方にお聞きしたところ、やはり地域の方の協力なしには成り立たないというものですから、やはり地域の方の十分な協力があるところは維持していって、なかなか人口が減って協力を得られなくなっていくところは、やはりやめているところも実際にあるというお話を聞きましたので、絶対的にこれをやれば絶対大丈夫かという保証はなかなかないかなど。その土地、時々の内容によって変わってくる可能性もあるんですが、ただ期待はできるというふうに思っておりますので、実施に向けていろいろ検討していきたいと思っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 教育長さんの答弁をいただくと、やはり積極的に傾けていただいて、本当にありがとうございます。

私、②番にいきますけども、うちの館岩地域は、半世紀ではないですけど、私も最初から、さいたま市少年自然の家が入った当初から私も関わって、全部歴代の流れを知っております。その中において、さいたま市の今現在は130万都市ですよ。それ以上に、今どんどん増えているわけです。

その中において、私は一番、これから体験の中でもお願いしたいというか、こういうことは言っているのか悪いのか分からないですけども、いわゆる大宮、浦和、与野、岩槻と、4つが政令都市として合併した地域でありますけども、例えばさいたま市の中で、岩槻というのは東武鉄道が走っているんです。その鉄道が野岩鉄道まで来れるわけです、直通に。浦和の場合は、どうしても通っていない場所ですから、大宮と、私は岩槻は完全に通っている場所ですから、子供たちが今現在、2泊3日で120人から130人くらいの子供が、2泊3日で館岩地域を移動しているわけです、バス7台か8台ぐらいで。そのバスの移動の中において、今後、南会津町の戦略として、私は、さいたま市という友好都市があるわけです、信頼もあるわけですから、今後子供たちをどうやってこの自然環境の中で勉強を伝えていくかということ、私、線路を使って、ぜひ会津高原、田島とかと来ていただいて、子供たちが3両ぐらいで、各駅停車しないで、真っすぐ来てでもできると思うんですよ。

そういうことは政治力かもしれないですけども、そういうことにおいて、やはり子供たちの金、僅かな金でありますので、それが2泊3日で降りたら、すごい金額になりますよ。そして、会津バスだって、会津高原に降りて、そこからやはり、さいたま少年自然の家にピストン輸送していれば、会津バスだってかなりの金額が入るといえるか、この地域においては非常に潤う金が私は眠っていると思います。

これはなかなか実現難しいかもしれませんが、やはりそういう中において、さいたま市の子供たちは、何が今、今小学校5年生が夏場体験で来ている。何が一番アンケートで喜ぶかといったら、イワナのつかみ取りなんです。これは、みんながアンケートに書いているんです。それはなぜかという、やっぱり沢の中でイワナをつかんで、自分が捕った1匹の魚を腹を割いて焼いて食べた、この自然体験は、物すごい子供たちにはパワーを与えているんだ。

そういうものにおいて、今、イワナの生産も足りなくなってきています。ほとんど養殖業者が減ってきてまして。だから、さいたま市の人たちのつながりは、私は、教育長さんにももう一度答弁いただきたいんですけども、つながりはぜひとも、お茶飲みでも何でもいいですから行って、やっぱり交流を深めていただきたいなと思うんですけども、どうでしょう。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それじゃ、私のほうからお答えいたします。

来る方法につきましては、私はちょっとお答えできないかななんて思っているんですけど、交流という面では、確かにさいたま市の子供たち、前は違う自然の家を利用していたなということもありましたんですけど、今は一括して、全部が館岩少年自然の家を活用するということになっています。

できた当初は、本当に山王峠を越えて……すみません、時間ですね。大変な奥地まで、この場所がよいということで選んでいただいたわけですね。やっぱり現在もその思いは、私変わっていないかなというふうに思います。

時々、さいたま市の教育長さんともお話をするんですけど、大変教育長さんもこの地を気に入っていただいて、子供たちをこういうところで学ばせることは大事なことだという認識を持たれていますので、今後とも協力していければなというふうに考えています。

先ほど、アンケート実施したアンケートですけど、1年間以上この地に住んで学んでもいいという子供たちは、約1,800人ぐらいアンケートを取ったんですけど、そのうちの約1割ですね。そうすると180と、三十何人受け入れるところに180来ると大変なんですけど、実際には、数的にはもっと少ないとは思いますが、ある程度さいたま市の子供たちにとっても、この地はやはりいい土地だということで認識があるようです。保護者の方も、やはり1割近く、留学させたいという意見を持たれていますので、大変需要のほうはあるかなというふうに考えています。

以上です。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからも、ちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

山村留学については、私も自分の公約の中に入れて、推進したいというふうに考えております。やはり地域の人口減少、一つ対策を講じる有効な手だてだと思いますし、南会津町が持っている魅力、これを都会の子供さん、親御さんからすれば、やっぱり自分の子供は伸び伸びとした環境で育てたいという、そういう意向の方もいらっしゃると思いますので、そのニーズに合った取組を進めていくべきだと思います。

それから、さいたま市との関係、提案いただきましたけど、おっしゃるとおりでございます、せっかくご縁のある都市でございますから、そこはひとつ重要に考えていかなくちゃいけないと思います。

さらに、移動手段についても、鉄道とかバスとかの利用の度合いのアップということを考え

れば、先生方の随行の移動の乗換えとか、そういう心配はあるのかもしれませんが、ひとつ実現すれば、我々にとってメリットになりますので、その辺も今後の話合いの中に、ちょっと含めて持っていきたいと思います。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 大変すばらしい答弁をいただきまして、私は町長には、やはり一番、これから大きな船出をしていただきたい。それはなぜかという、先ほど言ったように、鉄道とかバスとかといろんな、子供たちを同じパターンをやっていても駄目なんです、時代が動いているわけ。やはり片腕の副町長さんを入れて、教育長さんが入ったわけですから、ぜひ大船に乗って、ひとつ都市にこぎ出していきたいと思います。

質問終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、13番、菅家幸弘君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

上着の着衣を願います。

本日はこれにて散会をいたします。

明16日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

なお、議案審議に当たる決算審議に係る質疑要領等については、既に各議員の皆さんのお手元に配付をしておりますので、この要領にのっとり質疑されるよう、改めて要請をしたいと思いますので、よろしく願います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時39分

令和4年第3回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

令和4年9月16日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 報告第 7号 専決処分の報告について
専決第14号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 2 議案第44号 南会津町議会議員及び南会津町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第45号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第46号 南会津町会津高原スキー場条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第47号 南会津町小豆温泉花木の宿条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第48号 南会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第49号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第50号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第51号 工事請負契約について(社会資本整備総合交付金事業富貴沢橋下部工工事)
- 日程第10 議案第52号 字の区域の変更について
- 日程第11 報告第 8号 令和3年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について
- 日程第12 報告第 9号 債権放棄の報告について
- 日程第13 議案第53号 令和3年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第54号 令和3年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第55号 令和3年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第56号 令和3年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第17 議案第57号 令和3年度南会津町水道事業会計決算の認定について
 日程第18 議案第58号 令和3年度南会津町下水道事業会計決算の認定について
 日程第19 議案第59号 令和4年度南会津町一般会計補正予算（第5号）
 日程第20 議案第60号 令和4年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第21 議案第61号 令和4年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）
 日程第22 議案第62号 令和4年度南会津町下水道事業会計補正予算（第2号）
 追加日程第1 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 追加日程第2 議員派遣の件について
 追加日程第3 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|----|----|----|
| 2番 | 馬場 | 浩 | 議員 | 3番 | 川島 | 進 | 議員 |
| 4番 | 渡部 | 優 | 議員 | 5番 | 室井 | 英雄 | 議員 |
| 6番 | 渡部 | 訓正 | 議員 | 7番 | 丸山 | 陽子 | 議員 |
| 8番 | 湯田 | 良一 | 議員 | 9番 | 大桃 | 英樹 | 議員 |
| 10番 | 湯田 | 哲 | 議員 | 11番 | 高野 | 精一 | 議員 |
| 12番 | 山内 | 政 | 議員 | 13番 | 菅家 | 幸弘 | 議員 |
| 14番 | 星 | 光久 | 議員 | 15番 | 楠 | 正次 | 議員 |
| 16番 | 室井 | 嘉吉 | 議員 | | | | |

欠席議員（1名）

1番 五十嵐 芳道 議員

説明のための出席者

| | | | |
|-------|--------|-------|---------|
| 渡部 正義 | 町 長 | 佐藤 一範 | 副 町 長 |
| 星 英雄 | 教 育 長 | 小寺 俊和 | 総 務 課 長 |
| 星 良栄 | 総合政策課長 | 鈴木 秀和 | 税 務 課 長 |

| | | | |
|--------|---------|--------|---------------|
| 渡部 秀介 | 住民生活課長 | 湯田 賢史 | 健康福祉課長 |
| 室井 利和 | 農林課長 | 星 博文 | 商工観光課長 |
| 月田 啓 | 建設課長 | 遠藤 知樹 | 環境水道課長 |
| 渡部 さつき | 会計室長 | 菅家 康夫 | 農業委員会 事務局長 |
| 阿久津 勝英 | 学校教育課長 | 廣野 友一郎 | 生涯学習課長 |
| 渡部 浩明 | 館岩総合支所長 | 馬場 誠 | 伊南総合支所長 |
| 平野 芳和 | 南郷総合支所長 | 渡部 寛 | 代表監査委員 |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|-----|------|
| 星 貴夫 | 事務局長 | 星 彰 | 議事係長 |
|------|------|-----|------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの切替えをお願いします。

都合により欠席のあった議員は、1番、五十嵐芳道君であります。遅刻する旨、届出のあった議員は、10番、湯田哲君であります。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、簡単明瞭に質疑されるよう、お願いします。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。



◎発言の申出

○室井嘉吉議長 ここで、総務課長より発言したい旨の申入れがありましたので、これを許可します。

総務課長。

○小寺俊和総務課長 総務課長の小寺俊和であります。

既に配付しております令和4年第3回定例会の議案書等に誤りがありましたので、議長の許

可をいただけましたら、職員により、訂正箇所へのシールを貼りつける方法での訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

訂正をお願いする箇所について、ご説明を申し上げます。

まず、お手元に事務報告・主要な施策の成果、それから決算概要、南会津町水道事業会計決算報告書、この3冊をご準備いただきたいと思います。併せて、既に配付しております正誤表をご覧くださいと思います。正誤表は訂正箇所を赤字で表記しております。

それでは、まず初めに事務報告・主要な施策の成果の数字の訂正になります。

93ページをお開きください。下段に掲載の④年度末現在要介護（要支援）認定者数の推移の表の下の欄、一番下になりますが、注意書きがあります。ここに「R4.3末現在認定率＝認定者数1,238人÷被保険者数6,121人（第2号被保険者24人含む）＝20.2%」と表記されておりますが、この中の「被保険者数6,121人」を「6,120人」に訂正をお願いいたします。

正誤表は1ページになっております。1ページの正誤表に朱書きで記載となっております。

次に、同じく事務報告の95ページをお開きください。1枚めくっていただくこととなります。95ページ、左上にあります（3）第1号被保険者の状況とありまして、①年齢段階別被保険者数（R4.3末現在）という表が左上にございます。表内の数字の訂正となります。年齢区分65歳以上75歳未満、その行の右側、被保険者数「2,576」とあるものを「2,575」に、その右、比率（%）「42.3」とあるのを「42.2」に、次の行、75歳以上85歳未満の被保険者数「1,984」を「1,972」に、比率（%）「32.6」を「32.4」に、その次、85歳以上の行ですが、被保険者数「1,534」を「1,549」に、比率（%）「25.2」を「25.4」に。これらに伴いまして、計の欄、被保険者数の数値が「6,094」となっておりますが、合計が「6,096」という形に訂正をお願いいたします。

正誤表については1枚めくっていただいて、上のページとなっております。朱書きで囲んであり、数字は朱書きで記載となっているものでございます。

同じく138ページまで飛んでいただきたいと思います。事務報告138ページ、このページの一番下の項目、3、地域振興緊急対策事業とあります。この項目の下から2行目に購入者数の数字がありますが、こちらの数字の訂正となります。138ページ、下から2行目「購入者数：9,864人」とありますのを「4,728人」に、その右の括弧内の「一般商品券8,920人」とありますのを「3,024人」に、「グルメ商品券944人」とありますのを「1,704人」に訂正をお願いいたします。

正誤表は先ほどのページの下段になります。

さらに、168ページをお開きいただきたいと思います。168ページに表が2つ掲載となっておりますが、そのうち下の段の表、(2) 土地の借用状況の表であります。その中の契約相手方の氏名、こちらの訂正になります。契約相手方の欄の3行目に「原田武吉(関本)」とありますが、これを「原田節子(関本)」に訂正をお願いいたします。併せて次の行、4行目も同様に「原田武吉(関本)」を「原田節子(関本)」に訂正をお願いいたします。

正誤表につきましてはもう1枚めくっていただいて、上のページのほうになっております。

以上が事務報告・主要な施策の成果の訂正となります。

続いて、決算概要24ページをお開きください。5、介護保険特別会計についてのページがありますが、この中の第18表 令和3年度介護保険特別会計款別決算額、この上の段に歳入、下の段に歳出の表がありますが、上の段の歳入の表の数字の訂正がございます。歳入の表の一番上、款1 保険料の行がありますが、ここをずっと右にいただいて「予算対比較増減(B) - (A)」、左から7番目の列になりますが、ここに「377,229,130」とありますが、こちらの訂正で、こちらを「△544,230」とするものであります。この訂正に伴いまして、その表の一番下、歳入合計の同じく「予算対比較増減(B) - (A)」の列でございますが、現在「377,247,796」とありますが、これを「△525,564」に訂正をお願いいたします。

正誤表については、先ほどのページの下のページになっております。

以上が決算概要の訂正でございます。

最後に、水道事業会計決算報告書をご用意ください。

24ページをお開きいただきたいと思います。正誤表につきましては最終ページになっております。長い数字の訂正で申し訳ございませんが、最終ページの正誤表をご覧いただきながら説明したいと思います。

水道事業24の一番左側、資産の種類の中の下から2列目、建設仮勘定の行がございますが、その行の左から3列目に当年度増加額の欄が「195,082,351」となっておりますが、こちらの訂正で「94,751,273」とするものであります。さらにその右の列、当年度減少額の列であります。また、「114,801,805」を「20,572,727」に、さらにその右の列、年度末現在高が「297,794,734」、これを「291,692,734」に訂正です。さらにその行、ずっと右にいただいて、右から2列目、年度末償却未済高であります。また、「297,794,734」を「291,692,734」に訂正するものであります。さらにこの訂正に伴いまして、その一番下の合計の欄の訂正もでございます。合計の表の列の2番目、当概年度増加額が「303,318,721」とありますのを「202,987,643」に、さらにその右、当年度減少額の列に「115,589,965」とありま

すのを「21,360,887」に、さらに年度末現在高の列についても「15,193,969,912」とあるのを「15,187,867,912」に、そして右から2列目、年度末償却未済高「6,836,583,747」とあるのを「6,830,481,747」に訂正をお願いするものでございます。

正誤表は最終ページとなっております。

以上、事務報告・主要な施策の成果、決算概要、さらには水道事業会計の決算報告書について訂正をさせていただきますようお願いいたします。多数の訂正箇所であります。さらに修正にお手間をかけてしまったこと大変申し訳ございませんでした。よろしくをお願いいたします。

○室井嘉吉議長 ただいまの総務課長説明のとおり、事務報告・主要な施策の成果等の一部訂正についてご了承を願います。

議案の訂正作業がございますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時26分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。



◎報告第7号の質疑

○室井嘉吉議長 日程第1、報告第7号 専決処分の報告について、専決第14号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第44号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第2、議案第44号 南会津町議会議員及び南会津町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第3、議案第45号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第4、議案第46号 南会津町会津高原スキー場条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第5、議案第47号 南会津町小豆温泉花木の宿条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第6、議案第48号 南会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 全員協議会で聞き漏らしたことがあるんで、この場を借りてお伺いいたします。

今回の改正で出勤手当は据置きと。新たに災害時に出勤手当が1日8,000円つく。その1日の定義とといいますか、出勤手当には1日4,200円、4時間以下だと半額というふうに明記されております。この災害時のときもそういうことが適用されるのかどうかお伺いいたします。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

この1日につきましては、通常、常識上、8時間程度を見込んでおります。その件もありまして、訓練、礼式等に出動した場合の4,200円は1回につき4,200円ということで、4時間を超えない場合は半額ということの定義にも準じておりまして、1日につき8,000円という部分ではその中での1日当たり8時間程度を見込んでいるというところでございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 重ねてお伺いしますが、適用の中に、その都度、町長が認める範囲内において割増しまたは減額をすることができるかと明記されております。具体的にどの場合がどのような割増しで、こういう場合が減額だということを分かりやすく説明をお願いします。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

明確な定義的なものはございませんが、通常、災害対応に従事するという部分では8時間だけだよとか4時間だけだよとか、そういう部分はいきませんので、そういった部分で災害対応に時間が見込めないために、柔軟な対応をするために、例えば短い時間ですと減額、相当、8時間以上になる、10時間、12時間になる場合は割増しという形で、町長が認める範囲内においてということで定めさせていただいているところです。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 経験上からお伺いしたいんですが、以前、平成27年でしたか、豪雨災害のときに、役場に朝までやむに待機していたということがありますが、そういう場合の支給というのはどのように考えれば。もう8時間以上はとうに、夕方からの待機ですから、夕方までといったら本当に24時間までいかないとしてもかなりの時間、拘束されたわけですよ。そういうときの支給というのはどのように考えればよろしいですか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

明確には定めてはいない部分がありまして、例えば災害等のケース・バイ・ケース、様々な対応によっては変わる場合もありますが、1日につき8,000円ということの大まかな定義として、8時間を超える場合、例えば12時間、14時間になれば、12時間とすれば4時間オーバーしているわけですから、単純に、明確に例えばプラス4,000円にするんだとか、そういう規定ではございませんので、その範囲内で協議しまして、その部分のオーバーした部分、追加割増した部分を支給できるかどうかきちんと協議しまして、その中で支給するという形になるかと思えます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 そういった場合、庶務部長と言っではいけないんですけども、と一緒に待機しているわけですよ。そうすると、本部員の人数は把握できますよね。でも我々が部に連絡して、待機していると、解散命令が出る前までは部に待機命令を団長名で連絡しますよね。そういう場合もやっぱり団員も対象になるわけですね。

本部員は目にするから何人だと分かりますけども、なかなか部の人数までは、報告は受けたとしても出入りがあったりして、詳しい人数が把握できない状況ですよ。でも報告を受けたらば、それも対象になるのかどうか、そこだけお願いします。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

これもケース・バイ・ケースになるかと思えます。当然、消防団の待機ということで屯所に詰めているわけなので、そこは拘束されている時間ということで解釈して、手当の支給の対象にはなると思えます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 直接、この条例改正には触れないんですが、今回の条例改正に伴って、手当、年額報酬、全て団員に振り込むということを併せて今回たしか、今回、議題には上がっていませんけども、関連するので、その辺についてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 許可します。

○5番 室井英雄議員 今、話したとおりに全額、団員の通帳に振り込まれると、年額報酬及び出動手当。ある部によりますと、一旦、団員に年額報酬を振り込みますよね。その年額報酬に関しては部に戻してもらおうと。どこの部とは言いません、ある部がそういう対応を取ると。でないと、もう部の運営ができない、続けていけないということで。

以前に一般質問でお伺いしたときに、そういった場合、個別に部の運営費、水道、電気代は町が持ちますけども、その他のガス代、夜警もやりますし、飲食代とか、やっぱりかかりますよね。そういった場合の経費、それに充てる手当とかは考えておられないのでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

例えば夜警巡視といいますか、夜警、田島第1支団の場合は1か月、第1分団、第2分団は2か月程度、夜警巡視やっております。そうした中で、ある程度のねぎらい品といいますか、そういった部分での、手当ではございませんけど、カップラーメンですとかコーヒーですとかそういった部分は支給したりもしておりますが、あえて町が、今回、個人に支給するというところで、これは適正な判断といいますか、適正なやり方ですので、今までそういった部分で、町が直接関わるという部分では難しい微妙なところだったんですけども、今後、町が、例えば先ほど言いました一旦個人に年間報酬を支払いして、それを部でまた戻してプールして運営費に充てるということは、その行為につきましては好ましくない、適正ではないということで国でもいっております。

町でもそういう指導は、違法行為ですので、そういう部分では一切、そういった指導はしないということにもなっておりますし、その中でどうしてもやっぱり飲んだり食べたりしなきゃいけない経費が発生した場合という部分では、じゃ、どうするんですかと言われた場合は、それはそれで部の中できちんと話し合いをしてやりながら、やっていただきたいということで、それぞれ会費を集めてやりなさいとか、運営費に充てなさいとかそういった部分は町としては指導できませんので、一旦、やっぱり個人に支給したものをその後のことまでも指導するのは好ましくございませんので、国のほうからも言われておりますので、その辺はご理解いただきたいなというところです。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 単刀直入にお伺いいたします。

運営費に関わる予算等は組む考えはないということによろしいですね。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 今ほど住民生活課長、答弁申し上げましたが、これまでは部の中でプールをしてやられていたと思いますが、今回は個人に対して支給をし、そこから会費的なものを集めて運営されるというような方法もあると思います。その部分を含めて、町としては明確な基準を示して一定の方向づけをするということではございません。

また、部の運営に対して、今後、それぞれの部に運営費として町が予算を講じるのかというふうなことをお尋ねかと思いますが、現時点においてはそこまでの考えは持ってございません。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 そうなりますと部内で何とか、今、課長がおっしゃったように話し合いを開いてもらって、40年近く消防団やっていると、そういう体質ではなかったんで、なかなか今後、消防団が変わっていくにはいいきっかけにはなるとは思うんですけども、なかなか難しい面があるのではないかと。

ただ、一旦、年額報酬、出動報酬をお支払いすると。だから、それをまた戻すということがやっぱり違法行為に当たるとおっしゃいましたので、そういう徴収の仕方であれば何ら問題はないと。消防団をやりながら年会費取るなんていうのは、ちょっと今まで考えられないことなんです、そういう名目だったら全然、違法性はないと。何かちょっとおかしくねえ。消防団をやっていて年額1万、2万払えなんていうのもおかしな話でしょう。もうここで予算づけしろなんて言いませんけども、何とか対処してもらえないですか。

失礼いたしました。何とかそういう方向性に持っていかないと本当に今後、何かあった場合に、台風14号もやってきます、連休明けぐらいには。そういうことでは消防団へ活動してくださいというのいかなものでしょうかね。そこら辺、ちょっとお聞かせください。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

消防団報酬につきましては交付税措置もされているということで、運営費の中でも若干、交付税措置されている対象物がございますので、その辺はきちんと確認をしながら、できるだけ運営費として予算化できるもの、交付税措置されているものをきちんと確認しながら、今後、必要性があるものはきちんと確認していきたいと思っておりますので、ご理解ください。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 今回、大幅な見直しということで団員の方に直接お支払いするという方向づけになりましたので、やってみていろいろ出てきたもの、今後どういうふうに改善すべきものがあれば、それは改善に向けての消防団の皆さんとの協議というのも必要かと思っております。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第7、議案第49号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第8、議案第50号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 たしか20%減額の話だと思いますが、この下水道関係は私、ちょっと疑問に思っていたんですが、今まで担当課の課長が十何人いたと思うんです。その中で1つの原因としては、住民に対する説明責任があんまりにもなかったんじゃないかなど。これありきで工事をやった関係で、そういう支払いの不納損が出てきたような感じもするんですが、それともう一つ、この不祥事といえば不祥事ではありますが、この職員が懲戒免職されるような事案とか刑事罰があつてなつたとかというならば、これは町長の指導責任というのが問われるような感じもしますが、今、この我が町は顧問弁護士という、そういう制度を持って業務に当たって、それからはそういう事案というのはこの町では出てきていないので、その辺、もし私がしゃべっていることでちょっと分からなければあれですが、もしその辺で答えることができるものがあれば、お願いしたいと思うんですが。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

今回、係る事案が生じてしまいました本当に住民の皆さん、議員の皆さんにも深くおわび申し上げます。

これについては平成11年来からの取扱いでございまして、一番の要因としては時効中断に対する理解が十分でなかった。ただ、催告を出していれば時効はされないだろうというふうな安易なことがあったんですが、一歩進んだ取扱いをしなければ時効が中断しなかったということも認識されていなかった。それが歴代伝達をされていない、つまり、事務引継の不徹底。さらには課長がいて、課長補佐がいて、担当係長がいて、担当がいるわけですが、それぞれの役職においてもその認識が不十分であったということだと思います。

やはり金額的にも大きな金額でございますから、私としては組織としてけじめをつけるため

に私の自戒措置として、自ら改める措置として、今回減額の提案をさせていただいたということでございます。

原因についてそれぞれ調べてみたわけでございますが、いずれも古い、相当年数たっているものでございますし、その方々のこれから事情聴取をして処分に付すというようなことも現実的ではないので、この辺でこの問題についてははじめをつけさせていただきたいと、こういうことで考えております。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 それは執行部のほうの責任の取り方ということで私は取りましたけれども、実際的には住民に対する、この下水をつけるということに対する説明時間があんまりにもなくて、住民が理解できなかった面が多々にあったような気がするんですが、そういうことでちょっとこの辺は腑に落ちないなと思っているところがありますので、今後、こういうこともあるかと思いますが、やっぱりそれは住民に対する説明時間の必要性を強くこれから職員は持ってもらわないと、こういう事案が出てくるのかなと思います。それに対しては誰か答える人いますか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

過去の平成11年当時のことは答えられないんですが、近年は管路工事に当たって受益者の対象になる方に接続の希望を確認をして工事をして、公共ますをつけるということを行っております。個別に確認しておりますので、受益者負担金についても説明はできているというふうに考えております。

○11番 高野精一議員 了解。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 この行政というのは歴史があつて、ここまでいろいろきていますが、まして今回は、私はこの町長の責任の取り方に対してはちょっと納得できませんので、この議案に対しては反対したいと思います。

○室井嘉吉議長 次に、賛成の旨で討論ありますか。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 以前にも町長が、町長というのは前の町長ですけども、減額の責任を取るという職員の不祥事に対してということがございました。そのとき、私は反対しましたが、今回の事案について、平成11年当時の担当職員等々ももう今、責任を持てる人たちは退職して久しいという状況の中で、今後の職員たちの意識改革、そういうものも含めた上で町長が自ら住民に責任を取るという行為を示すということは、私は適当だと思いますので、本案に賛成いたします。

○室井嘉吉議長 次に、反対の方はございますか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 賛成の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 それでは採決をいたします。

本案は起立によって採決をいたします。

賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数です。

よつて、議案第50号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第9、議案第51号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業富貴沢橋下部工工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第10、議案第52号 字の区域の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎報告第8号について

○室井嘉吉議長 日程第11、報告第8号 令和3年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてを議題とします。

本件につきましては、この後、審議に入ります、令和3年度一般会計、特別会計並びに水道事業会計及び下水道事業会計に係る決算認定に付する法令に基づく決算附属書類であります。

お諮りをいたします。

報告第8号は、日程第13、議案第53号以下、各会計歳入歳出決算の認定についての審議と併せて質疑することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、報告第8号は、議案第53号から議案第58号までの各会計歳入歳出決算の認定についての審議と併せて質疑することにいたします。



◎報告第9号の質疑

○室井嘉吉議長 日程第12、報告第9号 債権放棄の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第9号 債権放棄の報告についてを終わります。



◎議案第53号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第13、議案第53号 令和3年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私は今、ここに入ってから、議案第13号以下で議論するというので、主要な施策の成果の中で34ページ、第三セクターに関する事業ということで、これは前回も議論になって採決になったところでございますが、第三セクターに関する事業ということで2億円の支援額をやるということで、この内容だけが報告として載っているわけですが、ただ、そのときの採決に当たっての一応、議論として支援に当たって、町としては会社への関わりを見直し、会社の自立を促す。資金力を高め、経営の土台づくりを行っていくと。さらに、町所有の施設の在り方を見直し、県、専門的知識を有する方から指導、助言を受けるなど対応するというふうに答弁をされてきました。

確かにこれ3年度の実績報告ではございますが、実際、どのような関わりを町として持ってきたのか、ちゃんと報告をした中で採決に付すべきではなかったのかというふうに考えますが、まずその点、質問をいたします。

○室井嘉吉議長 6番議員、1点だけの質問ですね。それ以外はないですね。

○6番 渡部訓正議員 そうなっちゃうの。

○室井嘉吉議長 最初、冒頭……

○6番 渡部訓正議員 そのとおり、分かっています。

○室井嘉吉議長 やりたいことはみんな言ってもらって、1点だけという理解でいいですね。

○6番 渡部訓正議員 はい。

○室井嘉吉議長 分かりました。

総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

3月の全員協議会時点で、議員が申し上げましたとおりの説明をさせていただいたわけですが、その時点の現金預金合わせた次期繰越額は約1,400万円ということで説明させていただきました。

今回の議会に提出いたしました株式会社みなみあいづの決算報告によりますと、現金預金合わせまして2億9,145万8,000円ということでありました。これにつきましては、2億円の支援をして、想定されるのは2億1,400万円ということで考えておりましたが、決算は2億9,000万円ということで、約7,000万円から8,000万円の利益が出たというふうに見えるかなというふうを考えております。

これにつきましては、団体のキャンセルはありました。しかし、それによってリフトの一部休止であったり、レンタル料金の節約またはスキースクールの利用の減額など、経費の節減がありまして、2億9,000万円の決算というふうになりました。

今後の関わり方につきましては、3月議会の全員協議会で説明させていただきましたとおり、まず各施設に対してPDCAサイクルということで実行シートを作っていただきまして、各四半期ごとの目標値を設定させていただいております。それにおいて四半期ごとの実績がどうなっているかということヒアリングしていきたいというふう考えているところでございます。

現在、そのヒアリングシートを6月、7月に作成していただいておりますので、9月までの実績について10月からヒアリングを実施していくということでございます。併せまして、経営健全化に向けた書類等を整備していただくことで依頼をしているところでございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 いい方向になっているということで本当に喜ばしいなというふうに思っています。ぜひこの関わりは大事にしながら、今ほど説明がありましたように、四半期ごとにヒアリングなり、そういう突き合わせをしながら、絶えずそこでチェックをしながら対応していくということは本当に大事だろう。

それについては、前にも私自身もそういうような方向で賛成というふうな形で意思表示をしましたので、ぜひそんな立場でこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。何かそれで答弁のがなは特に。一応、今の話の中で大体、中身については理解したつもりでございますので、もし執行部側から併せて追加の答弁があればお願ひします。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 株式会社みなみあいづの運営については、本当に注意していかなくちゃいけないし、また、各指定管理施設を運営していただいている重要な役割を担っていただいている

ものと思っております。

今、総合政策課長からその後の取扱いについてのご説明申し上げましたが、今後とも株式会社みなみあいづのほうとしっかり協議をして、場合によっては公共施設の不採算部門の解消というようなことも踏み込んでいかななくてはいけないというふうに思っておりますので、この辺も含めて会社のほうと詰めて、健全な経営に向けた事業運営がなされるように私としても取り組んでいきたいと、このように思っております。

○6番 渡部訓正議員 了解。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 事務報告の13ページ、管財、78ページの12、障害福祉サービス支援A型というところ、254ページ、社会教育委員会議、265ページ、文化財指定状況、それから全体的に決算事務における有形固定資産、減価償却の関係と代表監査委員に質問1点ございます。

1点目からよろしいですか。

管財のほうのP13、財産に関する調書と併せてちょっと思ったんですけど、財産に関する調書においては町有の財産の現状と利用等が分かるようになっているというふうに思うんですけども、その中で昨年度には上がってきていないんですけども、町が取得した財産、土地、建物2点についてお伺いしたいんですけども、よろしいですか。

1つは上町の蔵関係と、もう一点は旧梅寿館跡地、本館の跡地の利用、現状についてお伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 それでは、初めに、国権酒造脇の上町にございます石蔵と日本家屋の分のご質問かと思えますけれども、土地については町で取得させていただきまして、建物は所有者から町へ寄附していただいたというふうな形になってございます。

現在、上町地区を中心といたしましたまちなか再生計画、こちらを策定中でございまして、意見出し等、計画策定に向けて既に2回ほど会議を開催しているところでございます。

なお、同時進行で石蔵と日本家屋のプロポーザルで、あそこを活用してこういった使い方をしてみたいという民間の事業者さんを募集して、決まった後でその事業者の方にも再生計画の策定に関わっていただくような計画で進めていたんですが、再生計画の策定委員の中からも、計画をつくってから事業者を募集すべきではないかというような意見を出されまして、今現在、その辺も含めて庁内で協議しているというふうな形でございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

旧梅寿館跡地の部分につきましてですが、それ以前、合同庁舎の道路を挟んで反対側に空き地がありまして、そこを雪の押し場に使っておりましたが、そちらのほうの借用の期限が切れまして、あの路線狭隘で雪の押し場がないということでございまして、旧梅寿館さんのその建物を壊してその場所を今、雪の押し場に使っているというふうな状況でございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 取得するに当たっては計画を立てて、必要だから取得するということだろうと思うんですけども、取りあえず取得して何に使おうかでは、これは本末転倒だと私は思うんですけども、適正な予算執行ではなかったんじゃないかなと今、思います。今というか、当時は私はいなかったの、強くその辺のところは自覚してほしいなというふうに思います。

もう一点は、梅寿館の跡地の活用ですけども、あれだけの、二千数百万円だと思ったんだよ。当時、議員ではいなかったんですけども、投資されていると思うんですけども、合庁の右側が使えなくなったから取得して、冬場、雪の捨場にしていると。非常にもったいない使い方をしているんだろうと思うんですね。あれだけの、あれを貼ってあって進入禁止になっていますけども、何か月使っているんですかと言いたいんですね。費用対効果を考えると全くなっていないと。

適正な予算執行ではなかったなというふうに今でも思っていますけども、例えば県との兼ね合いの中で、右側にも、合庁の職員さんの駐車場に使ったりしていた時期もあったんじゃないかなというふうに、それで指定席みたいになっているからと私、クレームを入れたことあるんですけども、県のほうにおかしいでしょうと、一般の人が止まる場所ですよと右側にあった当時、申し上げたときがあったんですけども、もっと使用しないと、せっかく取得したんですから、適正な使用というのがあるはずなんで、12月から3月頃まで使って、あとはそのままぶん投げっ放しというか、塩漬けにしているというふうな状況があるというふうに思うんです。

例えば郡役所の駐車場に使ってもらうとか、観光来ますから車で、今の合庁の姿を見ると分かるでしょう。駐車場がいっぱいですよ、職員の方で。一般の人入れないくらいきつくなっている状況の中で、あそこだけぽーんと投げしておく。非常にもったいない使い方をしているので、ぜひ協議をして、例えばミドルシーズンは使ってもらうとか、ただでもいいから使っても

らうとか、もっと有意義に使うべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

まず、上町の蔵の関係でございますが、当時、取得のときに議会でも何度か議論がありました。過去からあの建物、土地についてはいろんな使い方を議論していましたが、借地ではなかなか進まないということで、所有者の理解がなかなか得られなかったということもあって、なかなか次に進まなかったという経過が過去からございました。

その当時、取得した時点で高齢となっておりました取得者が今までは売らないという話だったんですが、高齢ということもあって、町さんに買っていただけるんなら売ってもいいよということがありますので、土地の先行取得ということで、ほかの方に買われるよりは町でも将来的な見込みがある場所だということで判断をいたしまして購入させていただいて、その後、今、商工観光課長が説明したような形でその使い方を議論、町中で議論しているという中でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

次に、梅寿館の跡地でございますが、こちらについては議員おっしゃるようにならなっておりますので、何とかして県に使うてもらいたいということでお話をさせていただいております。

つい先日も振興局長のほうに直接お願いしまして、何とか県で使っていただけないか、県の駐車場も狭いのでそういう苦情もありますという話をさせていただいたんですが、今のところ、県で使う予定はないと言われておりますので、何とも町のほうでは県のほうにお願いするという事は難しいのかなと思っております。

しからばということなんですが、特に今のところ、あそこを何か活用することはいい案が浮かんでおりませんので、今後もし指摘のことがありますので、何とか有効活用したいというふうに考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうから梅寿館の跡地の取得の関係、ちょっと経過を踏まえて説明したいと思います。

梅寿館の家屋が結構老朽化しておりまして、強風があると飛散するような状態、それから蜂の巣が相当多くて、子供の通学路上、危険だというふうなことがあって、町として、やはり子供たちの安全・安心を守るために何とかしなくてはいけないということで、用地を取得して、さらに建物の除去をしたわけでございます。

併せて、あの場所については付近に駐車場が少ない、合同庁舎も含めて、それから郡役所も含めて利用者の駐車場が少ないということから、そういう利活用もできるでしょう。さらに冬期間の雪押し場として今、非常に求められているということがあって、取りあえず取得をしたという経過でございます。

議員ご指摘のように、活用が十分でないというのは我々も認識しておりまして、今、総務課長がお答え申し上げましたが、県での利用というのも打診はしているところでございますが、なかなかいい返事がなかったというのも事実でございます。

今後、やっぱり今、町なかの再生をどうするのかというふうなことも考えておりますので、そういった部分での駐車スペースだったり、それから旧郡役所での駐車スペースだったり、そういったところでの利活用が考えられるところでございますので、それらを前に進める形で今後の土地の利活用を考えていきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 数千万円かかっていますから利活用していかないと、3年も塩漬けにしたり、1年以上、放ったらかしにしたりというのはよろしくないの、予算執行上お金がない、お金がないと言っている割にはどうなんだという町民の声も聞こえますから、検討いただきたいというふうに思います。

それから78ページの12、障害福祉サービスの就労継続支援A型という利用者の12名、公費負担も書いてあるんですけども、このA型というのはどこにあるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

私、把握してなくてお答えできませんので、申し訳ありませんが、後ほど調べさせていただきます。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

前任者の立場で知っている限りのことでお話しさせていただきます。

会津若松市にありますコパンという施設といいますか、事業所でございます。そこで、ここ12名というふうに書いてありますけれども、これは延べ利用者数ということで、1年間12か月ということですので実質1名の利用となっております。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 1名の方、コパンに行っているのね。分かりました。

ここで聞いていいんだか分からないんですけども、郡内でもいいんですけど、町内にA型の就労施設のそういう場所の開拓というのは考えていないですか。聞いちゃいけないのかな。もし答えられれば。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

前回の文教厚生委員会の中でも福祉計画を説明させていただきました。その際にも各議員さんからA型、町内でというふうなご意見もいただいたんですが、現在のところは今後検討しますということで、その場ででもお答えさせていただきましたので、今後も、そのような形で継続で検討させていただければと思います。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 ぜひ検討していただきたいですね。特別支援学校もできることですから、1つの流れができるように政策を出していただきたいなというふうに思います。

それから254ページ、社会教育委員の会議ということで、参加者17名延べ、やられていますけども、もし主な内容が分かれば、どんなことを今、議論されているのかお聞きしたいんですが。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えをいたします。

社会教育委員の会議の中では、町の取組に対しての意見をいただいたり、子育て環境ですとかそういう環境整備にどういった役割として携わっていけるかというふうなことで議論や意見をいただいております。

また、教育委員の方々とテーマを設けまして、意見交換をさせていただいております。令和3年度ですと、部活動改革の部分について社会教育としての受入れ、社会体育ですね。こういったところで受入れを、指導者の確保を含めていろんな意見をいただいております。そのようなことで社会教育全般についていろいろご意見をいただいているというところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 今、聞いておくだけにしておきます。

それから、265ページ、文化財指定状況ということで、この間の一般質問の中でも出ましたけども、国指定、県指定、町指定があるわけですけども、1つ危惧しているのは、何回かお話ししているんですけども、県の指定重要無形民俗文化財であります栗生沢の三ツ獅子、それから高野の三匹獅子の現状というのはどういう現状なんでしょうか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 答えをいたします。

高野の三匹獅子、それと栗生沢の三ツ獅子でございますが、それぞれ保存会がございまして、保存会で運営をしております。ここ数年、コロナで練習すらできていないというような状況を伺っております。

また、後継者が足りないということでその後継者をどうするか、高野の三匹獅子のほうでは小学校を対象に学校の行事で獅子を披露したりしてございましたけれども、それもコロナできなくて、実施がなかなか難しい。皆さんに見ていただいて、その魅力を分かっただく、保存していく必要性を伝えることができないということで苦慮をしておるというのが現状でございます。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 この2か所に関しては、町の対応はここ10年の間、非常に守っていないなというふうに思っていましたので、今、出したんですけども、文化財をせっかく指定されていて大事にしないというのはやはりSDGsの考え方にも反していますので、ぜひ町で利用、活用して盛り上げていただきたいなというふうに思うんです。

両方とも調査というか、調査権はないんですけども、お話をお聞きしに行ったりすると、今出ましたように後継者がいないと。出番をつくってあげないとこういうものは残らないんですよ。出番をある程度、年に何回か町の中央でやっていただくとか、そういうことで傳承していかないと残らないんですよ。本当に潰れそうな状況で、高野の三匹獅子なんかは、弓くぐりの舞なんていうのは非常に珍しくて有名な中身なんですよ。大事にしていきたいもつとということで、申し上げておきたいと思います。

それからあと2点、まず町長のほうにお伺いします。

決算に当たりまして、先ほど、水道事業会計報告書の訂正などもあったんですけども、有形固定資産減価償却の値を出してはいたんですけども、この率、いわゆる資産老朽化率とも言われている中身だと思うんですけども、ほかの町の町有財産における有形固定資産における減価償却率の一覧表というものはあるのでしょうか。また、出しているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 水道関係の話でしょうか、それとも町。

[発言する者あり]

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 そういった関係の減価償却をしているのかという、減価償却していると思いますけども、率を出しているのかと。一般的にいろいろ調べますと、それはイコール資産老朽化率だということで、町有財産、いわゆる公共物の査定に当たっては非常に大事な率なんだというふうな言われていますよね。人口1万から3万未満だと大体59.2%ぐらいが平準だというふうに勉強させていただいたんですけども、その辺、いかがでしょうかねということでお伺いしました。出していなかったら出していないでいいです。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 町の有形固定資産の減価償却率というおただしでございます。一般会計等におきましては、令和2年度でございますが、75.3%となっております。その他の会計と併せますと72.1%の償却率となっております。

議員から今、59.何がしの数字をいただきましたが、平成3……ちょっと古いんですが、類似団体の、同様の団体の償却率が一般会計等で62.6、全体会計で57.3ということで、うちの町は他の類似団体に比べまして高い数字になっているということで、減価償却額が更新費用に対して高い、多いというような状況が分かり、老朽化が進んでいるということが分かるかと思えます。

そういうこともありましたので、今度の更新計画、それからその後の公共施設等総合管理計画の中でどのようにしていかなきゃいけないのかということは、これは検討する課題だというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 そういう資産老朽化率とかそういういろんなデータを出して町有財産、いわゆる公共物を廃止するとか継続するとかという1つの大きな指標になっていますので、しっかりデータに基づいた判断をしていく、もちろん政治的判断とか町の目指す道に対してどういふふうな建物が必要かとか、そういうことも考えなくちゃいけないというのは十分承知していますけども、分かりました。

それから最後ですけども、代表監査委員にお尋ねいたします。

町でも公会計等の導入は平成27年度、26年ぐらいから始まっているんですけども、小泉内閣の行政改革推進法が根っこにあるということで聞いているんですけど、そのポイントはやっぱり資産と債務改革ということになっております。

そこでお尋ねいたします。

新公会計における行政に対して複式簿記導入、それから固定資産台帳整備に期待する、財務

処理に期待するものはどんなものでしょうか。

○室井嘉吉議長 代表監査委員。

○渡部 寛代表監査委員 お答えする前に、私も今年の6月に代表監査委員に就任いたしましたので、まだ3か月でございますので、まだまだ勉強不足でございますので、大変今日は緊張しております。朝から緊張した感じでなかなか上手にしゃべられるかどうか、本当に心配しておりますけれども、頑張っって何とかお答えを申し上げたいというふうに思います。

ただいまの議員からご照会いただきました件については、新会計での複式簿導入、固定資産税導入の行政の期待はどうかというご質問だろうと思いますので、お答えをさせていただきます。

まず、1つ目といたしましては、新地方公会制度について申し上げますと、公会制というのは現金主義、単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、発生主義、簿記、複式簿記などの企業会計手法を導入する取組であると思います。

この制度で作成いたしますと、財務書式から町の現状が把握できると思います。また、正確な情報を町民の皆様に公表することで非常に分かりやすく、透明性のある説明ができるのかなというふうに考えます。また、その情報過程では資産、債務の適切な管理効果が得られ、より効果的な行政運営になるというふうに私は考えております。

2つ目といたしましては、固定資産台帳の整備目的でございます。公会計における固定資産台帳というのは、地方公共団体が保有する財産を管理する台帳でございます。固定資産税の台帳は把握できない情報を把握することだと思っております。そのストック情報というのはこれだけの資産があるよというようなことで、広く把握するということだと思っております。すなわちどのような財産を幾ら保有しているかという情報を把握することだと思っております。

固定資産税台帳整備の背景には、公共施設の老朽化や人口減少による公共施設の利用、需要の変化が見込まれることあり、公設、公共施設マネジメントの観点から公共施設の把握が必要になることが挙げられると思っております。資産台帳は単に統一的な基準に基づく財務書類を作成するのではなく、公共の施設マネジメントのためにも必要不可欠だと私は考えております。

また、その資産台帳の必要性として3つほど申し上げますと、過去に建設された公共施設がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然と厳しい状況にあるということが1つでございます。2つ目といたしましては、人口減少等により今後の公共施設の利用重度が変化していくのではないかとというふうに考えられます。もう一つは、町村合併後の施設団体の最適化を図る必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 急に代表監査委員に今、慣れないところをお聞きして、正確なご答弁をいただきまして、お礼は言っちゃいけないんですけど、言いたいです。ありがとうございます。

代表監査委員のおっしゃるとおり、財務諸表において複式簿記導入や固定資産台帳の整備というのは非常に大事なものと、不可欠なものだということを言われましたので、ぜひ一般市民に公開する、正確な情報を住民に知らせるというお話もございました。分かりやすい情報を流していただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 私は事務報告から質問をさせていただきます。

まず初めに、36ページ、これは地域協議会関係の説明が載っております。同じく地域協議会のことをお聞きしたいのでページ198の館岩地域協議会、同じく地域協議会の関係で215ページ、伊南地域協議会、それから同じく南郷もお聞きしたいので230ページ、地域協議会関係をお聞きいたします。

第2点目ですが、これは林政関係になりますが、117ページ、森林環境交付金事業関係、同じく119ページ、これは森林病害虫等防除事業が載っておりましたのでこのことについて、それから128ページ、林業成長化推進事業について、それからページ184の下水道事業受益者負担金の状況ということで掲載されておりますので、大きく3点について質問をいたします。

まず初めに、田島地域協議会、年2回開催されているわけではありますが、田島地域協議会で提案されたことが仮にあった場合、あると思うんですが、令和4年度予算に反映されてきたのか、あるいは長期的なことであれば、今後、振興計画等に盛り込まれるというか、反映されているのかについて、まず田島地域協議会についてお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

田島地域協議会におきまして提案または意見等、様々なことが出されておりますが、令和4年度の予算化されたものはございません。ただ、今後、会津縦貫南道路が開通するに当たりまして、地域の振興について協議会の中でも議論してはどうかというような話もありますので、

そこは今後継続していきたいなというふうに考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 今のご答弁の中で継続的に地域づくり、会津縦貫南が開通したのを想定しながらかと思うんですが、地域づくりについては継続的に田島地域協議会としては議論をしていくということによろしゅうございますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 はい、そのとおりです。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 了解しました。

続いて、館岩地域協議会についてお尋ねをします。

館岩地域協議会は、ほかが2回なのに3回やっているという、非常に前回は質問したときに独自の取組をしているというふうに私は認識しているんですが、ほかより1回多かったという内容はどういうことでしょうか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えをいたします。

3回、館岩地域については地域協議会のほうを開催してございますが、中身につきましては、先ほどご質問ございました令和4年度の予算に反映されているのかということの点からすると、そういった点はございません。

内容につきましては、町長との懇談といえますか、意見交換等が主でございまして、館岩給食センターが伊南に統廃合されたことに対する説明事項であったり、あとはワクチンだったり田代の崩壊だったり、あとは中山峠の携帯の問題、あとは山村留学の課題、そういった課題についてご議論といえますか、いろいろお話をいただいているということでございます。

あと、定例的なものになってしまうんですが、次年度の予算であったりということと、さらには区長会からの要望事項、これについても説明をした中でご議論いただいているということと、時期的にそれが1月に区長会からの要望事項についての議論をしているので、翌年度の当初予算に反映できるというようなタイミングではないんですけど、翌々年度の要望に応えられるものは応えていけるような可能性があるのかなというふうなことでございます。回数的には1回、ほかの地域より多いですが、そういったことで議論しているというふうなことでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 令和4年度予算に反映されたことはなかったということ、それでは館岩地域としての長期的な提案というようなものは、当時いらっしゃらなかったんですけど、ありませんでしたか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えいたします。

会議録的なものが手元にございますので、その中で内容を見ますと、やはり館岩地域でいきますと田代山の崩落関係だったり、あとは山村留学、こういったことについて結構、時間を割いて議論されているというような状況があるようでございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 分かりました。

それでは続いて、伊南地域協議会にも同じ質問を申し上げますが、伊南地域の協議会で令和4年度予算に反映されたこととか、あるいは伊南地域の長期的な地域振興というようなことで提案がされたなんていうことはありますか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 お答えいたします。

伊南地域協議会は令和3年度は2回開催してございますが、協議会においては町提案の議案の審議を行ってきております。その審議の中で提案等、様々なものございましたが、予算に反映するべきと考えるものはございませんでした。

その中でも令和2年度の協議会になるんですが、伊南地域の国道には公衆トイレがないということで、そちらのほうの案内看板を設置してはどうかというようなご提案もいただいております。その協議の中でクロスカントリーコースの管理棟がございますので、そちらのトイレを開放してはどうかというようなご提案をいただきましたので、そちらのほうの開放をしたところでございます。

また、長期的な視点に立つての振興計画に反映させるべき意見等についてはございませんでした。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 今の令和2年度の提案がクロスカントリーのきれいなトイレで、私も使用させていただきましたが、どうしてなのかということが分からなかったんですが、非常

にいい提案で、即実行されたことについては大変評価をしたいと思いますし、一般の方、観光客も利用できるのも非常にいい取組だなというふうに思います。よかったですと思います。

最後に、南郷地域協議会、2回ということですが、同じように令和4年度予算に反映されたことがあるのか、また南郷地域の振興について長期的な提案があったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 答えいたします。

南郷地域協議会においても、令和4年度等に予算に反映する提案事項等は特にございませんでしたが、昨年8月26日に、南郷地域協議会から町長へ南郷地域固有の振興施策の推進に係る施策提案書というものを提出してございます。

この提案書につきましては、南郷地域協議会において南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略を実現させていくために、南郷地域の状況を分析し、今後の定住対策及び産業振興対策に関する検討を行い、地域の人口増加策等に係る具体的な方策を提案することを目的にし、令和2年7月17日開催の地域協議会において、南郷地域定住対策及び産業振興対策検討委員会というものを設置して、それ以降、JAさん、南郷トマト生産組合と生産組合の研究部会とこの委員会のほうに入らせていただきまして、もちろん南郷支所の農政の職員も入りまして、検討を行ってきまして、南郷トマト関係、南郷トマトについては南郷地域が町の主産地でございまして、U、Iターンの実績も数多くあり、それらの方々が南郷トマトを支えているという現状がありますので、この南郷トマトを中心とした定住対策と産業振興という視点での施策提案書を新規就農に係る支援に関する事等、7項目について提案をいただいております。

その提案を受けまして、現在、総合政策課、農林課、南郷総合支所の振興課において提案事項の検討を今行っているところでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 後段の説明、大変すばらしい取組であるというふうに思います。本来、合併後の広大な地域の様々な振興策を地域協議会に合併当時は委ねておりまして、本当に我々議員よりもすばらしい方々が就かれて、様々な議論をされたのを記憶しておりますが、このことで最後に町長にお尋ねします。

合併当時の熱い思いの地域協議会、今、南郷の取組はすばらしいなというふうに思いました。それぞれ各地域で取り組まれていると思うんですが、地域協議会全体の取組として、町長は今

後、どんなことを協議会に望まれていくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 合併の法律に基づく協議会ということでしっかりした中身でございます。当時、私はまだ係長だったかな、それぞれの地域事業の選考を含めて、提案をされていたかと思います。山内議員から青柳橋の話を出していただきましたが、そういった地域協議会としてつくり上げた事業の中身が引き続き、どういうふうな年数の経過によって変わっていくのか、そういったものも地域の声としてまとめて、町のほうに提案をいただければ、今後の町政運営の方向性としては生かせるのかなと、このように思っております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 今後とも地域協議会の取組については、以上の町長の答弁がありましたようなことでお願いしていきたいというふうに思います。

続いて、林業関係であります、117の関係でヤマザクラ1万本という事業をやってきたわけですが、実際、1万本を超えているのかいないのかも含めて、今後の進め方はどうなっていくのかなということでもあります。

この事業は将来的にといいますか、ある意味、未来への投資だというふうに私は議員として思って、ずっと見守っておりました。20年後、30年後、私は見られないかもしれませんが、1万本が南会津に咲くという想定で賛成をしてきました。今後、どういうふうな形で取り組まれるのかお聞きをしたいと思います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

ヤマザクラにつきましては、平成29年より現在で令和3年度までという5年間で今現在実施をしております、年平均約1,000本の植栽をしております、今現在、5,266本の植栽をしているところでございます。さらに今後5年間ということで、令和4年度から令和9年度までで約1万本を目指して事業を実施するという今考えでございます。

その後も3年程度は、やはり植栽した箇所の消毒であったり、施肥であったり、下刈り等がございますので、1万本をまず目安にその後3年ぐらいは管理をしていくというふうな考えでございます。

さらにヤマザクラの目的とといいますか、概要とといいますか、そちらにつきましては、ヤマザクラ植栽育樹による里づくりといたしまして、森林の再生、保全を図りまして、地域の振興と交流人口の拡大を図ると。さらには植栽されたヤマザクラが成長いたしまして、大きく花を咲

かせて初めて効果が出るというものでございますので、やはりちょっと長い期間がかかる事業だというふうには感じてございます。

そういった事業を続けることで、将来に引き継いでいくような事業になればというふうに感じてございます。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 前大宅町長が手がけられた事業ということで、私もこの考え方にはしっかり理解をし、今後もこの事業を進めることでこの地域の景観づくり、将来に残る景観づくりをしていきたいと思っております。

財源的にも有利な財源ございますので、こういったものを活用し、集落の皆さんのご協力をいただきながら、その管理も含めて進めていきたいと、このように考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 この事業につきましては、9年度まで継続というようなことでありますので、折々について町民に広報をしていただきたいなというふうに思います。我々も忘れてしまうので、今年はこのようになりましたよというふうな情報をぜひいただきたいなというふうに思っております。

それからページ119の森林病虫害対策を行った地区はどこを行われたのかなという。本数109本となっておりますが、これは1か所ではないですよ。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回、森林病虫害防除事業でございますが、そちらにつきまして実施した箇所は南郷地域の山口地区で63本、堺地区で25本、片貝地区で21本、合計109本となっているところでございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 私は目視したというか、道路から見た感じなんですけど、南会津高校の前の山、片貝21本という数字なんですけど、なかなかひどい状況だなというふうに見えるんですけども、21本くらいですか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 片貝については21本でございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 何とか食い止めてもらいたいというのが思いでありますけども、先手先手といいますか、ぜひ伊南地域に来ないように形で防除をお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

この病害虫、カキナガキクイムシの駆除でございますが、こちらは令和2年度から調査をいたしまして、先ほど言われました片貝地区につきましては、堺から片貝地区なんですけど、そちらについては拡大、かなり大きく広がっているというふうな状況もございまして、特に対策といたしましては、やはり更新伐が有効ではないかというふうに考えてございます。

今回の薫蒸であったり、大径木に防護シートを巻くといった工法についてはなかなか、あまりにも大規模過ぎて工法的にそぐわないということで、そこは南郷支所とも相談しながら、更新伐ができるような形で、今、進めているようなところでございます。

さらになぜ今回、南郷の山口地区からというふうに進めたかといいますと、実際只見のほうから拡大してきたところではございますが、やはり伊南のほうに進まないようにということで最上流端の山口のほうから実施をしてきたというところでございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 次、128の林業成長化推進事業でありますけど、新築が6棟、増改築が4棟ですね。産材使用が156.67立米という。まず、この事業を推進してこられまして、検討されて、次の事業展開をされていくというふうに思っているんですけど、例えば今回の156立米、これ以上の町産材使用量の増大策という意味で、何か令和5年度以降、考えておられることがありましたらば。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

まず、林業の町産材の使用拡大というところでございますが、そこら辺につきましては、まずやはり町外へ販売をしていくというのが大変重要なことというふうに感じてございまして、さいたま市のほうとも一度協議をさせていただきました。

しかしながら、さいたま市においてはやはり県産材を活用するという大きな前提がございまして、なかなかさいたま市は今現在、うまく協議が進んでいないというところではございますが、その中でも館岩少年自然の家の大規模改修、こういったところでは町産材を活用していただくというようなことになってございます。

さらに今現在、台東区、こちらのほうと今現在協議を進めておりまして、台東区のほうで消

耗品だったり、公共施設のほうに南会津産の木材を使えないかということで今現在協議をしているところでございます。そこで、台東区につきましてはカタログ等を提示をしながら、今、町の製材屋さんであったり家具屋さんのカタログ等を提示をしながら、さらに今後、協議を進めていくというような中身になっています。

さらに広葉樹につきましては、今年度から広葉樹ステーションというのを開設しております、今、荒海の土場の一部を借りて木材を展示したところでございますが、今現在はその木材が売れてしましまして、ないような状況でございますが、今後、そういった広葉樹ステーションを活用しながら、さらに盛岡の市場、そちらとも連携をしながら広葉樹の普及拡大に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 内から外ということで攻めていくということですので、倍増というくらいになるまで、ぜひやっていただきたいなと思います。

最後に、184の下水道受益者負担関係、先ほど、既に町長の20%カットの条例は可決されました。92件ということですが、全員協議会で説明がありましたけども、決算議会でありますのであえて取り上げさせていただきます。

これ92件とあるのは92人ということなのか、再度確認させてください。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 公営企業会計の決算認定とかではなくて、今、しゃべっても大丈夫でしょうか。

○室井嘉吉議長 事務報告にありますので、結構でございます。

○遠藤知樹環境水道課長 92件とありますが、これは賦課の対象になった件数でございまして、89人と3事業所になります。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 事務報告で許可ありましたので、ここで聞きます。

ここの89人と3事業所については、相手方にもう支払わなくていいですよという通知というのは出されたんですか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

不納欠損の場合は町のほうの処理だけでございまして、相手には通知はしません。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 先ほど、町長お一人が全体の責任を取られるというふうな形で、議会も、反対の方もいらっしゃいましたけど、了解をして議決をしたわけですが、やはりどうしても私自身も何らかの形でそれに携わった人の過失というものはあったんだろうなというふうに思っています。初歩的な話でありますけど、こういう不納欠損を発見したというか、それはどういった形ですか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 答えいたします。

今回の件に関しましては、私が昨年、環境水道課に配属になったときにいろいろ調べておりまして、この受益者負担金の滞納繰越分の金額の年変動が思ったより少なかったというところから調査をして、このような結果に至ったというところでございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 私はある意味、見つけたということについて非常に称賛します。これ見つけなかったら延々と多分出たなというふうに思いますので、ここは町長にも提案をしたいと思うんですが、1つはコンピューターシステムで、不納欠損になる前に抽出することができないのかということ。2つ時間ないので一遍にしますけども、あと不納欠損を出さないような、職員、どこの課でもいいんですけども、兼務でもいいんですが、所掌事務の中でその任務をつくるというのはどうでしょうか。一遍に2つ質問しちゃったんですが、時間がないもんですからよろしくをお願いします。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 不納欠損なんですけど、先ほどの案件については時効を迎えるのを忘れていたということの不納欠損。一般的に不納欠損の場合は、その人から納めていただかなくちゃいけないんですけど、住所が分からなくなっている。それからもう亡くなっていて相続人がいない。取るに取れない方のものをいつまでも残しておくわけにいかないので不納欠損にしているということですから、先ほどのやつとこれがイコールではないことはご承知おきいただきたいと思っております。

それからこういった事案が発生しないような取組ということでございますが、今のところ、各課において情報共有をしながら、それぞれの責任の中で収納していくというやり方をしておりますので、議員からそういうふうな提案があったということは受け止めたいと思っておりますが、今後、そういったものが、有効なものが出てくれば検討していきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 私も議場で、管理者の方あるいは課長さんから、今後、そういうことでならないように努力しますということは再三聞いているわけですが、やはり今の遠藤課長が危機を持ったその危機が継続的につながっていかないで、今回のようなことが起きたというふうに私自身は思っていますので、先ほどの町長の答弁は同じように、前聞いたような答弁でありますので、そこはしっかりと、こういうことが本当に起きないようにやっていただきたいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 町のほうでも代表監査委員の方からご指摘をいただいた経過もありまして、今、滞納対策の整理委員会というのを持っております。それぞれ住民の方からお金をお預かりする部署が共通の認識に立って進めるというふうなことを徹底をしながらやっていきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 それでは、ここで暫時休憩といたします。

昼食休憩といたします。

再開は13時より行います。

さらに今の質疑を引き続きやりますので、ひとつよろしくをお願いします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 それでは、令和3年度事務報告の44ページ、危険空き家除却事業補助金についてと149ページはスキー場の修繕について、176ページは水道事業について、202ページ、これもスキー場の修繕について、218ページ、234ページも各支所のスキー場の修繕について、44ページから質疑させていただきます。

危険空き家の除却事業補助金の交付件数はここに11件、交付金額は736万7,000円と記載されています。補助金交付要綱にある補助限度額別表の区分、補助金額、補助限度額、これは非課

税世帯、課税世帯、行政区等ということで3分の2以内、2分の1以内、5分の4以内、それぞれ80万円、50万円、100万円の限度というふうに要綱に記載されておりますが、非課税世帯が何件か、課税世帯が何件か、行政区の申請が何件あったのか。それと補助金額は満額かどうか分かりませんが、その金額をお示しいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

全部で11件の申請があったわけですが、非課税世帯につきましては4件、課税世帯につきましては5件、集落からの申請につきましては2件ございました。あとは何でしたっけ。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 補助限度額は80万円、50万円、100万円ですけど、その満額を補助したのかどうか、それとも金額がそれまでいかないで、結局、その合計数字はこの80万円、50万円、100万円ということで割っていてもぴたっといかないの、補助金を出した額が違うのかなというふうに思いますので。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

満額補助になったものもないために、この件数で割ってもぴたっといかないということがございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

行政区の補助申請物件の所有者というのは分かりますか。行政区で危険空き家を取り壊したいという申請をして補助金が出たというふうに思いますけども、それは区の所有とかそこに以前住んでおられた個人の所有とか、そういうことがあると思うんですけど、その事情をお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

個人の所有物でございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 個人の所有物を区が危険空き家だから取り壊して、安全な環境にしたいというようなことなのだろうというふうに推測しますが、その場合、その個人が特定できないとかそういうようなことなんでしょうか。それとも個人ではもう壊し得ないということ

で行政区が代わってやった、そういうことができるのかどうか、そこを聞きたいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

集落が申請者となって除却する物件につきましては、集落内部で課題とされている物件、至急取り壊さなければならないというような物件になっています。そんな中で、やはり所有者にはお金が工面できないというような話がありまして、そういった場合に、その補助金の自己負担分、補助金を出して自己負担分を集落が出すわけではなくて、個人の方の、例えば建物が建っている土地だけではない土地があれば、そこをどなたかに購入してもらえるような人を集落のほうで探していただくなど、そういった資金を個人で負担できるような相談等対応を集落のほうでしていただいているということです。

集落のほうでもそういった取組をしていただいたり、所有者であったり親戚の方との話合いも集落のほうで進めていただきながら、町はそれに対して支援をしているということでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 補助金交付要綱の4条にただし書で、法人は補助対象者としらないものとするところなんですけど、行政区も法人として法人格を取得ができるということはあると思います。市区町村長が認めればということで。その法人格を認めてほしい行政区等は行政区で財産を登記する。登記するためにはやっぱり法人格が必要と。南会津町だとそういう行政区があるかどうか。なければ、このままでも問題がないかもしれませんが、あるとすれば、行政区で登記した物件を持っている。で、法人格を持っているとしたら、この補助金交付要綱の4条の部分に当てはまらなくなってしまうので、そのことをお聞きしたいなと思ったんですけど、法人格を持っている、財産を持っているところはあるというふうには聞いているんですけど、登記まで至っていないで、区長が代理してそのまま交代しながらきているとかというものもあるのかもしれない。その辺の状況はどうですか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

集落が、行政区が法人格を持つというのは地縁団体と言われるものだと思いますが、現在、本町に地縁団体が、今、手元に資料がないので具体的な数字は申し上げられませんが、その地縁団体につきましては、登記かけている物件につきましては集会所だと私のほうでは今、確認は取れています。そのほかの物件であったり、土地について地縁団体で登記しているものにつ

いては不明であります。今後、そういった地縁団体のほうで申請するというようなことも想定されますので、改めてもう一度、その補助要綱のほうを見直しの検討などを進めていきたいなというふうには考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 そういう地縁団体があると、そして実際に登記もされているという、今、課長がおっしゃられたように、その方たちがこの要綱どおりであると申請できない、補助金を受けることができないというふうに解釈もされると思いますので、検討するということなので、よろしく検討してほしいなというふうに思います。

ページ順にならないんですけど、146からですか、149から202、218、234は関連するんで一緒に質疑させていただきたいと思いますので、176ページの水道に関する事項のところを2点目に質疑させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 いいですよ。

○15番 楠 正次議員 それでは、水道に関する事項(1)の給水の状況について、4地域の比較では有収率が4地域合計で0.1%の差、有収率の低い原因、これは総配水量から有収水量を引くと差は出るとは思いますけども、有収率の低い、このパーセンテージを見ると、みんなそう高くないなど。特に西部地域は50から60%ぐらいということなので低いというふうに感じますが、この理由はどういうことでしょうか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

この有収率の低いといいますが、配水量に対して有収水量、この差につきましては、水道管の中に水が滞留しないように放流している、捨て水をしている部分というのもあります。ただ、大きな要因としては地下漏水、これが原因になっているというふうに思われます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 放流、これも見たことがあります。そして多いのはやっぱり漏水、西部地域にはまだ石綿管で配水しているところもあるのかなというふうに思います。石綿管はどうしても老朽化すると漏水が多くなるということですが、館岩地域の有収率が令和2年度で48.5%、去年は本当に低くて私、発言するのもはばかれたんですけど、令和3年度は伊南が54.1%で前年比で6%低く、館岩地域は有収率が上がりました。この要因というのはどういふことが考えられますか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

館岩につきましては、中部地区の石綿管の入替えをやっているということで有収率が上がっているのかなというふうに考えております。伊南地域につきましては地下漏水が増えているのではないのかなというふうに予想しております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

次に、今の答えが関連してくるんですけども、1人当たりの1日の平均の給水量、これは使用量とは若干違うのかもしれませんが、一番最後に出ている部分ですね。これの計算方法をお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

こちらの平均の給水量につきましては毎年、事務報告に載せさせていただいております、総配水量を給水人口で割って、日平均を出しているというものでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 今年のをつを見ますと、年間の総配水量、漏水量を含んだ、また放流、捨て水、これも含んだ水が総配水量、それを給水人口で割って365で割ると1日の1人当たりのものが出るという理解でよろしいんだと思うんですけど、とすると、漏水した部分、放流している、捨てている部分、それが約40%もありながら、それを加味しないで総配水量を人口で割ったら、すごい1人当たりが使ったように見えますけど、実際は違うんだろうなというふうに思いますが、この考え方はどうですか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

ご指摘のとおり、今、お示しさせていただいているこの計算方法ですと、配っている水に対しての平均にはなっておりますが、1人当たりの使っている水の量とはちょっと乖離してしまっておりますので、来年度の事務報告に向けて中身検証させていただきたいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 私、念のために有収水量、これを給水人口で割って、365で割ってみました。とすると田島地域が344リットルから269リットルの使用料になりました。館岩地域は614リットルから348リットル、伊南地域は511リットルから277リットル、南郷地域は425リ

ットル、今年に分から296リットル、今年分でも有収水量を1日当たりの使用量に換算すると、これが実際の使用量なので、1日当たり、1人当たりの給水量ということじゃなくて使用量ということでこういう形に、今、課長答弁されたのはそういう私の言っているような内容なんだろうと思いますけども、このように。で、平均すると395リットル、今年出ているのが298リットルというふうになるというふうに思いますので、漏水が多い、そういうことが1人当たりの使用量、使用量ではないんですけども、ここに記載されているのは、というふうに変更というか、したほうが分かりやすい、我々も理解しやすい内容だと思いますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 議員ご指摘のとおりだと思っておりますので、来年度に向けてこの辺の見直しについて検証させていただきたいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

給水で、例えば消毒とか膜ろ過とか緩速ろ過とか急速ろ過とかというふうに次のページ等に出ていますが、給水経費で一番高いというか、かかるもの、給水に対して経費のかかるもの、それはどういうものがありますか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 一番かかるものにつきましては、浄水場の経費に関しては電気代が一番かかっているというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 自然流下で配水できるのとそうではないところとあると思うんですけども、その辺ではやっぱり圧力をかけなければ配水できないというようなこともあると思うんですけども、それも電気代なんですか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 当然、自然流下で流せる、お配りできる分につきましては電気代かかりませんのであれですが、やはり高いところに一度、水を上げて、そこから配らなくてはいけないところというのは電気代がかなりかかるようになっております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

それでは、次に、149ページにはだいくらスキー場の修繕工事、更新工事等が載っております。

すけど、これはリフト山麓のチェーン交換ですけども、交換の理由というのは不具合とか耐用年数とか、そういうことでされたのかどうか伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

2つ春木沢トリプルリフトと白樺トリプルリフト、記載させていただいておりますが、春木沢トリプルリフトにつきましては、指定管理者のほうと協議している中で設置してからかなりの年数経過しております、切れたりするおそれがあるので交換したほうが良いというような点検業者等からの話もございまして、当初予算に計上させていただいて工事を行ったという形になっております。

下段の白樺トリプルリフトのほうにつきましては、オープン前に、現在も、今年も今とかも点検作業を行っておりますが、当初予算計上時には交換する必要がないということで見込んでいなかったんですが、その点検作業中にチェーンの一部が亀裂が入っていたりということが見つかりまして、このまま運行したのでは命に関わるというようなことで補正予算にて予算を計上させていただいて、オープン前までに交換したというふうな内容になってございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 だいくらスキー場では圧雪車等の修繕は毎年必要なのかなと思うんですけど、なかったんでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

圧雪車3台につきましては、需用費の修繕料ということで3台合計いたしまして1,045万6,776円の修繕費のほうを支出してございます。なお、事務報告の149ページの中ほどに記載しているものについては工事請負費のみというような形になっておりまして、別に173ページの中ほどに(4)商工観光課ということで記載させていただいております。建設課のほうのところに商工観光課分として2つ計上させていただいておりますが、だいくらスキー場につきましては上段部分のセンターハウスリゾートイン台鞍の浄化槽修繕工事ということで、こちらもスキー場分ということで修繕等を行っております。

なお、商工観光課で発注している工事分が商工観光課に載せて、建設課で発注している分の工事請負費分といたしまして、この173ページに記載しているというふうな形になってございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

それでは、202ページ、ここにはたかつえスキー場の握索機更新10台ということありますけども、アスファルト工は結構ですけど、この握索機更新という事業の内容について説明いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えいたします。

ロープをつかむタイプのリフトでございまして、その部分の部分的に10台更新したというような内容でございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 一半期ごとにつかむのがあると思うんですけど、それが不具合とか緩みとかそういうことが見られて、交換工事とかということなんですか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 すみません、詳細につきましては手元に資料がないので、原因等についてはお答えいたしかねます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 たかつえについても圧雪車の修繕等は、出てないんですけど、これも違うところに出ているんでしょうか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 私のほうでその辺の詳細の確認をしておりませんで、今、お答えできません。申し訳ございません。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 支所長も替わって、状況がよくつかめていないのかもしれませんが、たかつえも圧雪車が非常に多い、そして昨年でしたか、新しい圧雪車に交換したということもございまして、それで今回は修繕はなかったのかなというふうにも考えたんですけど、それは後で調べていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の218ページ、ここには高畑スキー場の圧雪車修繕整備工事というのが支所の中で出ているんですけども、この圧雪車3台、この修繕内容というのはどういうものだったんでしょうか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 お答えいたします。

圧雪車3台ですが、スキー場のオープン前に、全ての圧雪車について定期的に修繕箇所があれば修繕を行うというようなことで、毎年定期的に行っている修繕であります。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 そうすると、内容的なものは分からないけれども、毎年修繕が必要な部分はオープン前にやっていると。

それでは、南郷地域のスキー場についても、ここも圧雪車4台、随契で1,294万円というふうに修繕が出ております。このほかに第1リフトの整備工事、第3リフトの脱検設備接続箱等交換工事、この部分について内容説明をお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 答えいたします。

圧雪車の修繕整備事業につきましては、伊南、高畑スキー場と同じでございまして、シーズン終了後の夏季整備となっております、毎年行っているものでございます。

南郷スキー場第1リフト整備工事でございますけれども、これにつきましてはリフトを回すための主電動機の整備になります。一定程度の稼働時間を過ぎればやらなければならないということで、年次計画の中でも上がっている工事でございます。

南郷スキー場第3リフトの脱検設備接続箱等交換工事につきましては、これは修繕工事となっております。

以上です。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 第3リフトの交換工事は修繕工事だということですけど、その内容ってというのは接続箱等交換って内容が分からないので聞いているんですけども。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 答えいたします。

リフトの脱検の反応する機械がございまして、そこに収納する箱がついているんですけども、ここの修繕工事になります。よろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 専門用語なのかな、脱検って検査の検だと思うんですけども、点検ということなのかな。そこはどうなんですか。分かりますか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長、分かりやすく教えてください。

○平野芳和南郷総合支所長 答えいたします。

リフトが外れたか外れないかを感知する機械ボックスになります。説明不足で申し訳ございませんでした。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

先ほど商工観光課長のほうからは、この部分はこういうことで、修繕の部分はこう、工事はこうという説明がありましたけど、舘岩、伊南、南郷支所も、伊南、南郷は似たような表記ですけども、修繕の部分も記載していただければ、のらなかつたかどうかもちよつと分からないので、我々も認識しづらいので、その辺、同じような資料にしていただければなというふうに思います。

以上で終わります。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

今回、議会には間に合わなかったんですが、私も事務報告を見ている中で、やはり各スキー場でどのぐらいの修繕料がかかっているのかとかというのが一目で分かるように、先ほど言いましたように需用費の修繕料で記載されていない部分も下のほうに米印で書くなり、あと建設課分についても、何ページのここに計上されていますというような表記で書くようにということで、早速、商工観光課のほうで打合せはしたんですが、3支所のほうにもその旨伝えて、忘れないうちに来年に向けて準備するよという指導はしておきましたので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 事務報告の164ページの(2)道路増築住宅造成工事と168ページ町営住宅関係のことで、これは一括して共通点が多いので、質問させていただきます。2件ですが、これは松下住宅の関係ですので一括して質問させていただきます。

今、造成工事を行っているこっちの令和4年3月24日とか、造成工事やっているということですよ、今、住宅の。その中で168ページ見ますと、15軒のまだ入居者がいると。造成中ですが、まだ15軒入居者が住んでいるということではないのでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 答えいたします。

164ページの(2)の道路築造宅地造成工事といいますのは、田島駅周辺の土地区画整理事

業ですので、松下住宅とは離れておりまして、ファミリーマートさんですとかあの周辺の道路築造であったり、造成工事、そちらのほうを進めている事業でございまして、168ページの住宅とは少し関連しませんので、まず区画整理事業ということをご理解いただきたいと思います。

168ページにつきましては、町営住宅の管理状況を載せておりますので、ここは別の内容ということでご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 そうすると、ここに書いてある松下地内というふうに造成工事が載っているんですけど、これは松下住宅のことじゃないということでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

施工箇所、丹藤字松下ということで、これは地区名で、ある程度広範囲な松下地区という中で区画整理事業をやっているというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 分かりました。

ただ、今現在やっていますよね。松下住宅内で造成工事、配管工事をやっていますよね。そうした場合に、今、この15軒の方、将来的にどのような状況になるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 松下住宅の建て替え事業につきましては、今年度、7号棟ということで1棟2戸の住宅を整備いたします。事前にアンケートを取らせていただきまして、今、住んでいる方がそのまま住むことを希望されている方につきましては、その意思を尊重しまして、移り替えを進めながら、移りたいという方がいらっしゃれば、そこに新たに住んでいただいて、空いた住宅を取り壊しながら、その空いたところから住宅を整備すると、そういう考えでございまして、今住んでいる方につきましては、その意思を尊重しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 参考がてらお聞きします。15軒のうち、そこに引き続き住みたいという方は何軒ありますか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 すみません、アンケート調査の調査結果につきましては、今、手元に持ち合わせておりませんでしたので、お答えできません。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 実は何でこういう話を聞くかということ、松下住宅、今住んでいる15軒の方たちとちゃんとコミュニケーションを取っているかということなんです。今現在、家賃がそんなにかからず住んでいると。これから新しくなったら家賃どうなるのかと。それですぐそばで工事されている。当然、転圧だ何だかんだで昼間、すごい振動だという話も私、聞きました。確かにそうですよ、家のすぐそばでローラーからいろいろやっているわけですから。

そうすると、今の工事が住民の、こんなことを言ったら失礼ですが、ちゃんとコミュニケーションを取ってやっているのが前提だと思うんですね、こういう工事に対して。そういう住民の説明会とかコミュニケーションはどのようなふうになっていたのでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

先ほどもアンケートの調査結果につきましては手元に持ち合わせておりませんが、それ以前にも地区の住宅の説明会やっておりますし、そこに来られなかった方につきましてはきちんとお伺いして、確認等しておりますので、我々としましては全員を対象にきちんと意見はお伺いして進めているというふうに認識しております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 最終的にも今住んでいる、結構高齢の方があそこにいるんですね。当然、年金暮らしです。私の知っている人は身寄りもない方で、当然、身体にいろいろリスクを抱えている人もいました。その中で一番が、先ほども言いましたが、家賃なんですよ。現在の家賃で暮らせるかどうか。この辺に対して、当然、新しくなれば、普通に考えれば高くなりますよね。この話合いというのはなされたのでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

事業説明会の際に、今の家賃、それぞれありますが、新しくなれば、このくらいになりますという説明もさせていただいております。先ほどのとおり、無理に退去を勧めて工事をするということは考えておりませんで、今、住みたいという希望の方につきましてはその意見を尊重しながら進めていきますので、ご理解いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私の聞いているのは、現在の家賃、これ以上高くなったらそこにいたくてもいられないということなんです。言っている意味分かります。家賃が上がった場合に

不安だと。いたくてもいられなくなっちゃうと。私たち、どこに行ったらいいのというふうになっちゃうんですよ。そこをちゃんと納得してもらえているかどうかなんです。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 家賃につきましては、今住んでいらっしゃるところにそのまま住んでいただければ、その家賃はそのままでございますので、今住んでいる方の家賃が上がるということはございませんので、そこはご理解いただきたいと思います。当然、新しいところに移っていただければ、新しい施設なりの家賃になりますが、今のまま住み続けていらっしゃるのであれば今の家賃のまま続けていただくこととなりますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 実際にそこに今住んでいただければ、だって住んでいるとこ、あそこ全部、改築するんでしょう。しないんですか。松下住宅の最初の計画では、あそこ新しく建て替えるというふうに私は説明を受けて、2棟でしたっけ、建てる予定だと話だったんですけども、そこに住んでいてもらってあれば、住宅できないんじゃないですか。

○室井嘉吉議長 建設課長、よく説明してください。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

松下住宅の建て替え事業につきましては、全体の敷地を使って、今おっしゃるとおり、15軒の方が住んでいらっしゃいます。下流側から、今年、7号棟、1棟2戸を建てます。その後、高齢者住宅合わせて15棟ですか、予定しているんですけど、そこは空いたところ、退去されて取壊しができるところから進めていきたいというふうに考えております。

ですので、今住んでいらっしゃる方を無理に退去させてまで新たなところを建てるということは考えておりませんので、そこは十分に説明してきたつもりです。今、住んでいらっしゃる方につきましても同じところに住んでいただいているのであれば、その住宅の家賃を上げるということはございませんので、そこは十分ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 時間もないのでこれを最後にしたいと思いますが、今の建設課長の話で矛盾が生じるんです。なぜか。造成して配管して、その上に住宅が建つんです。そこで住宅、その意向がない方はそのままやりませんからといって、周り住宅造成しますよね。あそこは私が質問して、越水すっから50センチ上げる、そういうことになりましたよね。そうしたら周りが50センチ上がって、そこだけぼつんと残すんですか。ちょっと私は無理があると思います。よくそこら辺を住民とコミュニケーションを取ってやっていただきたい。

以上です。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

先ほどのとおり、無理な退去は求めませんし、今やっている事業は様々な苦情につながるということであれば、できるだけ苦情を少なくしてやっていく方法を考えておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございせんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 ちょっと疲れモードになっているかと思いますが、2点ほど、事務報告のほうから聞きたいなと思います。

ページ数は59ページと61ページからお聞きしたいと思います。

今回の事務報告の中において、59ページの3の中に身上調査等に関する処理件数という項目がございせんか、これは具体的にどういう意味合いのものなのかお聞きします。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

詳しく細かくは説明できないんですけど、一般的に、例えば国の表彰ですとかそういった場合、身上調査がございせんか。身上調査というのは、やっぱりその方に犯罪歴がないのかとかというものを戸籍住民係のほうで管理しておりますので、その調査ということになります。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 要するにこれは表彰を受ける人を対象にする身上調査なのか、あともう一点、例えば警察官になるために依頼を受けたときの身上調査なのか、それもお聞きします。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 様々な形があると思いますが、例えば議員がおっしゃったものですか、あと採用試験のときのちょっとした身上調査ですとか、いわゆる鉄砲、猟銃を所持している方が定期的に身上調査をします。そういった形で、ちょっと種類はあるんですけども、例えば古物商ですとかそういったものも定期的に身上調査が申請されてきますので、そういったものの種類があるということをご理解ください。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 大体分かりました。その中に俺のも入っているんだなと思いますので。

それでは、61ページの中で、国民年金受給者件数及び年金額の中から、障害給付という項目がございますが、この項目の中で件数、これ扶養までいっちゃうからこういうものになるんだべけど、年金額が296だな、件数は9件ということになっていますが、この障害年金というものは、これは何歳から当てはまるか、ひとつお願いします。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

私の解釈、認識としては、60歳前にということで、何歳からというところまでは、60歳未満で障害になった方が受給されるということで私は認識しておりますが、それが何歳からという部分ではお答えできません。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 60歳未満というのは、これは多岐にわたって、年齢も低い人も入ってくるわけでしょう。それは分かりましたが、年金額はどういう形で設定していくのか、それもし分かれば説明をお願いしたいと思います。例えば、この生涯年金は最低幾らですよと、最高は幾らもらえますよというのが分かれば、お願いしたいと思います。分からなかったらば資料をもらってきて教えてください。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

手元に資料がございませんので、お答えできません。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 今ほど分からなかったら資料を提示というお話がありましたけど、議長から資料の提示の求めがあれば、暫時休議いたして資料の調べをいたします。

○室井嘉吉議長 私のほうからも要請しますので、資料の提示をお願いします。

それは今、出してくるの。

〔発言する者あり〕

○室井嘉吉議長 だから資料を今、いただくようにしますので、暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時06分

○室井嘉吉議長 それでは、再開をいたします。

住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 先ほどの質問に対しましてお答えいたします。

その前に、先ほど年齢要件ということでお話があったと思いますが、私、60歳未満ということで答弁申し上げましたが、年齢要件は特にございませぬ。二十歳前でも二十歳後でも、そこはフリーというか、年齢要件はないということでした。大変申し訳ありません。

障害年金に関しましては、まず、年齢は関係なく、障害というか、障害を持ってしまったということで、医師に診断をされます。流れとしましては初診日から1年6か月たちますと、重い場合はそこから障害年金を請求することができるということになっております。

軽度の場合にもさらに事後重症による請求ということで、その後、定期的に認定を受けられれば、障害の請求はできるということで、実際には今現在、認定を受けられるというのは障害基礎年金のほうなんですね。障害給付の①のほうの左側の件数となっております。

障害基礎年金と障害年金、中身は同じなんですけども、実は昭和60年に法改正がございまして、その前、60年前の制度が障害年金ということで、それ以降が障害基礎年金ということで、今現在、その認定されているもの、制度となっております。

等級に関しましては、なかなか細かな等級に分かれておりまして、いわゆる障害者の手帳を持っている級と年金の等級とは全く別な種類となっておりますので、それは医師の判断であったり、年金事務所のほうの査定といいますか、調査なりそういうもので決まるものですから、一概には障害者手帳を持っているからもらえるというものではございませぬので、ご理解ください。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 大変手間をかけまして申し訳ありませんでした。

昨日の一般質問の中にもありましたが、多動性障害とか知的障害とか、そういう中でこれから南会津も障害者の施設ができてくるという中において、そういう制度の中においてそういうお金が今後発生するとなれば、そういうもので物事の判断をする家庭も増えてくるのかなと私もそこをちょっと心配していたんですが、中には、俺もどなか、これ、障害年金というのはもっているのかなと思うような人がいらっしゃいまして、通常的生活、通常行動を見ても何でもない方が私は働かなくても障害年金をもらっているから、俺は年間70万円もらっている

から働かなくてもいいだという方がいらっしゃって、そうすると、今まで一生懸命、年金をもらった方が国民年金で年間70万円くらいしかもらえない。そういう中において、それじゃ俺は指の1つも落とすかなんていう冗談ではないけど、そういう話も出てきたりしているような状況であるんで、この審査というのはどういう形で町は関わっているのか、お伺いしたいと思います。

障害者の審査というのは、町はどのようにして関わっているのかお伺いしたいと思います。あくまでもこれは医師の判断ですか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

基本的には診断書的な年金の用紙の様式がございまして、それを本人、家族なり医師の診断を受けて申請をする。当然、町では受付はしますけども、そこで審査はしませんので、年金事務所のほうに、上に上げるといいますか、年金事務所のほうに通知をしまして、そこで判断していただけるようにはなると思います。

ただ、やっぱり症状によっては、実際に本人にきちんと会っていろいろ聴取するなり、様々な審査はあると思いますが、ここではどういう段階でどういう組織が審査するのかというのはお答えできません。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 専門的な質問になってしまいましたが、町の関わりは、障害の限度について直接的な事務を行うことはございません。住民の方に制度を周知したり、内容をおつなぎしたり、また、相談があったときに実際にそこに動くところのつなぎ役というようなことでございますので、さらに我々としては住民の方、また障害をお持ちの方、その家族の方への制度内容の周知に努めていきたいと、このように思います。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 これなかなか水かけ論みたいになるところあるものですから、おおむねこれで了解しましたので、これで終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 先ほど14番、楠議員のほうからも出たんですけども、1つ、同様なことなので、一応確認なので聞きたいと思います。

218ページ、要はこの分と235ページ、特定は言いませんが、圧雪車系とかりフト系の、先ほ

ど答弁のほうにも幾つかありました。この質問というか、1回、確認もしたことはあるんですが、要するにその修理は必要でしょうし、先ほどのこの上の218ページにおいては、大体平均1台の修繕費が500万円程度というのは毎年かかるという言葉をよく聞くんですね。本体が2,000万円ぐらいのものに古くなったから修繕で500万円というのは、単純に我々素人が考えると、結構、車検と部分もあるし、いろいろ安全性もあるけども、修繕料のでか過ぎにはちょっと驚くわけですよ、素人からすれば。

本体で四、五百万、3台で1,400万幾らだね。そのぐらいだから、これが例えば15年でもう何年も使っているからなるんだというような答えで修繕していけば、新品を買っちゃったほうがいいわけですよ。そういう精査もするし、僕はほかの修理、修繕を見るといつも気になるのは、いわれ話じゃなくて、執行部のほうでよく言うのがちゃんと写真添付しながら、その修繕箇所を我々は確認しているので、そこには誤りもないし、我々はその値段の妥当性を確認しているようなことを僕が聞いたときにまた言われたことがあるんですよ。

僕はどっちかといったらそういう機械系の人間なので、それが正しいとは思っただけけれど、その部分を我々の目がやっぱり専門家とは違いますから、ここの技術者、執行部の中でどれぐらいの、機械のそういう技術の中の精査に詳しい人たちがいるか、その辺は別なほうに言っているから、それは問題ないというかもしれないんですけど、確認と、例えば上がってきたときのそのあれはどういう形で流れているんでしょう。

あときは別な専門家にも依頼しているから、その精査は間違いのないだよみたいなことも耳にしたことあるんですが、つまり、全般においてそういう高額なもの、その精査あるいは更新の妥当性、あるいはそれは5年前にも既にやっているとかという、そういう遡ってでも、機械に対する、温水のポンプにおいてもそういう履歴をしっかりと確認しているかも気になって、ぜひその辺をお答え願いたい。

〔「議長、質疑応答の4番の③に質疑に当たっては所管委員会の事務に関するものは原則的に質疑をしないということになっているんですけど、それは。湯田委員は総務委員会に所属されていると思うんですが、よろしいですか」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 その議論は総務委員会の中でもやった記憶があります。それはいろいろ代理店の問題だとかそういったことあって、高い修理代に点検代というのか、そういうのになっているというようなお話は十分承っております。ということ踏まえての質問ということで、あとき、その辺の精査の部分までは確かに、どうやっているんだなんていうような質問をした

人はいませんでしたので、午前中、欠席もしたことですから駄目ですか。その1問だけでも応えてもらうということではうまくないですか。

〔「それは議長の判断です」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 だからそういうことで、その点についてのみ、金額の正当性について、どのような検証を行政としてやっているんだということだと思っんですけども、その辺のところ、何かあれば教えてください。

町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答え申し上げます。

予算査定の中で、圧雪車の修繕関係出てきます。まず、自動車の車検と同じように毎年毎年、ここの場所は見て、次の年はここを見てというような点検項目の計画がございます。中にはばらしてみないと分からない部分もございます。ですから、新しい車両で1年目、2年目、3年目であっても、ばらしてちゃんと問題ないかどうかの確認をする必要があるもので、そういったものを点検を扱っている事業者に見積りを取って、それが妥当な価格であるというふうに我々は判断をして、予算計上していると。

そのほかにも、実際に使っている最中に不具合を起こすことがあります。そういったときのためには既存の予算からの予算流用もしくは予備費充当、さらには期間が間に合えば補正予算等で予算措置を講じて、スキー場の営業に支障ないようにしております。

これはリフトにおいても同じで、リフトの安全性を確保するための何点かの項目がありまして、それを順次、壊れたときに直すと非常に大きなお金かかってしまいますので、常に点検をしながらやっていて、年度途中で止まることのないように注意しているというようなことで、点検業務を合わせた修繕とそれから実際に壊れてしまったときの緊急対応と、この2つを専門事業者の方の見積りでやっているということで、ご理解いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君、総務委員会に関わる以外での質問をしてくださいよ。

○10番 湯田 哲議員 精査しているし、妥当であると認識しているという執行部のその答えでいいんですよ。それだけ聞きたかったんです。我々はしっかりやっているんだと、過ちもなく、それは妥当だということを書いてもらったから、それでいいんですよ。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんね。

ありますか。

ないですか。

ありませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定いたしました。



◎議案第54号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第14、議案第54号 令和3年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第55号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第15、議案第55号 令和3年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第56号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第16、議案第56号 令和3年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第57号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第17、議案第57号 令和3年度南会津町水道会計会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第58号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第18、議案第58号 令和3年度南会津町下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第59号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第19、議案第59号 令和4年度南会津町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 一般補正18ページ、商工費、7-1-4-14、工事請負費について伺います。1点だけです。

星の郷ホテル関係です。オープンして1年ぐらいになるかと思うんですけども丸々、この中での工事の請負費ということで4、5、6、7、8、9、1,000万円近くあるわけですけども、防音改修工事、特に請負費という項目があるわけですけども、こういうのは瑕疵担保の期間内の項目には当てはまらないんですか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 答えいたします。

星の郷ホテルにつきましては、開業以来、宿泊客の皆様からは町産材をふんだんに使用している木造建築の宿泊棟、客室については木のぬくもりや香り、デザインなどで高い評価を得ておりました。しかしながら、木造建築の強みがある一方で、遮音、防音については一部利用者や議員の皆様からもご指摘やご心配を受けていたところで、改善を求める意見が大変多くございました。

これまで2回にわたり、設計業者、あと遮音ボードのメーカーさん、音の専門家の方に来ていただきまして、各部屋の遮音の検査、測定を行っていただきました。その結果、設計仕様基準、遮音の性能でございます。この遮音の性能については40デシベル減少させるといったそこについては、遮音効果がそのまま認められましたので、工事における瑕疵はないものと判断しております。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 防音関係、いわゆる苦情等は大部分前から、オープン当初、ある程度過ぎてからすぐ聞こえてくるお話でありました。隣のお部屋のトイレ等の音が聞こえると家族連れは2階に置けないというふうな状況もあったようでございますけども、こういう状況の中で専門家に頼んだら、瑕疵担保責任の範疇にはなっていないということなんですけども、実際の遮音性の級というか、客室の級、特級から3級までありますけど、何級だったんですか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 2級でございました。

〔「あんまりよくないね」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 2級だと遮音性、標準的である、一般的な性能水準であるというふうな評価をされている段階なんですけども、ホテルという特殊な場所で、しかもお客さんをお迎えする施設としては、私は法定上の担保責任とかそういうのは請求できないのかも分かりませんが、一般的な遮音の性能、性能水準であるというのはホテルという特殊なところ、お客さんをお迎えするというのには不適合ではないかと私は判断したんですけども、オープンする前にしっかりそういう遮音性とか、やはり少なくとも1級とか特級の性能欲しかった。非常に残念だなと思います。

せっかく評価されている、木の香りがして非常に素晴らしいという一方、こういったユーティリティーが非常に悪いということになれば、だんだんお客さんは減っていきます、間違いなく。やっぱりプライバシーを重んじるのが多いですからね。全額というか、1,000万円を1年たたないと同じぐらいの時期にこれだけの改修をするというのはどうなんですかね。町の発注者として、もしくは施工業者に対してもう少し厳しい要求してもかまわないんじゃないですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 議員ご指摘の部分もあるかと思いますが、今回、我々、この予算を上げるに当たって、1つは設計上の瑕疵がなかったのか、それから工事の施工上の問題がなかったのか、これらをやはりある程度の期間をかけて調査をしたところでございます。

結果して、木造である構造であればやむを得ないというか、あの場所が非常に静かなんですよ。それゆえに室内の騒音も感じやすくなっているというような話も受けております。ですから、町として発注して僅かではございますが、それは設計なり施工上の不備ではないというような判断で、今回、補正予算に計上させていただいたところでございます。

中身的には、防音の改修で金額入っておりませんが、473万円ほどということで、町側でも検証した上での必要な対策だというふうに思っている予算計上でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 環境がいい、音が聞こえやすい、だから特級が欲しかったんですよ、

2級じゃなくて、水準の標準じゃなくて。だからそこにやっぱり工夫、施工者も工夫してしっかり造っていかなきゃならない、すばらしい建物なのに、けちがついてしまったというふうに私は思っています。残念ですけども、法的な根拠なしに施工者に強い要求とかはできないものですから、それは引き下がりますけども、やはりTPO、時と場所によって建物とかも性質、性格も違ってくるので、それに見合った施設にしていかないと、一律ゼロとやったでは、せっかく木を利用して、町産材を利用して、いい感じでなっているのに残念だな本当に。そういうことで、これから発注する場合とか施工する場合は十分に気をつけていただきたいなというふうに思います。都会のど真ん中に造る場合と山の何も聞こえないような場所に造る場合には違うでしょう。そういうことで、2級というのは今初めて知ったんですけど、残念だと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 一般補正14ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目が児童福祉総務費で、節10需用費と17の物品購入費、これ全員協議会でもデジタル絵本のこと、私、いろいろ質問しました。実は、WHOでは0歳から4歳まで乳幼児にスマホ画面を見せることは勧められないというふうに言っているんですよ。健康福祉課でこれをやること自体、私はすごく遺憾に思うんですね。

そして、東京新聞でもスマホやタブレットによる病氣的近視、あと眼球がラグビーボールみたいになる病気のことも言っています。NHKの番組もこれをやりました。資料あります。

そして、ある眼科、マルヤマ眼科さんという方の記事では、できるだけスマホに触れさせない、見せないということを言っていて、実は近視化や調節障害、後天性内斜視、ずっと横になっているんですよ、目が。こういう障害がすごく懸念されていると言っているんです。タブレットをこうやって貸し出す場合に、そういうリスクをちゃんと説明して貸し出す仕組みというのは考えられたでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

まず、デジタル絵本の導入の前の子供たちの近視の問題、これは我々もしっかり把握しているところでございまして、特に8月から9月の新聞報道でも全国紙、さらには地方紙でも福島県内の子供たちも非常に視力が悪くなっているというような新聞報道がありました。さらにはそういった国・県からの通知にも子供たちがスマホに触れる時間が長いことによって、1つの

近視の問題になっているというようなことは把握しているところでございます。

ただ、生活の実態を見ますと、子供たちがコロナ療養している場合、さらには私も子供を持つ親として、子供たちは大体、スマホで動画を見たりとかそういったことをして時間を使っているんですね。ですので、コロナ療養中もそういったスマホ、ちっちゃい画面、ブルーライト、同じブルーライトではあるんですけども、そういった携帯でユーチューブとかそういった動画ばかりを見るのではなくて、せめてデジタルの大きなもので動画を見ていただきたいと。

絵本に触れるきっかけとして、まずはデジタル絵本を導入して、そういった小さい携帯のユーチューブとかそういった動画ばかりではなくて、まずはこういった本に触れる機会をつくりたいというような思いで、今回導入させていただくものでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 健康福祉課長の言うことも分かります。ですが、今現在、こういう社会問題が起きて、視力がすごく悪くなっている子が増えている。であるならば、現実的にみんな、スマホをやっているから、大きい画面のタブレットだったらちょっとはいいだろうというふうにも私は今、感じられたんですけど、逆に健康福祉課であるならば、そのリスクをちゃんと発信して、少なくとも冊子までやって親御さんたちに配れとは言いませんよ。ただ、そのリスクをちゃんと発信していかなくちゃならないということなんです、私が言いたいのは。

こうやってデジタルの絵本を貸し出すときに、少なくとも30分以内でやめてくださいよとかそういうことが必要じゃないかなと。ただ便利だから、便利だから確かに本だとかさばります。スマホだったら、それ1台あればどこでも持っていける。確かに便利です。ただ、便利に代えられない障害が起きる可能性が今あるということ、これをちゃんと親御さんたちも理解してもらって、こういうことをやってほしいということなんです。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

何でも導入する際はメリット、デメリットがあるかと思しますので、そこはきちんと、このデジタル動画を導入することによるメリット、さらには議員おっしゃるようなデメリットがあるのであれば、しっかりと整理をして、そういったものをお知らせした上で貸出しをしていきたいというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひそうやって子供たちの健康をやはり守っていかなくちゃならないし、やるなどとは言いません。これを有効活用してやっていただきたいから、リスクもちゃんと

教えてくださいということです。

これで質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 一般補正18ページの4目の観光施設等管理費、18節の需用費、たかつえカントリークラブの消耗品100万円について、この1点だけであります。100万円計上されていますが、消耗品、たくさんあるのか、具体的な物品とか内容、消耗品の名前とかそういうものをお知らせいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えをいたします。

カート道が満遍なく壊れているというようなことで、議員のほうもお分かりいただいているかと思うんですが、場所によっては結構、段差がございまして、その原因が木の根っこだったり、あとは舗装路の穴だったりというようなことで、カートそのものが壊れる可能性だったり、積んでいるクラブがこすれてというんですか、当たって傷がつくとか、一番大きな問題は事故等の問題も出てくる可能性もあるというようなことで、いろいろ検討をしてきたところでございます。

その中で、今回、そういった段差解消のために補修用のための資材というようなことで、想定としてはレミファルトだったり、ゴムマットだったりというふうなことを想定してございますけれども、そういったものを購入して、その段差にあてがって、そういった段差の解消に努めていきたいなというようなことで100万円の消耗品というようなことで上げさせていただいたものでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 消耗品というのは、私も以前、ちっちゃなお店ですけど、やっていたときに、商法的には10万円未満、耐用年数が1年未満というような定義があったように記憶していたもんですから、100万円の消耗品というのはどういうものなのかなというふうに思いましたが、数多くの修繕箇所があって、そこを修繕して、カートの安全な走行、クラブの安全な運搬等々に資するための経費ということで了解しました。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第60号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第20、議案第60号 令和4年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第61号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第21、議案第61号 令和4年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第62号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第22、議案第62号 令和4年度南会津町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は庁内放送でお知らせをいたします。

議会運営委員の方にお知らせをします。これから議会運営委員会を開きますので、委員の方は中会議室2にお集まりをお願いします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時11分

○室井嘉吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○室井嘉吉議長 先ほど、町長から諮問1件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをいたします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議

題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。



◎諮問第3号の上程、説明、質疑、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第1、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 それでは、追加して提案をいたします諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてをご説明申し上げます。

本件は、令和2年1月1日から人権擁護委員としてご尽力をいただいております星善光氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、再任のため人権擁護委員法に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

星氏の主な略歴は別途配付しております附属資料に記載のとおりでございます。

星氏は人物、識見ともに優れ、豊富な行政経験を有するとともに広く社会に精通されていることから、人権擁護委員として適任であるため、引き続きその責務を担っていただくこととし、推薦をするものでございます。

なお、任期は令和5年1月1日から3年間となる予定でございます。

よろしく願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本案は諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決定いたしました。



◎議員派遣の件について

○室井嘉吉議長 追加日程第2、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りをします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件についてはお手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。



◎閉会中の継続調査について

○室井嘉吉議長 追加日程第3、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

上衣の着衣をお願いします。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回南会津町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉

署 名 議 員 川 島 進

署 名 議 員 菅 家 幸 弘